

『子どもの権利条例（仮称）素案』へのパブリックコメント（一般）および市の考え方

(提出者人数：51人、意見件数：372件)

【意見】

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
1	前文		「子ども」と漠然と表記をしているが、「日本国籍をもつ武蔵野市に住民票を置く子ども」と明示して欲しい。	ご意見として承ります。なお、子どもの定義については、条例第2条第3号に記載しています。
2	前文		「信頼できる居場所」とは何を指しているのかわからない。	ご意見を受けて「信頼できる人がいる場所」と修正します。
3	前文		「おとなに相談したり助けを求めたりする事ができる」とあるが、おとなの定義を明記すべき。その中には市役所も入るのか？ 「おとな」に悪意があり子どもの悩みを解決できない場合、市としてどのような責任を持つのか考えた上での前文ですか？	条例で全ての用語を定義することはできませんが、「おとな」については「子ども」と対になる概念として使用しており、市役所職員も含まれると考えています。市として子どもたちのことばが実現できるまちを目指し、子どもの権利を保障するため条例の制定を検討しています。
4	前文		「大人と子どもの権利を理解し尊重しあう事でそれぞれの権利を守る」とありますが、理解も尊重も出来なかった場合大人と子供は分断されてしまいますが、その場合市としてどう責任を取りますか？	市として子どもたちのことばが実現できるまちを目指し、子どもの権利を保障するため条例の制定を検討しています。
5	前文		おとなは、未来の社会を作ることにも十分教育をうけさせますとあります、不安に感じたり悩んだり困ったりしたら大人に相談したりできます。、現状、不登校とか発達障害の子に対して教育は平等ではありません。 先生は忙しさだけが伝わってきます。あまり来ないカウンセラーと先生のれんけいがとれてるともおもえません。 中学は特にほったらかしですし、不登校の子たちは増えてるのが現実です。理想を言う前に現実やることやってから条例作ったらいかかでしょうか？	ご意見として承ります。なお、武蔵野市では、武蔵野市立学校における働き方改革推進計画として「先生いきいきプロジェクト2.0」を策定し、教員の多忙化解消に取り組んでおります。また、東京都のスクールカウンセラーとともに市独自の取組として相談員を各校に派遣し、子どもたちの悩みを受け止める体制を整えております。
6	前文		「ひとりの人間としての権利があります」とありますが、子の権利は権利と義務の権利ではなく人権であることを明確に示す必要があると思います。たとえば、人間としての権利（人権）というような記載にすれば明確になるのではないのでしょうか。	条例での用語は「人権」ではなく、子どもの権利条約を踏まえ「権利」に統一しておりますが、ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
7	前文		内容についてはありませんが、「わたしたちは、知りたいことを学び、教育を受けることで成長できます。おとなは、未来の社会をつくる子どもに、十分な教育を受けさせます。」は、主語が「私達」から「おとな」に変わっており、日本語の文章としておかしいように思います。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容は、提出議案をご参照ください。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
8	前文		前文にとどまらず、表記を子どもでなく、すべて子供に統一してほしい。なぜ、どもと平仮名にするのか分からない。気持ち悪さ、違和感を感じる。	国内の様々な法令、制度において「子ども」「子供」「こども」の3種類の標記が混在している状況ですが、その中で最も一般的に使用されている「子ども」の表記に統一しています。
9	前文		すばらしい前文だと思います。子どもの声をいれているところがとてもよいです。	ご意見ありがとうございます。
10	前文		子どもが子どもの権利を学ぶ機会を学校や塾などが協力し、作ったら子どもが子どもの権利を学ぶ事ができると思います。大人もPTAなどが協力し、子どもの権利について学ぶ機会を作ったら大人も子どもの権利を学ぶ事ができると思います。子どもも大人も子どもの権利について学ぶ機会ががあったら子どもの権利を守るための大人の役割を大人が理解する事ができると思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
11	前文		こども自らの言葉を前文に記されていることで、この条例が子どもが権利の主体であることがわかる。	ご意見ありがとうございます。
12	前文		「よりよく生きるための幸福感が高められる」の意味がよくわかりませんでした。「よりよく生きているという幸福感が重要です」という意味ですか。	ご意見を受けて「子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です」と修正します。
13	前文		他自治体の条例と比べても、長文となっています。長すぎることで逆に条例の趣旨が希薄化することが懸念されるため、より簡潔な要旨にまとめることで、条例の位置づけを明確にすることが必要かと思われれます。	ご意見として承ります。子どもの声を前文に含めるため、このような分量となっております。
14	前文		子どもが考えた言葉が入っているのがいいと思う。	ご意見ありがとうございます。
15	前文		良いと思います。子どもの言葉が活かされることが大事だと思います。	ご意見ありがとうございます。
16	前文		すべての子どもをかけがえのない存在だととらえ、差別されず権利と尊厳が認められると宣言されていることが、とても良いと思います。	ご意見ありがとうございます。
17	前文		素敵な前文だと思いました。ここで書かれているように、子どもたちは大人と同じように一人の人間として尊重される権利を持っています。子どもたちの言葉が実現できるまち作りに賛同します。	ご意見ありがとうございます。
18	前文		「子どもの権利条約の趣旨をふまえ、子どもの最善の利益を尊重する」という点は大変重要と考えます。同時にこの後の章でふれられていますが、「子どもが権利の主体」であるという考え方も全文に加えられるとよりよくなると思います。	ご意見ありがとうございます。前文には「子どもたちのことば」を示し、その言葉が実現できるまちを目指すことで、権利の主体が子どもたちであることを示しております。また、子どもが権利の主体であるという考え方は条例の目的（第1条）に記載しています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
19	前文		<p>子どもを健やかに育成するのは、保護者や市民、市民団体、教育機関、児童福祉機関、事業者、そして行政機関の責任であり、役割です。</p> <p>本条例が、子どもの言葉で自分たちの「権利」を求めるところからスタートしているのは、ボタンのかけ間違えであると思います。権利ばかり主張して、権利に伴う「責任」と「義務」をないがしろにするものになります。他人に迷惑をかけないことや、他人に配慮することも心がけることができるようになることが、一方では必要です。権利の主張だけでは、世の中を一層ギスギスしたものにしかねません。条例を悪用する人や機関が出てくることも危惧されます。</p> <p>従って、本条例案のように個別具体的に列挙した「権利保障型の条例」より、松山市のような「理念型の条例」にするべきと考えます。</p>	ご意見として承ります。なお、条例の本文では、子どもが他の人の権利、意見を大切にすることについても記載しています。
20	前文		<p>子供たちの言葉が載っているが、今後の子供たちにも広めることを考えるとこの部分は定期的に変える必要があるのではないか？</p>	ご意見として承ります。前文の「子どもたちのことば」は条例の一部として記載しています。条例の改正については、条例の内容がその時代にそぐわなくなった際に行われるものと考えています。
21	前文		<p>前文後半の子どもの言葉が、子どもの権利のひとつ「参加する権利」に基づくものであることは理解できますが、前半の大人の言葉の中に「参加する権利」を明示すべきと考えます。「子どもが暮らし、育つまちはその一員である子どもにやさしいまちであるべきです。そして、そのまちは子どもが参加する権利を尊重するまちであるべきです。」のように追記してはいかがでしょうか。</p>	ご指摘の通り、前文後半全体を子どもの参加、意見表明の象徴的な事例として置いています。ご指摘の主旨は「子どもたちのことば」の前の一文「そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します」に含んでいると考えますが、ご意見を今後の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
22	前文		<p>Ⅱ 前文 (素案5～6p)</p> <p>①5pの3行目末尾、「守られます」を「守られなければなりません」と修正してもらいたいと思います。</p> <p>その方が、子どもの権利と尊厳が守られるべきだという、市としての強い決意を表現することが出来ると思います。</p>	ご意見として承ります。表記としてはそのままとさせていただきますが、今後の施策展開や、周知啓発の際などに、市としての強い決意を示していきたいと考えています。
23	前文		<p>P5 前文の鉤括弧書きの部分(「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で～～～願いが届くようなまちであることを望みます。」)の文章は必ず残してもらいたい。この文は子どもたちが考えた文だから。</p>	ご意見ありがとうございます。他の方のご意見を受けて若干の修正を加えましたが、子どもたちのことばについてはそのまま残します。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
24	前文		<p>2. 「前文」の「子どもたちのことば」について</p> <p>「前文」(5頁)の後段には、「次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します」として、「Teens△サカツ」実行委員でまとめた「ことば」が示されてあります。これはこれで当事者がまとめたものとしてユニークですが、次の2点について意見を述べます。</p> <p>(1) 「子どものことば」は「条例」の本文から切り離して別掲載にする</p> <p>「条例」は「法律」の一つですから、「前文」とはいえこのような形式で掲載することが妥当かという疑問です。つまり「条例」としての「ことば」をめぐって様々な解釈が出されてくることが予想され、そのことが「条例」としてふさわしいかという問題です。</p> <p>たとえば冒頭に「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます」とあります。メタファーとして、あるいは大人の期待として理解できないはないですが、「子どもは一人の市民」という視点からみた場合にはどうでしょうか(8頁「言葉の意味」他)。</p> <p>子どもは「未来の希望の種」というよりも、その子を取り巻く環境、世界、他者との関係性のなかで相互に影響を及ぼし合い、現在を耕しながら「一人の市民」として生きているのであり、その地続きの先に希望の持てる未来社会を構築していくものです。だからこそ、現在を懸命に生きる子どもの権利保障が大切なのです。子どもは遊びなどを通して多くを学んでいきます。学ぶことは生きることであり、学習権は生存権、幸福追求権でもあります。</p> <p>このように「子どものことば」は多様に解釈され、保育実践にも大きく影響するものです。そこで提案ですが、「子どもたちのことば」は「条例」本文と切り離し、「前文」は8行目の「武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、(中略)この条例を定めます」までとしたらどうでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。前文については、条例本文とは異なり、権利や責務を直接規定するものではないと考えています。子どものことばについては、子どもの参加や意見表明の象徴的な事例として前文に掲載しています。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
25	前文		<p>2. 「前文」の「子どもたちのことば」について (2) 「子どものことば」は乳幼児を含めて「子どもの権利条例解説集」を作成する 「Teens△サカツ」実行委員でまとめられた「子どものことば」は、「子どもの権利条例解説」資料を作成し、そこで紹介したらどうでしょうか。その際に、「子どものことば」は「乳幼児のことば」も併せて掲載されることを希望します 保育現場から見ると、「素案」の「子どものことば」はやはり「学校」中心になっているように思えます。冒頭に掲げた三つの原則のうちの第一の原則に関わることです。保育の現場としては、乳幼児のあふれる「ことば（意見表明や参加する姿など）」を「前文」の例示として掲げられるならば、「条例」をより生きたものとして理解し活用できるのではと考えます。 「ことば」とは、言語や書き文字ではありません。絵や歌や身体表現など様々な表現で乳幼児の「ことば」は語られているのです。これらと一緒に「Teens△サカツ」でまとめられた「ことば」を掲載してはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。</p>
26	前文		<p>3. 「前文」の「子どもたちのことば」について (3) 「前文」の本文の補強案について 以上を踏まえて、「前文」の本文をあらためて読んでみると、少しおとなしい表現になっているように思えます。そこで、次の補強意見を述べておきます。 「素案」では、まずどの子どもにも人間としての権利があり、かけがえのない存在であることが述べられています。以下、差別なく愛され生きる権利、護られる権利などが述べられ、その一員である子どもにやさしいまちや社会の実現を目指すことが述べられています。 その通りで異論はありませんが、読み手には子どもが「護られる存在」という印象が前面に出ているような印象があります。そこで、あえて要望するならば、子どもとはどのような存在なのかという文言を挿入すると、より力強い「前文」になるのではないのでしょうか。たとえば、冒頭の文章の「すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があり、」に続けて「この社会をともに生きる有能で自信に満ちた学び手」といったような文言などを加えてみたらどうでしょうか。「どの子ども、どんな子ども学びの主人公」であり、この社会・世界をともに生きる「一人の市民」という意味などを加えることで子どもの権利主体がより強調されるように思います。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。</p>
27	前文		<p>○「前文」は格調高いものであってほしい。（素案は軽っぽい感じがする） 前半に「子どもの権利を保障するのがおとなの義務である」ということを入れるとよいと思う。 (検討委員会報告書p.3) 立派なおとなになってほしい、という願いをこめて。</p>	<p>ご意見として承ります。前文で表現できない部分については、条例本文で記載していますが、今後の周知啓発等の際にもご意見を参考とさせていただきます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
28	前文		<p>【第1章】 〈前文〉</p> <p>●「子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や育ち学ぶ施設など子どもにとって身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。」「子どもの権利条約に基づき、日本国憲法をはじめとした、国や東京都の子どもに関する各種法令をふまえ、とくに地方自治の精神のもとで、子どもの権利の現実を直視し、武蔵野市から子どもの権利を実現していくために、ここに武蔵野市子どもの権利に関する条例（仮称）を定めること。」という報告書に記載のあった内容が条例の素案本体から削除された理由は？条例の位置づけを明確にするべき。</p>	<p>条例素案については、委員会報告書を踏まえつつ、市としての案をまとめたものであるため、表現が異なっています。ご意見をを受けて第1条に「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」という表記を加えます。</p>
29	第1章 総則	1 目的	1の目的 現在と将来という時系列をいれたときに、「過去」についても言及が必要だと思います。	ご意見として承ります。
30	第1章 総則	1 目的	<p>子どもの人権は条約や条例をもって保障される物ではなく、もともと存在していたものという考え方もあると思います。いわゆる「子どもの発見」という考えで、もともと存在していたが我々が気がつかなかっただけという考えもあるのではないのでしょうか？ よって、社会での子どもという位置づけを記載するのではいかがでしょうか？</p> <p>改定案「社会のなかのすべての子どもにとって大切な権利を保障するために」</p>	ご意見として承ります。
31	第1章 総則	1 目的	子ども同士尊重することができると思います。	ご意見ありがとうございます。
32	第1章 総則	1 目的	1「権利の主体である子どもが」とはっきり書かれていていい。「子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的」そういうままちをつくっていきましょう。	ご意見ありがとうございます。
33	第1章 総則	1 目的	「権利の主体である子ども」とありますが、大変重要な点であると考えます。この部分の趣旨・解説にこのことをふれられるとよいと思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
34	第1章 総則	1 目的	<p>根拠法が児童の権利に関する条約となっているが、本来、先ごろ成立した「こども基本法」の施行を待って、この法律を根拠法として、憲法、教育基本法、児童福祉法など関係法も加えて、条例の枠組みを明らかにするべきと考えます。「権利」だけから一面的に構成した条例づくりには、反対します。将来の子や孫の世代に対する、今、条例を作る側の大人の責任を果たしましょう。</p>	ご意見をを受けて条例の目的（第1条）に、「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」との文言を追記します。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
35	第1章 総則	1 目的	<p>P7</p> <p>1 目的について その2</p> <p><意見></p> <p>市の素案において、「この条例は、児童の権利に関する条約に基づいて、」としているが、「この条例は、の日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法に基づいて」とするべきと考える。また、市の素案において、「武蔵野市（以下「市」といいます。））、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが、家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、お互いの権利を尊重し、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします」としているが、児童の権利に関する条約においてもこども基本法においても、保護者がこどもの養育に第一義的な責任を有するとの認識で完全一致している。</p> <p>児童の権利に関する条約においては、家族を「社会の基礎的な集団」として位置づけ（この点は世界人権宣言、国際人権規約においても同様）、「父母その他の保護者は、児童の養育における第一義的責任を有する」との認識が明らかである。</p> <p>更に児童の権利に関する条約においては、この認識を前提に、「父母その他の保護者に対して児童の養育の責任を遂行に関して十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な児童にも同様の養育環境を確保するための適当な措置をとる」としており、市の素案における認識とは、保護者を地域住民や学校施設等と同列の位置付けとして役割を課すといった条例骨格の考え方において、明らかな乖離がある。目的設定における根本的な乖離があるために、以下の条文構成を歪める結果となっている。</p> <p>一方、既に公布されている、こども基本法は、この点を第3条の基本理念において体現する内容となっている。このままでは、目的において、元の条約及び国の法律（こども基本法）とも齟齬が生じ、運用や解釈において住民に無用な混乱を招くこととなることから、問題であると考えている。したがって、市の条例の目的には、こども基本法第3条（基本理念）そのものとするか、第3条（基本理念）を完全に包含する内容とすべきであり、そうしていただきたい（理由は下記に8点列挙）。</p> <p>例えばの代案を以下に記す。</p>	<p>ご意見を受けて条例の目的（第1条）に、「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」との文言を追記します。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
35			<p>「この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及び子ども基本法に基づいて、現在および将来のすべての子どもにとって大切な権利を保障するために、武蔵野市（以下「市」といいます。）が子ども施策に関して国、東京都及び他の地方公共団体との連携を図り、市域内における子どもの状況に応じた施策を実施する責務を明らかにする。子どもの養育については家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、保護者に対して十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限りの養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにしなければならない。学校、児童福祉施設等は教育基本法、学校教育法、児童福祉法、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法他の既存法律で定められた役割を再認識し役割を明らかにする。地域住民は、地方自治法に定める地方自治の本旨に基づいて、市が地方自治体として民主的にして能率的な行政の確保を図り健全な発達をしていくことに協力する。こうしたことを通して、日本国憲法第11条、第13条に定める基本的人権を最大限尊重しつつも、お互いの権利を尊重する公共の福祉の精神を共有し、子どもが地域住民の一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまちをつくることをこの条例の目的とする。」</p> <p>理由は8点。</p> <p>①本条例は子どもを対象とすることから、特段に各人の勝手な解釈による誤解を生むことのないようにわかりやすく表記する必要性が高い。「日本国憲法」及び、令和4年6月22日公布されている「子ども基本法」を追記することは、憲法第94条「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるという条例の在り方を体現することであること</p> <p>②今回の条例案策定にあたり、立法事実が明らかであればその点を明示すべきであるが、特段の立法事実があるとの情報は無いこと。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
35			<p>③こどもが対象となる条例であることから、とりわけ学校、児童福祉施設等に関わるとともに、教育基本法、学校教育法、児童福祉法、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法をはじめとした既存法との法的整合性や、東京都や周辺自治体、今般設置のこども家庭庁との連携が円滑に図りやすい条例であることが、重篤なこどもいじめ問題対策や児童虐待対策を含むこども施策推進にとってはのぞましいこと。</p> <p>④児童の権利に関する条約前文において「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し」と規定。</p> <p>⑤児童の権利に関する条約第5条で、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」と規定。</p> <p>⑥児童の権利に関する条約第18条で、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする」</p> <p>「締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する」「締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる」と規定。</p> <p>⑦地方公共団体である市は、憲法第94条における「法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるべきこと</p> <p>⑧地方公共団体である市は、こども基本法第5条（地方公共団体の責務）における責務履行の主体であること</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答いただきたい。</p> <p>更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントへの回答として記載いただきたい。</p>	
36	第1章 総則	2 言葉の意味	市民 武蔵野市の区域内に住所がある者を「日本国籍をもつ武蔵野市に住所がある者」に変更するべき。	市民の定義については、既存の武蔵野市自治基本条例を踏まえたものとしています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
37	第1章 総則	2 言葉の 意味	子ども 「18歳未満のすべての市民」を「18歳未満の日本国籍をもつ武蔵野市に住所があるすべての市民」に変更すべき。	子どもの定義については、既存の武蔵野市自治基本条例における市民の定義を踏まえたものとしています。
38	第1章 総則	2 言葉の 意味	「その他これらの者と等しく権利を認める事が適当と認められる者」の意味がわからない。削除もしくは具体的な表記をしてほしい。	素案の趣旨・説明に「たとえば18歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する18歳以上の人、児童養護施設を18歳で退所した後の支援が必要な人などが考えられます」と記載した通りですが、今後分かりやすい周知啓発に努めてまいります。
39	第1章 総則	2 言葉の 意味	「育ち学ぶ施設」 武蔵野市立の施設と明記して欲しい。	育ち学ぶ施設には、市内にある市立以外の施設も含まれます。
40	第1章 総則	2 言葉の 意味	「その他の子ども」を削除すべき。その他とは外国人を指しているのですか？	ご意見として承ります。その他の子どもについては趣旨・説明に「たとえば18歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する18歳以上の人、児童養護施設を18歳で退所した後の支援が必要な人などが考えられます」と記載している通りです。
41	第1章 総則	2 言葉の 意味	武蔵野市に住民票を置く日本国籍を有する者に権利がある事を明示してほしい。	ご意見として承ります。
42	第1章 総則	2 言葉の 意味	2の言葉の意味 「公平委員会」は「公安委員会」の誤記ではないでしょうか？ 委員会の記載の部分は行政委員会という定義をいれておくと後々改訂が不要になると思います。 改定案「教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などの地方自治法に定められる行政委員会」	市の執行機関としては「公平委員会」になります。後段はご意見として承ります。
43	第1章 総則	2 言葉の 意味	また、「家庭」という言葉の定義もひつようではないでしょうか？ ※「家庭」の定義については各種の書き方があると思うのでお任せします。	ご意見として承ります。
44	第1章 総則	2 言葉の 意味	定義することばのうしろに、「:」（コロン）を入れたほうが、パッと見てわかりやすいと思います。 例 (1) 市：市長、教育委員会、・・・	ご意見ありがとうございます。条例の表記として「:」ではなく、空白（スペース）になります。
45	第1章 総則	2 言葉の 意味	2 (2)の市民の定義によって、市内在住で市外の私立学校や私立保育園、私立幼稚園等の子どもも、市外在住で市内の学校に在籍する子どもも、この条例の権利の尊重、保証の対象になっていることがはっきりしていることがいい。私立に通っているお子さんのことを心配されて話をしていた方がいらっしまった。そういう方の思いにもこたえていける定義づけができていし、制定後も生かしていったほしいと思った。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
46	第1章 総則	2 言葉の 意味	「(3)子ども」は、「0歳から18歳未満のすべての市民～」とした方が良いと思います。が、胎児も含めて「子ども」ということになるのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。表記は素案のままとさせていただきますが、胎児は含みません。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
47	第1章 総則	2 言葉の意味	次に、「市民」の定義を変更すべきです。市内に勤務する者、市内で事業活動する者、その他活動を行う者すべてが含まれます。これは、個別具体的な事案に、武蔵野市の住民以外の人物や団体が干渉してきて、問題が複雑化することになりかねません。市民は「住民」に変更すべきです。	市民の定義については、既存の武蔵野市自治基本条例を踏まえたものとしています。
48	第1章 総則	2 言葉の意味	市民の提議をこのように広くした場合途方もない人が市民となり収集がつかなくなるのではないかと勤務以外でも事業活動、その他の活動まで含めています アメリカに住んでいる18歳未満の子供がネットを使って武蔵野市にある事務所の活動を手伝う これでも武蔵野市の市民となってしまうのではないですか そうするとその子の問題も武蔵野市は対応しないといけなくなります 実際にできるのでしょうか？	市民の定義については、既存の武蔵野市自治基本条例を踏まえたものとしています。市が行う個々の事業における対象者については、年齢や居住地、保護者の収入など、それぞれ要件が定められることもあります。
49	第1章 総則	2 言葉の意味	P7 1 目的について <意見> 市の素案において、「児童の権利に関する条約」について、「子どもの権利条約」への読み替えを行っているが、正式名称である「児童の権利に関する条約」の名称を使用すべきと考える。 理由は3点。 ①令和4年6月22日公布されている「こども基本法」第1条（目的）、及び第15条（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）における表記である「児童の権利に関する条約」に統一し混乱を減じるべきこと。 国は、こども基本法第15条に基づいて、児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について広報等を通じて国民に周知を図り理解を得るよう努めるとしている。すでに国の法律であるこども基本法は公布されている。国と市で故障が異なるようなことはやめてほしい。条約の正式名称である“児童の権利に関する条約”に呼称はあわせてほしい。 ②地方公共団体である市は、憲法第94条における「法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるべきこと。 ③地方公共団体である市は、こども基本法第5条（地方公共団体の責務）における責務履行の主体であることを深く認識してほしいこと。 以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。 更にも上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。	「児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下『子どもの権利条約』といいます。）」と明記した上で、以下、広く認知されている通称である「子どもの権利条約」という表記としています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
50	第1章 総則	2 言葉の意味	<p>◎こどもとは誰を指すか？ ○市民以外の子の権利は保障されるか？ 今でも、出産等で実家を頼って一時的に市内に居留する方がいる。また、海外出張から一時的に帰国し、それぞれ子どもがいる場合にその間の保育などはともかく幼稚園などへの就学を希望しても、市には受け入れのシステムが十分ではないように思う。全てのこどもが大切なら、武蔵野市にいても幼児教育を受ける権利はあるはずなので、義務教育以前のこどもも、また住民票がないこどもにも保障が必要なのではないか。</p>	<p>子どもの定義については、条例案第2条第3号に記載していますが、市が行う個々の事業における対象者については、年齢や居住地、保護者の収入など、それぞれ要件が定められることもあります。</p>
51	第1章 総則	2 言葉の意味	<p>【第1章】<総則> ●言葉の意味において「市民」の定義がわかりにくい。また広範囲過ぎる。事業所の「その他の活動」とは具体的にどういう活動を意味するのか？</p>	<p>市民の定義については、既存の武蔵野市自治基本条例を踏まえたものとしています。その他の活動としては、たとえばボランティア活動等が挙げられます。</p>
52	第1章 総則	2 言葉の意味	<p>P8 2 言葉の意味(2)(3)(4)(5)について <意見> 市の素案において、「市民 武蔵野市の区域内に住所を有する者、市内にある学校に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいう」としている。 「市民」という用語は法律用語にはない。非常にわかりにくいし誤認を生みやすいので、子どもの権利条例には使用しないでほしい。「武蔵野市の区域内に住所を有する者」は、地域住民と表記すればよい。 “市内にある学校に在籍する者”とは、市内の学校に通う（3）でいう子どもに含まれる。ちなみに（3）の子どもには、市外の学校に在籍する者も含まれる。 “市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体”とは、事業者のことだと思われる。 “市内にある事務所または事業所に勤務する者”とは、市の役務を一時的に一定時間に限って利用される方々で、勤務先の都合で転勤されるような方々を多く含むのではないのか。これを地方自治法上の主体としての住民と同列に扱うのは条例の用語としては誤認を生むので、住民とは区別した記載を工夫した方が良いと思われる。 加えて「市民」という用語は、地域住民以外の、居住地も不明の、海外からの一時的な滞在者をも全てを包含してしまう用語でありながら、「武蔵野市民」を連想させてしまう用語であり、子どもを対象とする条例には混乱を招きかねずふさわしくない。可能な限り避けたほうがよいと考える。</p>	<p>市民の定義については、既存の武蔵野市自治基本条例を踏まえたものとしています。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>子どもの問題は武蔵野市の住民である子どもが市外や私立の学校に通うケースや、周辺区市居住者である子どもが本市内の市立や私立の学校に通うケースもある。学校のいじめ問題も市だけでは解決できず、東京都との協力関係が必要。児童虐待へ対処する場合の児童相談所も東京都の管轄。本市だけでは解決できない子どもの問題を扱うのに、市独自の用語を勝手に使用するのは避けて、既存法律にて使用されている用語を用いる方が、混乱を生じにくいのは自明の事である。国の法律法令や東京都の条例と不整合が起きにくい条例の建付けがのぞましい。</p> <p>あえて、市がどうしても定義したいというのであれば、既存法令に従い次のように定義すれば事足りると考える。</p> <p>(1)市 (省略)</p> <p>(2)地域住民 武蔵野市の区域内に住所を有する者をいう。 ※地方自治法10条1項</p> <p>(3)子ども 満18歳に満たない者をいう。 ※児童福祉法4条1項</p> <p>(4)保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を監護する者をいう。 ※児童福祉法6条、いじめ防止対策推進法2条4項</p> <p>(5)学校 学校教育法1条に規定する、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等をいう。</p> <p>(6)児童福祉施設 児童福祉法7条に規定する、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター等をいう。</p> <p>(7)市独自の育ち学ぶ施設 (6)(7)以外の、市が直接管理する公益財団法人における地域こども館事業等の施設 ※これは法律用語にはないが、武蔵野市独自取組である、公益財団法人武蔵野市子ども協会という市が直接監督する外郭団体の事業施設は例えばこのように別途定義を行えば良いのではないか。</p> <p>(8)事業者 労働安全衛生法に規定する、事業を行う者で労働者を雇用する者をいう。</p> <p>学校（根拠法：学校教育法）、児童福祉施設（根拠法：児童福祉法）以外の施設で根拠法のない、市独自のものがあれば、例えば、（7）のように表記し、注釈においては具体的に列举方式で追記すべき。子どもに関連することなので、市としても責任をもって、得体のしれない不明瞭な団体が発関して犯罪事件に巻き込まれることのないよう、条例条文を慎重に策定してください。（最近、子どもの人権施設とされていた施設での子どもの人権侵害被害が危惧されるニュースが散見されたので皆、神経質になっていると思います）</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>なお、自治基本条例の逐条解説 P 6 に「個別の制度における市民の定義については、それぞれの条例において定義します」と記載があることは、あらためて申し述べておきます。自治基本条例の定義をただコピーするのは、住民の為にも子どもの為にもならないのでやめてほしいと思います。</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。</p> <p>更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p>	
53	第1章 総則	2 言葉の意味	<p>3. 「市民」の定義について</p> <p>「第1章総則 2 言葉の意味 (2) 市民」(8頁)の定義について伺います。</p> <p>「市民」とは、「武蔵野市の区域内（以下「市内」といいます）に住所がある者、市内にある学校に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいいます」と定義されています。《趣旨・説明》欄によれば、この定義は「武蔵野市自治基本条例」に基づくものと述べてあります。</p> <p>この定義だと、保育園の管外委託児が「市民」に該当しなくなります。「学校」は管外（市外）から通ってくる子どもも含めて「市民」としているわけですから、保育園の管外委託児についても「市民」に含めていただきたいと要望します。</p> <p>小さなことのようにですが、当該児や保育園にとっては大きな問題です。保育園の事業計画などで、私たちは「子どもは一人の市民」として平等かつ明確に位置づけています。</p>	ご意見を受けて「学校」を「育ち学ぶ施設」に修正します。
54	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>休む権利が明記されていることで、子どもの人権や命を守ることにつながる。休みたいと子どもが表明すること、それを大人や学校が受け止めることで、子どもが置かれている現状を把握することにもつながる。大人が休みを取ることと同じように、子どもも自分が壊れないよう休むことを保証することは特質すべきこと。関わっている学習室に通う子どもが「休みたい」といったときに、親や先生が「あなたは頑張れる子」と言われ心が折れそうになったと聞いたことがある。まずは大人が、子どもも大人と同じように疲れたときは疲れたと言え、それを大人が尊重する環境を作ることが大事と思う。</p>	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
55	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>「子どもの休む権利」とあるが、養育者側の「教育を受けさせる義務」と矛盾するので削除してほしい。</p>	ご意見を受けて「休む権利」を「休息する権利」に修正します。
56	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>「子どもが自分らしく育つ権利」と「自分の気持ちを尊重される権利」は同じ目的と思われるし、削除すべき。他人に迷惑かけても構わない、とも取れるので。</p>	ご意見として承ります。他の人の権利や意見を大切にすべきことについては、条例の他の部分で記載しています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
57	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	「自分の意思で学ぶ権利」とあるが、たとえば法律を破る様な事を学ぶ事もその権利の中に入るのでしょうか？なので削除するべきだと思います。	ご意見として承ります。ここで言う「子どもが自分の意思で学ぶ権利」とは、子どもが学校をはじめとした教育の場で学ぶことができる権利、日常生活の中で多くのことを学ぶことができる権利、教育の場で自分の意見が配慮されるなどの権利を示しています。
58	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	「子どもが意見表明して参加する権利」 保護者がそれを拒否する事ができることも併記してほしい。	ご意見として承ります。全て子どもの言うとおりにすることではなく、安全や教育といったその他の観点も含め、子どもの最善の利益を考慮することが重要と捉えています。そのうえで、保護者も子どもが意見を表明し、参加する権利を尊重すべきものと認識しています。
59	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	基本的に保護者や教育者の立場の人たちを無視した権利だと思う。こんな権利を保障したら学校や家庭が成り立たない。	ご意見として承ります。条文では、子どもの権利を保障するために必要な支援を、学校や家庭へも行う旨を記載しています。
60	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	前文の記載、「わたしたちは、知りたいことを学び」と「信頼できる居場所で、おとなに相談したり、助けを求めたりする」を受けて、難しいかもしれませんが、可能なら2つ権利の記載を増やしてはいかがでしょうか？ (9) 子どもが知りたいことを知る権利 (10) 子どもが安心できる居場所を選ぶ権利	ご意見として承ります。ご指摘の主旨についても、条例全体としては含めているものと考えています。
61	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	多くの自治体が「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つを限定 列挙するなかで、8つの列挙としている点について、なぜそうする必要があったのでしょうか。パブリックコメント解答にて、その理由を明確にしてください。	子どもからのアンケートや、検討委員会での議論等、様々なご意見を参考に、市として、武蔵野市の子どもにとって特に大切と考える権利をここに掲げています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
62	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>なお、「休む権利」についてですが、これが子どもの権利条約の31条の「休息」を意味するならば反対します。逆に、昨今の不登校増加等も念頭におきつつ、必ずしも既存の学校にとらわれない居場所確保等の観点であれば、賛成をします。現状は31条を根拠に「休息」の観点になっているかと思えますので、反対です。</p> <p>子どもの権利条約は、28条1項eで、「締約国は特に定期的な登校および中途退学率の減少を奨励するための措置をとる」と規定しています。子供の居場所確保、等とは真逆の規定で、このことからわかるように、子どもの権利条約は、教育普及の遅れる国も含めたすべての締約国を対象にした規定ぶりになっており、今次条例策定にあたりその根拠を過度に同条約に寄せようとする、結果的に我が国の（あるいは世界での）今日的課題に対してうまく構成できない側面があるのではないかと懸念します。</p> <p>恐らく31条は、児童労働等も懸念される環境下での休暇・余暇権利のことであり、我が国がいま子供に認めるべき権利は、それだけではなく、もっと子共に多様な機会・居場所を保障することかと思えます。その点では、「休む権利」に加えて、さらにもう一つ権利を加える、という積極的な解決策もあるのではないかと存じます（上記で8つが多すぎると申したことと矛盾を来たし恐縮ですが）。</p>	<p>ご意見を受けて「休む権利」を「休息する権利」に修正します。なお、ここでいう「休む権利」については、身体的、精神的な回復のために、子どもが自分らしく過ごすことができる居場所を確保するとともに、必要な場合にそうした場で休息する権利を示しています。</p>
63	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>3 8つの特に大切な権利には、現代の子どもが不安に思うことに関わる権利、また、大人が保障しなくてもいいのではと思いがちな権利、大人が頭ではわかっている日常生活の中で大切な権利として保証せず、子どもに大人の考えを押し付けやすいことに関わる権利が取り上げられていると思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
64	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>大切な子どもの権利のうち、説明会などでも議論になっている「休む権利」について記載に注意が必要だと感じます。条例を読む側（こどもも含めて）に誤解を与えず、どういう意図での「休む権利」なのかが明確にわかるような記載にさせていただいた方が良いと思います。</p>	<p>ご意見を受けて「休む権利」を「休息する権利」に修正します。</p>
65	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>休む権利、意見を表明する権利、差別されないで生きる権利、などが項目として挙げられていることで、こどもたちを励ますことにつながると思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
66	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>各自治体の条例も眺めてみましたが、それぞれ、具体的な守るべき権利は様々で、つまり、個別具体的な「権利」を列挙することは、だれもが同意できる「権利」を記述することは、困難だということです。ここに、たとえばここに「いじめ」の問題に対する規定を組み込むとしたら、また考え直さなければならぬでしょう。全部は書ききれないということです。「児童の権利に関する条約」には、まだまだたくさんの子供の権利が掛かっています。</p> <p>やすむとか、遊ぶという言葉は、如何様にも解釈できる、話し言葉で、条例の用語としては不適切です。児童の権利に関する条約31条には「休息」「余暇」という用語が用いられ、その具体的な内容として、「遊び」、「レクリエーション」「文化的な生活及び芸術」に「自由に参加する権利」とされています。つまり、休息と余暇であって、「遊び」や学校などを「休む」権利とは違います。都合よく解釈されてしまいますので、用語を厳格に使用するよう、お願いします。</p> <p>また、前文に対する意見のところでも触れましたが、この規定を根拠に、一面的に「権利」ばかり主張する子供や保護者が出てくる危惧があります。</p>	ご意見をを受けて「休む権利」を「休息する権利」に修正します。
67	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>実子連れ去り問題などにも関係する親と会う権利がなぜ含まれないのでしょうか？</p> <p>子どもの権利条約9条3には「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」とあります</p> <p>国も関心をもつ大きな問題なら、外すのは問題ではないでしょうか</p>	条例における子どもの権利は、子どもの権利条約に基づいていますが、個々の制度のあり方について全て記載するものではありません。ご指摘の点については、何が児童の最善の利益であるかという点を含めて、現在国で検討されている事項であり、現時点で市条例で記載すべき内容ではないと考えています。
68	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>また子どもの休む権利ですが、子どもの権利条約31条は「休息及び余暇」であり「休む」ではありません</p> <p>違うものを同じようにするのはおかしいです</p>	ご意見をを受けて「休む権利」を「休息する権利」に修正します。
69	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>3「子どもが休む権利」は学校に通うことが困難な子どもたちにとって必要であることは理解できますが、「休む」という言葉が独り歩きして、安易に学校を休んでよいと考える子どもが出る恐れもあります。そうすると、家庭や学校での教育にも支障が出る可能性があり、全体にとっての不利益につながりかねません。権利制定の趣旨を反映させるために「子どもが休息を取る権利」としてはいかがでしょうか。</p>	ご意見をを受けて「休む権利」を「休息する権利」に修正します。なお、ここでいう「休む権利」については、身体的、精神的な回復のために、子どもが自分らしく過ごすことができる居場所を確保するとともに、必要な場合にそうした場で休息する権利を示しています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
70	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	ドキュメンタリー映画「プリズン・サークル」を観ました。刑務所のあり方を考えるだけでなく、子どもの権利が侵害されまくっていることも実感させられます。その中で受刑者の一人が「窃盗には罪悪感がない」ということを言います。また、「自分のされたことをやって何が悪い」という受刑者も。彼らの生活の中では罪悪感が育つ環境がなく感度が低いままだったということです。もし、彼らにそれを育む環境があれば犯罪者にならずに済んだかもしれません。そういう環境で育つのは子どもの権利じゃないでしょうか。権利の相互尊重もしかり。子どもにとって、相互尊重をできるようになるための環境が提供されることは権利、たとえ正しくても相互尊重を押し付けられるのは権利ではないでしょう。	ご意見ありがとうございます。権利の相互尊重については、権利を保障するための原則であると認識しています。条例の普及啓発等を通じて、子どもが権利の相互尊重をできるようになるための環境の提供を目指したいと考えています。
71	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	◎こどもは困難も失敗も傷つくことも経験する権利がある。 転ばぬ先の杖を作るあまり、ひ弱にならないか心配もある。乗り越えることによって得られる成長がある。また行政のサービスが進むほど昔ながらの絆が薄れていく感もある。こどもが生きる力を育むのに最も大切なことは「愛された思い」であると考えている。システムだけで解決するのではなく、情や思いを大切に複合的な共同体を守る姿勢が大事である。個人情報を守ろうとするあまり、分断が起こらないか注視すべきと思う。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
72	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	第2章3 子どもにとって大切な子どもの権利 「子どもの守られる権利」を入れてほしいです。 理由 この権利は受ける権利ですので、他の項目と違って「の」になります。子どもの権利の4本柱のひとつですので、他の項目と重なる部分があっても明記が必要だと思います。趣旨・説明では、6条ほかになっていますが、6条は子どもの基本的人権全体を指していますので、より具体的に19条、20条、23条ほかにした方がいいと思います。23条は障害を持つ子どもたちの権利ですので、明記してほしいです。	ご意見ありがとうございます。「守られる」という趣旨は、「安心して生きる権利」等の保障に含まれているものと考えていますが、ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
73	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	【第2章】 ●子どもの休む権利については休むことで守られる命と守れない命があると思う。虐待やネグレクトなどの家庭において不登校になる児童も少なくはない。そのような児童が学校を休んでしまうと子どもの安全を確保することができなくなる。また、休むという選択を子どもに任せるとすることで子どもが判断をするという大きな責任を負わせることになるのではないかと？休む必要がある児童に対しては休むべきではあると考えるが、休むことで危険にさらされる児童がゼロではないことも考慮すべきであり、この点での議論は少なすぎると考える。	子どもの権利については、安心して生きる、休息する、遊ぶ、学ぶ、といった様々な観点からのものがありますが、総合的に子どもの最善の利益が十分考慮されることが重要であると認識しています。条例案でもそのような総合的な記載に努めていますが、ご意見を今後の周知啓発等の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
74	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>子供の「休む権利の行使」は、不登校児の放置や秩序の乱れ、学力の低下に繋がる可能性があると思います。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、ここでいう「休む権利」については、身体的、精神的な回復のために、子どもが自分らしく過ごすことができる居場所を確保するとともに、必要な場合にそうした場で休息する権利を示しており、本権利を行使することが即座に学力低下等につながるものではないと考えます。</p>
75	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>P9 3 子どもにとって大切な子どもの権利 <意見> 市の素案において、「子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障されます。次の各号は、特に大切な権利として保障されなければなりません」と記載し、「子どもが安心して生きる権利」「子どもが自分らしく育つ権利」「子どもが差別されずに生きる権利」「子どもが自分の気持ちを尊重される権利」「子どもが意見表明し、参加する権利」「子どもが自分の意思で学ぶ権利」「子どもが遊ぶ権利」「子どもが休む権利」と8つの権利を列挙している。 しかしながら、下記に列挙する通り、同条約の該当条項は非常に精緻に練られた条文であるにもかかわらず、市の素案における8つの「子どもの権利」文言は条文全体の文脈をくみ取ることができない状態にまで切り取られてしまっている。その部分的に切り取られた“権利の概念”だけが独り歩きすることで、混乱をきたすと考える。 そもそも、同条約の第3条は、「児童に関するすべての措置をとるにあたっては児童の最善の利益が主として考慮されるもの」とし、「保護者等の権利及び義務を考慮に入れて」「すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる」とした上で、「児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する」ことを行政当局・立法機関・司法に対して求めている。この市の素案の部分的に切り取られた“権利の概念”だけが独り歩きすることで、同条約の第3条の理念そのものが置き去りにされる危険性があると考えます。</p>	<p>条例における子どもの権利は、子どもの権利条約に基づいています。そのうえで、子どもからのアンケートや、検討委員会での議論等、様々なご意見を参考に、市として、武蔵野市の子どもにとって特に大切と考える権利をここに掲げています。「休む権利」については、ご意見を受けて「休息する権利」に修正します。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>具体的に言えば、子どもを犯罪に誘因する意図を持った悪意のある大人による犯罪のニュースは後を絶たないが、未だ心身の発達過程にある子どもを、保護者等の目の届かないところで切り取った8つの権利文言が悪用されて、子どもが唆され、洗脳され犯罪に巻き込まれるような事態を防ぎきれなくなる可能性を否定できない。市の素案「21 子どもの安全」にも記載されている、「子どもを犯罪、事故その他の危害から守る」という児童の最善の利益を守るための最重要事項を最優先にして、市には条例案を検討すべき責務があると考えます。</p> <p>本条例は子どもを対象であることから、各人の勝手な解釈による誤解を生むことないようにわかりやすく表記する必要性が殊更に高い。児童の権利に関する条約及び、令和4年6月公布された こども基本法の主旨を条文通りに条例に受け入れることは、憲法第94条「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるという条例の在り方を体現することであることも申し添える。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>結論として、子ども基本法第3条の基本理念の条文のほうが、元となる児童の権利に関する条約の各該当条文の意図するところを適切に引用しており、同法第3条条文を以下の通り、この条項に置き換える方がよいと考える。市独自案に拘泥せずに条文の内容を“児童の最善の利益のために”しっかり吟味いただき、市の素案に替えて、元となる条約の内容をより正確に表し誤解を生じにくい、下記の通りの子ども基本法第3条の条文をもとに置き換えていただきたい。</p> <p>「一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。</p> <p>二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。</p> <p>⇒「子どもが安心して生きる権利」「子どもが自分らしく育つ権利」「子どもが自分の意思で学ぶ権利」「子どもが差別されずに生きる権利」「子どもが遊ぶ権利」「子どもが休む権利」を包含。</p> <p>三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。</p> <p>四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。</p> <p>⇒「子どもが自分の気持ちを尊重される権利」「子どもが意見表明し、参加する権利」を包含。</p> <p>五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。</p> <p>六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。</p> <p>⇒市の素案の8つの「子どもの権利」にはないが、児童の権利に関する条約の重要な骨子でもある。あわせて記載すべき内容と考える。 」</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか、できる限り詳細に市の回答をお願いします。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を具体的に、市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p> <p>(注) 「子どもが遊ぶ権利」及び「子どもが休む権利」においては、同条約31条をもとにしたものとのことであるが、唐突に「子どもが遊ぶ権利」及び「子どもが休む権利」と部分的に切り取った状態では、誤解しか生まれないと考えるが、上記一項二項に包含されると考える。「子どもが自分の意思で学ぶ権利」の“自分の意思”での文言は同条約第28条第29条にはなく何らかの意図があるのかは不明。「子どもが自分の気持ちを尊重される権利」「子どもが意見表明し、参加する権利」では、“この場合において児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする”と“その最善の利益が優先して考慮される”との意味合いが完全に欠落した権利文言だけが独り歩きしてしまう。</p> <p>●以下に、あえて児童の権利に関する条約の該当条文と市の素案の8つの権利を直接比較するために列挙させていただく。</p> <p>「子どもが安心して生きる権利」「子どもが自分らしく育つ権利」「子どもが差別されずに生きる権利」</p> <p>引用元条文) 同条約第6条</p> <p>1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。</p> <p>2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。</p> <p>同条約第2条</p> <p>1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。</p> <p>2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>「子どもが自分の気持ちを尊重される権利」「子どもが意見表明し、参加する権利」</p> <p>引用元条文) 同条約第12条</p> <p>1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。</p> <p>2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。</p> <p>引用元条文) 同条約第14条</p> <p>1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。</p> <p>2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。</p> <p>3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。</p> <p>引用元条文) 同条約第15条</p> <p>1「締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。</p> <p>2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>「子どもが自分の意思で学ぶ権利」</p> <p>引用元条文) 同条約第28条</p> <p>1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、</p> <p>(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。</p> <p>(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。</p> <p>(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。</p> <p>(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。</p> <p>(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。</p> <p>2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。</p> <p>3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。</p> <p>引用元条文) 同条約第29条</p> <p>1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。</p> <p>(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。</p> <p>(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。</p> <p>(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。</p> <p>(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。</p> <p>(e) 自然環境の尊重を育成すること。</p> <p>2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>「子どもが遊ぶ権利」「子どもが休む権利」 引用元条文) 同条約第31条 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する</p>	
76	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>p.9 趣旨・説明の3つ目の○「権利には相互尊重の原則があります。そのため、子どもは、自分の権利だけでなく、他の子どもの権利についても同じように大切にする必要があります。」が、“権利と義務はセット”という考え方のように引っかけられます。「権利には相互尊重の原則があります。」だけでよいのではないのでしょうか。</p>	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
77	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>p.9 趣旨・説明の3つ目の○「権利には相互尊重の原則があります。そのため、子どもは、自分の権利だけでなく、他の子どもの権利についても同じように大切にする必要があります。」について、権利の相互尊重は子ども同士に限った事ではないため文中に「子ども」を連発するのは不自然です。</p>	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
78	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>p.9 「(1)子どもが安心して生きる権利」の趣旨・説明で「必要な医療を受けることができる、健康的な生活および社会環境を確保される」とあるが、不登校の児童生徒は集団健康診断を受けることができない場合、権利保障がされていない事になってしまいます。かかりつけ医や保健センターで、その学年の児童生徒がおこなう健康診断と同内容の健康診断を受けられるような制度設計が必要です。</p>	ご意見を今後の施策および条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。なお、学校での健康診断が受けられなかった児童生徒に、市役所で設けた健診日や学校医での受診等の案内をしております。不登校の児童生徒も含め、健診欠席者への案内を引き続き行ってまいります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
79	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	p.9 「(2)子どもが自分らしく育つ権利」の趣旨・説明で「こういうふうに育ってほしいといった人間像を押しつけられないなど」とあるのは素晴らしいです。今後は各小中学校の教育目標や目指すべき児童・生徒像を子どもたちに押しつけず、「あくまでも教員の目指す理想(子ども自身は迷惑かもしれないという自覚は必要)」として処理していただきたいです。	ご意見として承ります。なお、小・中学校学習指導要領総則では、学校が教育課程を編成する際の原則として、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童・生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童・生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示されており、各学校では、子どもたちの実態や地域の実態を考慮し、家庭や地域社会と連携した教育課程を編成しています。
80	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	Ⅲ 第2章 保障すべき子どもの権利 (素案9～12p) ①10pの8行目、「子どもが差別されずに生きる権利」の説明に、「宗教」と「身分」(あるいはそれに類する表現)を付け加えるべきと考えます。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
81	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>4. 「第2章 保障すべき子どもの権利」と「保育ガイドライン」等との関係</p> <p>子どもの権利条約（条例）の理念・原則を実践していく場合の中核をなす考え方がこの章に示されており、ワクワクしながら読んでいます。その上で提案をいたします。</p> <p>(1) 「3. 子どもにとって大切な子どもの権利」を実効性のあるものとするために</p> <p>ここでは（9頁）、子どもの権利条約の理念・原則が網羅されており、保育実践の中で活かされていかなければならないことが整理されています。子どもたちが、これらの諸権利の「学びの構え」を身につけていく保育実践は、現実的には容易なことではないでしょう。しかし、それだけにやりがいがあり楽しみです。</p> <p>「趣旨・説明」欄には「子どもが自分らしく育つ」ためには、「こういうふうに育てほしい」といった人間像を押しつけられない」ことが大切だと書いてあります。ほんとにその通りだととても共感します。</p> <p>しかし一方では「〇〇までに、こんな風に育ちなさい、育てなさい」といった圧力は、行政（政府）サイドからも示されているのが現実です。最近では小学校との「架け橋プログラム」などでますますこういった傾向が強まっているように思います。</p> <p>このような流れが一方にはあるなかで、私たちにとって大切なことは子どもの権利条約（条例）の理念・原則を優先させることが大切です。それが冒頭で述べた第二の原則です。</p> <p>具体的には、市の「子どもプラン武蔵野」や「保育ガイドライン」を新しく改訂する際にはこの章が全面的に反映した内容のものでなければならないと考えます。「条例検討委員会」の「報告書」は、「条例づくりの方向性」として、「既存の制度の充実を図る」「新規の制度の模索」という二つの考え方が交錯する中で、前者の立場をとり、可能な限り後者に近づけていくと述べています。「既存の制度」に囚われてしまうと、条約（条例）の理念・原則がその趣旨から離れてしまうことを懸念しています。そうならないための方策を強く要望します（そのためにも第三者機関が必要だと考えます。このことについては最後のところであらためて提案します）。</p>	ご意見を今後第六次子どもプラン武蔵野策定の際の参考とさせていただきます。
82	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	<p>○休む権利</p> <p>休んだ場合の行き先（居場所）とセットで考えることが必要。学校の場合は学力の保障も必要。（母子家庭で親は仕事。学校を休んで家でゲームばかりしている子どもが実際にいる。）</p>	ご意見ありがとうございます。なお、ご指摘の趣旨については、第5章の部分に記載しているものと考えています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
83	第2章 保障すべき子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	⑧「休む権利」も守るべきとありますが、不登校児は「休む権利を行使しているだけ」とされ、放置される可能性があります。学校に通いたいのに通えない子を放置するというのは、決してあってはなりません。この条例は、あたかも「学校に行きたくなければ行かなくて良い」という立場のように見受けられ、「行きたいのに行けない」子を想定していないように思います。	学校に通いたいのに通えない子どもには、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等が相談を受け、子どもの希望を聞いて支援をしています。
84	第2章 保障すべき子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発	4 普及啓発は、大人が保障しなくてもいいのではと思いがちな権利、大人が頭ではわかっている日常生活の中で大切な権利として保証せず、子どもに大人の考えを押し付けやすいことに関わる権利があると思うので、大切だと思う。	ご意見ありがとうございます。
85	第2章 保障すべき子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発	普及啓発と学ぶ機会の保障という点から、武蔵野市子どもの権利の日を設置することはとてもよいことだと思います。	ご意見ありがとうございます。
86	第2章 保障すべき子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発	第2章4 2項目に「市は、育ち学ぶ施設の職員が保護者に向けて子どもの権利の普及啓発を行うことを奨励します。」を入れてほしいです。 理由 保護者は子どもの権利を学べるのは、学校はじめ育つ学ぶ施設を通すことが一番多いはずです。入学式・卒業式・保護者会などの機会にぜひ職員から普及していただきたいです。 それは、3章7市民の役割、8 保護者の役割の前提になります。	ご意見ありがとうございます。今後の施策を実施する際の参考とさせていただきます。
87	第2章 保障すべき子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発	Ⅲ 第2章 保障すべき子どもの権利 (素案9～12p) ②11p趣旨・説明の上から4つ目の○、「条例を形だけのものとせず…」という観点は非常に重要だと思います。もう少しここを分厚くアピールしたものであって欲しいと思います。以下文案をご提案いたします。ここは、しっかりと市の熱量をメッセージとして表現すべき箇所だと思います。 【素案】 広く市民に知ってもらえるよう →【わたくしの私案】 広く市民に知ってもらい、子どもの権利を保障するための様々な取り組みに、市民が積極的に関与することができるよう	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
88	第2章 保障すべき子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発 / 5 子どもの権利を学ぶ機会の保障	<p>4. 「第2章 保障すべき子どもの権利」と「保育ガイドライン」等との関係 (2) 「子どもの権利の普及啓発」と「子どもの権利を学ぶ機会の保障」のために 「素案」は続けて「4. 子どもの権利の普及啓発」と「5. 子どもの権利を学ぶ機会の保障」(11, 12頁)について述べています。そのために私は「子どもの権利月間」と「楽しく学び合う保育実践研究会(仮称)」の設置を提案します。</p> <p>①「楽しく学び合う保育実践研究会(仮称)」の設置を 説明の都合上、後者の「楽しく学び合う保育実践研究会(仮称)」から説明します。上で「子どもにとって大切な子どもの権利」の一つひとつを具体的に実践していくことは容易ではないと述べました。それは従来の子ども観・保育観が壁になるからです。私たちの中には長い間に身に沁みついた大人目線の見方が根付いています。「〇〇ができる/できない子ども」というようにとらえたり、禁止事項をたくさん示したり、大人主導の計画に従わせようとしたりする保育がかなり広く定着しているのではないのでしょうか。その結果、こんな子どもに「育ちなさい、育てなさい」という保育が「一般的」になっているところがあるのではないかと心配しています。</p> <p>子どもの権利条約(条例)の理念・原則を実効性のあるものにするためには、子ども目線の保育実践が欠かせません。というか、一人ひとりの子どもを尊重し、子どもの権利条約(条例)の理念・原則(例えば「意見表明・参加する権利」)を具体的に実践しようとする、子ども観や保育観は変わらざるを得なくなります。その子のやろうとしていることに気づき、認め、応答し、記録し、振り返り、話し合って意味づけをし、次はどうするかを子どもとともに考え、ともに生きる道筋を耕していくといったような保育実践にならざるを得ないからです。そうした保育実践を進めていくためには、実践的な学び合いの積み重ねと時間がどうしても必要です。</p> <p>そこで提案したいのが「楽しく学び合う保育実践研究会(仮称)」を「ガイドライン保育部会」として位置づけ、各園の「ガイドライン」に基づく実践事例を持ち寄り、互いに楽しく学び合う場とすることです。そうやって互いが徐々に条約(条例)の理念・原則に近づけていくことが現実的だと考えています。</p> <p>「素案」で提案している「子どもの権利を学ぶ機会の保障」の一つとして、このような実践的な研究会などを検討していただきたいと考えています。</p>	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
89	第2章 保障すべき子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発 ／5 子どもの権利を学ぶ機会の保障	<p>4. 「第3章 保障すべき子どもの権利」と「保育ガイドライン」等との関係 (2) 「子どもの権利の普及啓発」と「子どもの権利を学ぶ機会の保障」のために ② 「子どもの権利の普及啓発」のために、「子どもの権利月間」の設置を望みます 「条例検討委員会」の「報告書」では「子どもの権利の日」または「月間」の設置を併記されていたと思います。「素案」では11月20日を子どもの権利の日として提案しています。子どもの権利条約が国連で採択された日であり、その「世界こどもの日」にあわせたものです。これはこれでよいと考えますが、月間にした方が「子どもの権利の普及啓発」のために多様な行事などが開催できて効果的だと考えます。</p> <p>起点は11月3日の「文化の日（日本国憲法公布日）」「市制施行日」から始まり、11月24日の「平和の日」や「楽しく学び合う保育実践研究会（仮称）」などもこの期間内に行ったらどうでしょうか。そこには小学校の先生たちとの交流などもできればなお良いと考えています。子どもは家庭や保育施設だけで育つわけではなく、豊かなコミュニティの中で多くを経験し学ぶことができます。こうした様々な月間の取り組みが「子どもにやさしいまちづくり」を推進していくものと期待しています。</p>	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
90	第2章 保障すべき子どもの権利	5 子どもの権利を学ぶ機会の保障	武蔵野市全体が小学生や中学生や高校生が子どもの権利を学ぶ機会をの保障があったらいいと思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
91	第2章 保障すべき子どもの権利	5 子どもの権利を学ぶ機会の保障	5 子ども自身が学び考える機会の保障は大切。具体的なとりくみにことにつなげやすい表現だと思う。	ご意見ありがとうございます。
92	第2章 保障すべき子どもの権利	5 子どもの権利を学ぶ機会の保障	さらに、市民科のカリキュラムに「子どもの権利」を学ぶことを加えられる必要があると思います。また、道徳のカリキュラムにも加えられると道徳としての内容も充実すると考えます。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
93	第2章 保障すべき子どもの権利	5 子どもの権利を学ぶ機会の保障	5 学ぶ機会が「継続的に」設けられることが、権利主体としての子どもを育てるためには不可欠です。「自分および他の人の権利の大切さについて主体的かつ継続的に学ぶ機会を保障します。」ように記してはいかがでしょうか。	ご意見ありがとうございます。表記は素案のままさせていただきますが、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
94	第2章 保障すべき子どもの権利	5 子ども の権利を学 ぶ機会の保 障	<p>P12</p> <p>5 子どもの権利を学ぶ機会の保障</p> <p><意見></p> <p>市の素案において、「市および育ち学ぶ施設は、子どもが子どもの権利を知り、自分および他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します」とあるが、“日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり”との文言を追記し、「市は、子どもが“児童の権利に関する条約”を知り、“日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり”、自分および他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します」と文言とするほうがよりわかりやすく望ましいと考える。</p> <p>理由は4点。</p> <p>① P 1 2の趣旨説明にある「他の人の権利の大切さを感じ尊重することを学ぶことができます」といった内容をそもそも備えているのが教育基本法であり、第6条に学校教育、第10条に家庭教育、第11条に幼児期の教育、第13条に学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力、第3条には生涯学習の理念までが規定されている。教育基本法第2条（教育の目標）は具体的に下記に記載の通りの内容である。</p> <p>②教育基本法は、児童の権利に関する条約第28条（教育に関する権利）の内容とも全く齟齬はなくその趣旨を十分に体现した法律だと考えられること。</p> <p>③地方公共団体である市は、憲法第94条における「法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるべきこと。</p> <p>④地方公共団体である市は、こども基本法第5条（地方公共団体の責務）における責務履行の主体であること。こども基本法第3条（基本理念）の第2項には「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」と、“教育基本法の精神にのっとり”との記載がある。</p> <p>教育基本法第2条</p> <p>教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求めめる態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p>	<p>ご意見を受けて「日本国憲法、その他関連する法令に基づいて」を追記し、本条例案第1条にて「この条例は、児童の権利に関する条約、日本国憲法、その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします」と示しており、教育基本法も包含しているものと捉えております。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>4 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。 更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p>	
95	第2章 保障すべき子どもの権利	5 子ども の権利を学 ぶ機会の保 障	<p>Ⅲ 第2章 保障すべき子どもの権利 (素案9～13p)</p> <p>③12p「子どもの権利を学ぶ機会の保障」、2行目の「主体的に」との文言について子ども自身が自発的に権利の学習を望んでいる場面で、市および育ち学ぶ施設がそれを阻害しないことを表現しているものと解釈します。もちろん、これは子ども自身の自発性を尊重するという意味で重要な視点です。評価できる条文と思います。</p> <p>一方で、子どもが自発的にそれを望まない場合であっても、市および育ち学ぶ施設が取るべき方向性についての視点が欠けている気がします。したがって、以下一文を2項として付け加えて頂ければと思います。</p> <p>○市および育ち学ぶ施設は、子どもが子どもの権利を知り、自分および他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ意欲を促進できるように努めます。</p>	ご意見ありがとうございます。表記は素案のままとさせていただきますが、今後の施策の参考にさせていただきます。
96	第2章 保障すべき子どもの権利	その他	権利は必要だと思いますが、先にほんとに制定して全部完璧にできますか？	条例に掲げる子どもの権利が保障されるよう、市として努めていきたいと考えています。罰則規定等を設ける条例ではありませんが、条例に掲げることで、現実には子どもの権利がより尊重されるようになることを目指しています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
97	第2章 保障すべき子どもの権利	その他	教育の機会・質の平等に関する言及をご検討をいただきたいと思ひます。教育機会・質の格差は更なる不平等の助長に繋がります。これは数十年先の社会構造とも直結し、人権が尊重される世の中になっているのだろうか、強い懸念を抱かざるを得ません。"子どもの権利"が単に子どもの権利で終わることなく、人の尊厳に繋がる内容であることを意識できるものであって欲しいと思ひます。	ご意見として承ります。なお、各学校では、全教育活動を通して、子どもの権利のみならず、障害者やインターネットによる人権侵害など、様々な人権課題に関する理解をはじめとした人権教育を推進しております。また、「教育の機会・質の平等」に関しては、条例素案P24「19子ども一人ひとりに合わせた支援」に含めて考えております。
98	第2章 保障すべき子どもの権利	その他	良いと思ひます。	ご意見ありがとうございます。
99	第3章 子どもの権利を守るための役割	6 市の役割	「武蔵野市が長期計画にないことは実施しない」という話を聞いています。計画性を持つことはとても大切なことだと思ひますが、ここに書かれているように「子どもに関わる施策を総合的に実施」し、「市民、保護者および育ち学が施設と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進」するのであれば、これに拘束されてしまつてできるのか？という懸念をもつています。子どもをとりまく環境は、刻一刻と変化するものです。子どもたちにとって必要な時「その時」に変更できる道を作る必要があると思ひます。	一般に、条例は改正が必要であれば、市議会での議決により改正することが可能です。本条例は子どもの権利についての基本的な考え方を示していますが、具体的な事業については5年間を計画期間とする「子どもプラン武蔵野」で、その時期に合わせた内容を記載します。
100	第3章 子どもの権利を守るための	6 市の役割	6 しっかり具体的な施策に予算もつけて取り組んでいけるようにと思ひます。	ご意見ありがとうございます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
101	第3章 子どもの 権利を守るための 役割	6 市の役割	<p>P13 6 市の役割について</p> <p><意見></p> <p>市の素案において、「市は、子どもに関わる施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します」とあるが、こうしたあいまいな内容ではなく、既に6月に公布されたこども基本法第5条（地方公共団体の責務）は完全履行する旨を、本条項において記載してほしい。具体的には市の素案に替え、以下は包含した内容を市の役割として設定すべきであると考えます。</p> <p>「市は、次に掲げるこども基本法第3条の事項を基本理念とし、こども施策に関し、国、東京都及び周辺自治体との連携を図り、市域内の子ども（市域外の学校等に通う子どもも含む）の状況に応じた施策を策定し実施しなければならない。</p> <p>1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。</p> <p>2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。</p> <p>3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。</p> <p>4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。</p>	<p>ご意見を受けて条例の目的（第1条）に、「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」との文言を追記します。こども基本法も関連する法令として、条例の前提になるものと考えています。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。</p> <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。」</p> <p>理由は8点。</p> <p>①本条例は子どもを対象であることから、各人の勝手な解釈による誤解を生むことないようにわかりやすく表記する必要性が高い。令和4年6月22日既に公布されている「こども基本法」を市として遵守することは、憲法第94条「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるという条例の在り方を体現することであること</p> <p>②今回の条例案策定にあたり、立法事実が明らかであればその点を明示すべきであるが、特段の立法事実があるとの情報は無いこと。</p> <p>③児童の権利に関する条約前文において「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けよう必要保護及び援助を与えられるべきであることを確信し」と規定。</p> <p>④児童の権利に関する条約第5条で、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」と規定。</p> <p>⑤児童の権利に関する条約第18条で、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする」「締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する」「締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる」と規定。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>⑥地方公共団体である市は、憲法第94条における「法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるべきこと</p> <p>⑦地方公共団体である市は、こども基本法第5条（地方公共団体の責務）における責務履行の主体であること</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p>	
102	第3章 子どもの権利を守るための役割	6 市の役割	<p>IV 第3章 子どもの権利を守るための役割 (13～15p)</p> <p>①13p市の役割の箇所、「市民、保護者および育ち学ぶ施設と連携し…」の部分ですが、順序を入れ替えて「保護者、育ち学ぶ施設および市民」とすべきと思います。子どもに対する責任の重さの順に書いた方がしっくり来る気がします。</p> <p>②したがって、その後の順序も、保護者・育ち学ぶ施設・市民の順序が妥当だと思います。</p>	ご意見として承ります。考え方としては、ここは、対象としての範囲の広範な順とさせていただいています。
103	第3章 子どもの権利を守るための役割	6 市の役割 ／9 育ち学ぶ施設の役割	<p>子供の権利が少しでも侵される恐れがあると市や施設が察知した場合、市や施設は積極的に家庭に介入する義務があると書き込んでほしい。重大な権利の侵害を見過ごした場合の市の責任にも触れてほしい。市や施設はときに保護者から子供を隔離する権限を持つと書いてほしい。表現が支援というのは緩すぎて、もっと踏み込んで書くべきだ。</p>	ご意見として承ります。今後、施策を実施する中において、子どもの権利が十分保障されるよう努めていきます。
104	第3章 子どもの権利を守るための役割	6 市の役割 ／9 育ち学ぶ施設の役割	<p>児童相談所や児童養護施設との連携について、また、役割分担について触れるべきだと思います。</p>	ご意見として承ります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
105	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	6 市の役 割 ／9 育ち 学ぶ施設の 役割	市の役割が弱いのではないか。市は「子どもに関わる施策を総合的に実施する」のでは、現在の子ども政策と何が異なるのかが分からない。「子どもの権利を保障するために、施策を講じる／施策を行い、子どもの権利を保障する」など、権利を保障するための不断の努力を行うことが明確に規定されるべきではないか。 子どもの権利を守ることができず大きく権利を阻害することの理由として待遇や環境は理由にはつながらないものの、積極的に権利を守るためには、関わる者、特に施設職員の待遇や環境が守られていることが必要だと考える。特に学校や学童支援員、児童福祉施設が抱える児童数の多さ、それによる負担の多さの改善がなければこのような条例の導入も現場にとっては負担になるばかりで、理念の実現が図れないのではと考える。予算的措置を抜本的に講じたり、負担減に取り組むためのリーダーシップなど市としての強い姿勢・意思が感じられず、結局は現場ががんばることを強いるだけに受け止められる。	ご意見を受けて条例素案から修正し、市の役割に「子どもの権利を保障するため」の文言を追記します。なお、武蔵野市では、武蔵野市立学校における働き方改革推進計画として「先生いきいきプロジェクト2.0」を策定し、教員の多忙化解消に取り組んでおります。その中で、市講師による授業の実施の拡充やスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置等に取り組んでおります。 学童クラブについては、入会児童数の急激な増加に対してスペースや支援員の確保が追い付いていない面があります。ご意見を参考にスペースや職員の確保に努めてまいります。
106	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	7 市民の 役割	私たちのような株式会社がおこなっている福祉事業所がどこまで関わっていけるのか。またその役割や関わりはどのように変わっていくか	今後分かりやすい周知啓発に努めていきます。
107	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	7 市民の 役割	7 事業者の役割が入っているのが、実際に具体的な取り組みに進んでいくときに力を発揮してほしいと思う。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
108	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	7 市民の 役割	P13 7市民の役割 ○子どもが権利の主体であること～～～ ○子どもがすこやかに育ち～～～ ↑は市民皆さまが念頭において守って欲しい！	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
109	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	8 保護者 の役割	8 素案の文面で●2つ目が読み取れるのかは疑問。●2つ目のところがフランスと比べて日本は弱いと思い、ここが弱いまま保護者の役割を強く言うのは、努めたいけどできない、隠す、子どもの意思とは別に、いい子育てを外に見せる押し付け、など、悪循環に陥る危険があると思う。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
110	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	8 保護者 の役割	<p>P14 8 保護者の役割について <意見> 市の素案において、「保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます」としているが、児童の権利に関する条約及び、その趣旨を踏まえたこども基本法においては、保護者がこどもの養育に第一義的な責任を有するとの認識で完全一致しており、その認識の下で、(締約)国が保護者に対して児童の養育に関して十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な児童にはできる限りの養育環境を確保することに努めることを求めている。</p> <p>児童の権利に関する条約においては、家族を「社会の基礎的な集団」として位置づけ、「父母その他の保護者は、児童の養育における第一義的責任を有する」との認識が明らかである。</p> <p>更に児童の権利に関する条約においては、この認識を前提に、「父母その他の保護者に対して児童の養育の責任を遂行に関して十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な児童にも同様の養育環境を確保するための適当な措置をとる」としており、市の素案における、市が保護者に対して役割を課すなどという認識とは明らかな乖離がある。この点において元条約の読み込みにおける根本的な乖離があるために、条例全体の構成を歪める結果となっている。一方、既に公布されている、こども基本法は、この点を第3条の基本理念において体现する内容となっている。このままでは、元の条約及び国の法律(こども基本法)とも齟齬が生じ、運用や解釈において住民に無用な混乱を招くこととなることから、問題であると考えている。</p> <p>したがって、市の条例の目的には、こども基本法第3条(基本理念)第5項そのものかとするか、第3条(基本理念)第5項を完全に包含するものとすべきであり、そうしていただきたい。</p> <p>例えばの代案を以下に記す(「保護者の役割」ではなく「本条例における保護者に対する認識」として)。</p> <p>「本条例における保護者に対する認識 市は、以下の認識の下、区域内のこどもの状況に応じてこども施策の策定・実施をしなければならない。 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。」</p>	<p>ご意見を受けて条例の目的(第1条)に、「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」と文言を追記します。 関連法令に示されている考え方は、条例の前提となっているものと認識しています。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>理由は7点。</p> <p>①本条例は子どもを対象であることから、各人の勝手な解釈による誤解を生むことないようにわかりやすく表記する必要が高い。児童の権利に関する条約及び、令和4年6月公布された こども基本法の主旨を条文通りに条例に受け入れることは、憲法第94条「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるという条例の在り方を体現することであること</p> <p>②今回の条例案策定にあたり、立法事実が明らかであればその点を明示すべきであるが、特段の立法事実があるとの情報は無いこと。</p> <p>③児童の権利に関する条約前文において「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し」と規定。</p> <p>④児童の権利に関する条約第5条で、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」と規定。</p> <p>⑤児童の権利に関する条約第18条で、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする」「締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する」「締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる」と規定。</p> <p>⑥地方公共団体である市は、憲法第94条における「法律の範囲内で条例を制定することができる」の趣旨を踏まえるべきこと</p> <p>⑦地方公共団体である市は、こども基本法第5条（地方公共団体の責務）における責務履行の主体であること</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。 更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントへの回答として記載願います。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
111	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	8 保護者 の役割	IV 第3章 子どもの権利を守るための役割 (13~15p) ③14p保護者の役割の趣旨説明の4番目の○に下記一文を付け加えて頂きたいです。子育てに行き詰まりを感じて、保護者自身で自己肯定感が低くなっている方へのメッセージになると思います。 「子どもとの深い信頼関係が生まれることにより、保護者自身も幸福を感じる事が大切です。」	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
112	第3章 子どもの 権利を守る ための	8 保護者 の役割/9 育ち学ぶ施 設の役割	余計なお世話だと思う。市が口を出すべきではない。削除してほしい。 「育ち学ぶ施設のルールが子どもの権利を侵害してはならない」ではなく、「子どもが育ち学ぶ施設のルールを守り尊重する義務を果たす」に変更してほしい。	ご意見として承ります。
113	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	9 育ち学 ぶ施設の役 割	この条例の検討委員会の中で子どもの休む権利に関わって、子どもが学校を休むことはよくないことと取れる発言をしていた委員がいました。「子どもに有給休暇」のようなものを与えとかという例示に関してだったと思いますが、子どもの権利条約批准以前から子どもが学校を休んではいけないとか出席する義務があるなどというのは義務教育の考え方を曲解するものといわれていましたが、子どもの権利を考えている現在そのようなことが、語られていることに(育ち学ぶ施設を代表していた委員だったので)大変ショックを受けました。 子どもの権利とは、子どもの最善の利益の尊重とか、まず、子どもたちが学ぶ「育ち学ぶ施設」の方達に優先的に学んでいただけるよう、市として配慮をしていただきたいと思います。また、そういった施設で働く方達が、強制される「研修」ではなく、第4章にもありますが、自主的に主体的に学ぶ・研究することに対しての支援も行っていたらと思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
114	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	9 育ち学 ぶ施設の役 割育ち学ぶ 施設の役割	IV 第3章 子どもの権利を守るための役割 (13~16p) ④15p育ち学ぶ施設の役割、上記①同様に以下の通りに順序を入れ替えるべきと思います。ただし、ここではあくまでも市の条例なので「市」を先頭に持ってきます。 →「市、保護者および市民と連携し…」	ご意見として承ります。考え方としては、ここは、対象としての範囲の広範な順とさせていただきますが、ご指摘の趣旨で、先頭に市を置いています。
115	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	9 育ち学 ぶ施設の役 割育ち学ぶ 施設の役割	IV 第3章 子どもの権利を守るための役割 (13~17p) ⑤15p趣旨説明4番目の○、ここは非常に重要です。学校における体罰や、保育所での虐待など、悲しいかな毎年こうした事例がニュースになります。 いつまで経っても無くならないということは、守られるべき権利に対して現場のルールが不適だという事例が多いということに他なりません。条例の中で触れることはなじまないと思いますが、本条例が制定されたならば下位規範となるはずの「子どもプラン」にて、どういう具体策を講じるかが大事だと思っています。	ご意見を今後第六次プラン武蔵野策定の際の参考とさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
116	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	9 育ち学 ぶ施設の役 割育ち学ぶ 施設の役割 ／11 育ち 学ぶ施設へ の支援	5. 「育ち学ぶ施設の役割」と「育ち学ぶ施設への支援」について ここでは「第3章 子どもの権利を守るための役割」の中の「9. 育ち学ぶ施設の役割」（15頁）と「第4章 子どもを支える人々への支援」の中の「11. 育ち学ぶ施設への支援」（17頁）について取り上げます。それぞれ「素案」の本文と《趣旨・説明》に書かれてあることは積極的な提案であると受け止めています。 一人ひとりの子どもの視点に立って権利保障を実践していくことと保育者が安心して働くことができる環境づくりは一体のものです。なかでも保育者の配置基準の見直しや処遇改善は喫緊の課題です。子どもの幸せは保育者や保護者の幸せと切り離せない関係にあることを認識していただき、各種施策に反映されることを強く要望します。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
117	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	9 育ち学 ぶ施設の役 割	子ども食堂や学習室を行う団体構成員が子どもの権利について学ぶ必要を感じる。子どもは保護される存在との思いがまだまだ強く、子どもへの声掛けに疑問を抱くこともある。そのたびにメンバーで話し合う機会を設けているが、そんなときに子どもの権利条例があれば、子どもへのかかわりを正す根拠になる。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
118	第3章 子どもの 権利を守る ための	9 育ち学 ぶ施設の役 割	9 育ち学ぶ施設の取り組みをより進めていく、根拠になっていくと思う。	ご意見ありがとうございます。
119	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	9 育ち学 ぶ施設の役 割	指導の名目でこどもたちの権利が侵害されることは、起こりがちです。子どもたちが、学校の指導に対して権利侵害だと感じたときに、具体的にどうしたらよいのか、あとで出てくる「こどもの相談窓口」に、学校の指導についても相談できるのか、相談できるなら子どもにそれがわかるように書く必要があると思います。また、現実にもこどもの相談窓口が適切に運営されるかどうか、検証できるシステムを考える必要があると思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。なお、各学校では年間3回（6月、11月、2月）に行う「ふれあい月間」に、「安心できる学校生活を送るためのアンケート」の実施や、スクールカウンセラー等の配置など、子どもたちが多様な大人に相談できる環境を整えております。
120	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	9 育ち学 ぶ施設の役 割	本条例案について、育ち学ぶ施設である「学校」の理解はどれほど得られているのか疑問です。子どもたちの大半が日中を過ごす学校の理解・支援が十分に得られないと、本条例は形だけのものとなり有名無実化すると思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。なお、各学校には「こどものけんりってなあに？」を配布しているほか、教員に向けた子どもの権利に関する研修や啓発活動を進めております。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
121	第3章 子どもの 権利を守る ための 役割	9 育ち学 ぶ施設の役 割	p.15「9 育ち学ぶ施設の役割」で子どもの権利擁護委員は連携しないでもいいか。	お互いに協力して、子どもの権利を保障する必要があることについては、ご指摘の通りですが、市長の附属機関となる子どもの権利擁護委員については、一般的な連携に限らず、育ち学ぶ施設に対して調査等を行うこともあるため、その点についての両者の関係について別途（第27条）記載しています。
122	第3章 子どもの 権利を守る ための	その他	市が保護者以外でも市民や育ち学ぶ施設の人も子どもの権利について学ぶ機会があったらいいと思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
123	第3章 子どもの 権利を守る ための	その他	良いと思います。	ご意見ありがとうございます。
124	第4章 子どもを 支える 人々への 支援	その他	教育の機会・質の平等に関する言及をご検討をいただきたいと思います。教育機会・質の格差は更なる不平等の助長に繋がります。これは数十年先の社会構造とも直結し、人権が尊重される世の中になっているのだろうか、強い懸念を抱かざるを得ません。"子どもの権利"が単に子どもの権利で終わることなく、人の尊厳に繋がる内容であることを意識できるものであって欲しいと思います。	ご意見として承ります。なお「教育の機会・質の平等」に関しては、条例素案P24「19子ども一人ひとりに合わせた支援」に含めて考えております。
125	第4章 子どもを 支える 人々への	10 保護者 及び家庭へ の支援	支援という表現が優しすぎる。市は親の幼児虐待や育児放棄を防ぐため、積極的に介入できる権限を持つと書くべきだ。	ご意見として承ります。支援という考え方を基本としつつ、子どもの権利を保障するために必要に応じた対応を行ってまいります。
126	第4章 子どもを 支える 人々への	10 保護者 及び家庭へ の支援	保護者と家庭という用語が一体になっているので、それぞれを並列にしているはいかがでしょう？ 改定案「市は、保護者ならびに家庭が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。」	ご意見ありがとうございます。表記は素案のような形とさせていただきますが、保護者と家庭への必要な支援、啓発に努めてまいります。
127	第4章 子どもを 支える 人々への	10 保護者 及び家庭へ の支援	8で書いたが、ここを予算もつけて、人の配置もして、専門職も大事にし、海外の取り組みなども参考にして 具体的な施策にしていけることが、子どもの権利を尊重、保証していくのにとっても大切だと思う。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
128	第4章 子どもを支える人々への支援	10 保護者及び家庭への支援	【第4章】 ＜保護者および家庭への支援＞ ●趣旨説明ではヤングケアラーという言葉で触れられているが、あまり詳しく記載がないために誤解・拡大解釈の可能性がある。年齢に合わない過度な責任も客観的だけでなく権利の主体である子どもが苦痛に感じているかということも考慮する必要があるのではないかと？	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
129	第4章 子どもを支える人々への支援	10 保護者及び家庭への支援	V 第4章 子どもを支える人びとへの支援 (16～17p) ②16p条例素案の2つ目の○の最終行、「啓発および支援」を「支援および啓発」と順序を変えて欲しいと思います。困難を抱えている子どもや家庭にとっては、啓発よりも先に支援が必要だと思えます。同様に、趣旨説明の最終○の最終行にも同様表現があるので、順序入れ替えがふさわしいと思います。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
130	第4章 子どもを支える人々への支援	10 保護者及び家庭への支援/11 育ち学ぶ施設への支援	お金がない家庭へ子どもが必要な物があるよう、支援が必要だと思えます。育ち学ぶ施設へも支援が必要だと思えます。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
131	第4章 子どもを支える人々への支援	11 育ち学ぶ施設への支援	このことをきちんと条文にくださったことに感謝します。趣旨説明のところに、「必要な環境を整えていくことが重要」ということと「主体性が損なわれないよう配慮しつつ」ということも書かれているのが、保育園で働く一人としてとても安心しました。私たち職員も、そのための学びを止めないようにしたいと思います。	ご意見ありがとうございます。
132	第4章 子どもを支える人々への支援	11 育ち学ぶ施設への支援	1 1 専門性を高める研修はもちろん専門職職員が力を発揮していける権利、雇用の保障が必要。関わる方の人材育成の支援だけでなく、経験を重ね、より専門性を高めている方が、誇りをもって務め、力を発揮できる雇用であることが大切だと思う。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
133	第4章 子どもを支える人々への支援	11 育ち学ぶ施設への支援	「努めます」の部分を「推進します」にできないでしょうか。 昨今の保育施設での保育士による虐待問題を考える時、コロナ禍の民間経営の中で、とても追い詰められている保育士たちの様相を感じています。 市として、育ち学ぶ施設への必要な支援や働きやすい環境を整えることは「努める」ではなく、推進する立場であってほしいです。 学校では、市独自の少人数学級実現をお願いします。課題のある子供が増えている中で、保育園は1クラス20人程度、小学校は1クラス25～30人程度（学童クラブも同様）、中学校は1クラス30人程度学級を実施してほしいです。	ご意見を受けて条例素案から一部修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。なお、東京都の公立小・中学校の学級編成の基準につきましては「東京都公立小学校、中学校義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編成基準」で定められております。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
134	第4章 子どもを 支える 人々への 支援	11 育ち学 ぶ施設への 支援	p.17「11 育ち学ぶ施設への支援」条文の2つめ「市は、育ち学ぶ施設の職員が、専門性を高めるための研修および研究に自主的に取り組むことができるよう、適切な支援に努めます。」今の教職員には研修および研究に自主的に取り組む時間はありません。仕事の削減と教職員の増員に舵を切ると読み取っていいか。先生いきいきプロジェクトじゃ無理。専門家の見解も「確かに教員研修では人権教育の扱いはありますが、子どもの権利に特化した研修は行われていません。しかし研修の拡充は、教員の働き方改革とセットで考えていくべきです」とのことです。	ご意見として承ります。なお、武蔵野市では、武蔵野市立学校における働き方改革推進計画として「先生いきいきプロジェクト2.0」を策定し、教員の多忙化解消に取り組んでおります。その中で、市講師による授業の実施の拡充やスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置等に取り組んでおります。
135	第4章 子どもを 支える 人々への 支援	11 育ち学 ぶ施設への 支援	p.17 1クラス20人程度の学級（少人数学級）は子どもの権利の保障を含め様々な学校問題の解、しかもけっこう万能な解です。がっつり予算確保して芋を洗う状況から脱しましょう。	ご意見として承ります。なお、東京都の公立小・中学校の学級編成の基準につきましては「東京都公立小学校、中学校義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編成基準」で定められております。
136	第4章 子どもを 支える 人々への 支援	11 育ち学 ぶ施設への 支援	V 第4章 子どもを支える人びとへの支援（16～18p） ③17p条例素案の末尾がごとごとく「努めます」となっていることに不満を覚えます。本条例が良い条例として定着するか否かは、育ち学ぶ施設（具体的には学校現場等）がいかにか本条例を活かして機能するかにかかっていると考えます。保護者ないしは家庭以上に育ち学ぶ施設での実情が成否を分けると考えます。あまりにも現場任せだと、育ち学ぶ施設自体が本条例遂行の上でのボトルネックになってしまいますよ。 にもかかわらず、市側の姿勢が「努めます」というレベルであることは非常にトーンが弱いです。市はもっと強いコミットメントを育ち学ぶ施設側に示し、彼らの奮起を促す必要があります。例えば、「努めます」に代えて「行います」との断定的な表現がふさわしいと思います。	ご意見を受けて条例素案から一部修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
137	第4章 子どもを支える人々への支援	11 育ち学ぶ施設への支援	V 第4章 子どもを支える人びとへの支援 (16~19p) ④上記③の続きですが、教員の働き方が全国的に社会問題として浮上して来て既に数年が経過しているわけで、その視点から考えても現場の教職員に手厚い政策だという示し方が必要だと思います。その結果、現場の教職員は、「これ以上余計な負担増やしてくれるなよ～」というようなネガティブな感情を抑えて、真摯に本条例に向き合えるのではないのでしょうか？。条例そのものとは直結しないですが、本条例をきっかけとしてということでも構いませんので、公立学校教員の倍増とか、大胆な政策提案が欲しいところです。	ご意見として承ります。なお、武蔵野市では、武蔵野市立学校における働き方改革推進計画として「先生いきいきプロジェクト2.0」を策定し、教員の多忙化解消に取り組んでおります。その中で、市講師による授業の実施の拡充やスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置等に取り組んでおります。
138	第4章 子どもを支える人々への支援	11 育ち学ぶ施設への支援	P17 11育ち学ぶ施設への支援 ○専門性を高めるための研修～～～ ○働きやすい環境～～～ ↑は必ず実施して欲しい！	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
139	第4章 子どもを支える人々への支援	11 育ち学ぶ施設への支援	p.17 「11 育ち学ぶ施設への支援」は当然必要なことだが、むしろ「育ち学ぶ施設とは言いきれないが子どももよく利用する施設」であるコミュニティセンターや総合体育館のほうが、子どもの権利を保障するための取組への支援が必要かもしれない。なんなら「(『子ども』も含め)権利とは何か？人権とは何か？」という啓発から始めなくてはいけないかもしれない。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
140	第4章 子どもを支える人々への支援	11 育ち学ぶ施設への支援	p.17 「11 育ち学ぶ施設への支援」には学校も含まれているが(p.8「2 言葉の意味」-(5)参照)、趣旨・説明のとおり支援していただければ「インクルーシブ教育システム」ではない、真のインクルーシブ教育が実現できると思うので期待しています！	ご意見として承ります。
141	第4章 子どもを支える人々への支援	12 市民活動への支援	市民活動を行う人や団体に悪意があり問題が起こった場合市はどの様に対処するのも明示すべき。「子どもの権利についての共通認識を持つ様努める必要がある」は削除すべき。	悪意による問題等が起こらないよう、市と市民活動を行う人や団体との間で、子どもの権利についての共通認識を持つよう努める必要があるものと考えています。
142	第4章 子どもを支える人々への支援	12 市民活動への支援	先日の神戸市の牧師覚せい剤容疑事案は、非常に残念なケースであったかと存じております。斯様に、公的資金で市民活動への支援を行う場合は、十分な透明性の確保。市(市長)の監督権限の確保と監督責任の明確化。適時適切な行政報告。等が必須になると考えます。それらが曖昧なままで、「市民活動を支援する」と漠然と決めることには反対します。	そういった問題等が起こらないよう、市と市民活動を行う人や団体との間で、子どもの権利についての共通認識を持つよう努める必要があるものと考えています。今後も補助事業等における透明性の確保等に努めてまいります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
143	第4章 子どもを支える人々への	12 市民活動への支援	1 2 市民活動についてがあるのいい。	ご意見ありがとうございます。
144	第4章 子どもを支える人々への支援	12 市民活動への支援	市民活動への支援として団体に支援を行う際は、当該団体の政治活動について明確に規定（規制）するガイドラインが必要と考えます。	市民活動への支援についてはすでに市もさまざまな施策を実施しており、個々の施策の中で支援対象の基準を設けています。なお、市の市民活動に関する考え方については「第二期武蔵野市市民活動促進基本計画」に示しています。
145	第4章 子どもを支える人々への	12 市民活動への支援	本条例を根拠に、住民以外の「市民」による、本制度や個別事案に対する不当、過度な干渉を排除するために、「市民」は「住民」と言い換える、あるいは再定義するべきです。	市民の考え方については、既存の武蔵野市自治基本条例を踏まえたものとしています。
146	第4章 子どもを支える人々への支援	12 市民活動への支援	「市民活動の意見を聞き、連携しながら、」といったような文言が入るべきではないか。 市民活動を促進することは市が一方的な支援を提供することだけではない。むしろそれが市民活動の成長を損なうことがある。市は市民活動が自立的に行えるよう、時には一歩引いた役割をとることも必要であるが、武蔵野市の場合は多くの場合「公」の力が大変強いことがある。	文言については素案のままとさせていただきますが、ご指摘の趣旨については今後の施策の参考にさせていただきます。
147	第4章 子どもを支える人々への支援	12 市民活動への支援	支援することは良いですが、不正など無いかどのようにチェックするのでしょうか？ 今このような支援で不正の問題があるのではないかと世間を賑わせている問題があります 同じようなことが起こらないように、どうチェックするのか それがわからないと不正の温床となるのではないのでしょうか	市民活動への支援についてはすでに市もさまざまな施策を実施しており、個々の施策の中で適切なチェックを行っているものと認識しています。
148	第4章 子どもを支える人々への支援	12 市民活動への支援	子どもの権利を知らない市民へ市民活動を行ったりし、市民全員が子どもの権利を知るよう、市民活動をする事が必要だと思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
149	第4章 子どもを支える人々への支援	12 市民活動への支援	【第4章】 ●市民活動の支援についてこの場合の市民は住所がある者、市内にある学校に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者 および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体と幅広い対象の「市民」が助成対象となるが、選定・認定する際は市議会などの関わりは必要とするのか？	一定以上の金額での契約の締結といった市議会の議決事項に当たるもの除き、原則として市長および市長の補助機関である市の各部署で、選定、認定します。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
150	第4章 子どもを支える人々への支援	12 市民活動への支援	<p>P17 12 市民活動への支援</p> <p><意見></p> <p>市の素案において、「市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、適切な支援に努めます」と記載し、「市は、子どもの権利保障のため、市民活動を行う人や団体との連携に努める必要があります」と注釈している。</p> <p>児童の権利に関する条約第3条には、「児童に関するすべての措置をとるにあたっては児童の最善の利益が主として考慮されるもの」とし、「保護者等の権利及び義務を考慮に入れて」「すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる」とした上で、「児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する」ことを行政当局・立法機関・司法に対して求めている。</p> <p>子どもを犯罪に誘因する意図を持った悪意のある大人による犯罪のニュースは後を絶たないが、未だ心身の発達過程にある子どもを、保護者の目の届かないところで切り取った8つの権利文言を悪用し唆し、洗脳し犯罪に巻き込むような行為が行われる事態を防ぎきれなくなる可能性を否定できない。そのため、市の素案「21 子どもの安全」にも記載されている、「子どもを犯罪、事故その他の危害から守る」という児童の最善の利益を守るためにとの条項に相反する事態が生じかねないことが危惧される。</p> <p>「市民」という用語が、地域住民以外のどこまでの範囲の個人及び団体を指すのかは極めて不明瞭であるが、児童のための施設、役務の提供及び設備について、特に安全性と適格性を担保するにあたり、市当局の管理監督責任を明らかにしてほしい。税金を使って子どもの関連の事業に関わるすべての委託先、事業者、団体の事業活動内容について、市が責任をもって定期的の実態調査及び会計監査を実施し、その状況について徹底した情報公開をお願いしたい。実態が不透明な委託さきなどはしっかり管理監督を行える体制整備をお願いしたい。</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。</p> <p>更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p>	<p>市民の考え方については、既存の武蔵野市自治基本条例を踏まえたものとしています。監査等については現状でも適切に行われているものと認識していますが、引き続き透明性の確保等に努めてまいります。</p>
151	第4章 子どもを支える人々への	その他	<p>V 第4章 子どもを支える人びとへの支援 (16~17p)</p> <p>①このチャプターは、最前から言っている通りに、保護者および家庭→育ち学ぶ施設→市民という順序になっており、良いと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
152	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所／14 子どもの年 齢、発達に 応じた居場 所の整備／ 15 学校外 の多様な学 びの支援／ 16 子ども の相談	13～16 16には「身近な場所での関係づくりを通じて・・・気軽に話することができる」とあるが、それをもっと重視すべきでは。16は条例としての文言とは逆に趣旨において、また14や15からは、専門家の育成、専門家による支援が強く指向されているように感じる。また相談の場所／人はこれ、学び遊び過ごす場所はこれ、と分断的であるように感じる。子どもは、大人以上に「専門的な場所」として設置されたところで相談を寄せることが難しい。専門施設の整備・専門家の育成だけではなく、身近にあること、多様にあること、すぐに成果を目指すのではなくゆるやかな長期的な視点を持てる必要があるだと考える。そのために地域や地域団体／市民団体との連携についても言及されるべきではないか。	ご意見をを受けて「子どもの相談」において「身近な場所での関係づくり」を先頭に置く形に修正します。その他、ご意見については今後の施策の参考にさせていただきます。
153	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	《趣旨・説明》の最下段にあります、子どもが安心して休むためには、保護者や地域が、子どもにとって大切なことは何かを第一に考えて、子どもの意志を尊重し、受け入れることが重要ですとありますが、保護者や地域に加えて、学校(教育施設)が子どもの意志を尊重し、受け入れる姿勢が大切だと、不登校の子どもたち、学校を休みがちな子どもたち、学校での活動のしづらさを抱えながらギリギリのところまで何とか登校している子どもたちを身近で見ていると痛感します。	ご意見をを受けて、条文に「育ち学ぶ施設の関係者」への啓発について追記します。
154	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	1 3 多様な居場所づくりを予算もつけて推進できるようにと思います。学校外の居場所も推進してほしいと思います。また、学校改築と関わりますが、学校図書室という空間は居場所の一つであったし、居場所の一つになっていくと思います。	ご意見として承ります。子どもたちの居場所については、第六期長期計画や子どもプラン武蔵野にも記載しており、市として検討していきます。なお、学校図書館は、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を有しています。学校改築では学校図書館をラーニングコモンズとして学校の真ん中に、開放的に整備します。
155	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	1 3 児童館の増設、少なくとも、西部地区だけでなく、中央地区、東部地区にも必要です。乳幼児から中高生も集えるスペースが必要です。	ご意見として承り、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
156	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	<p>多様な居場所をつくることは大変重要だと思います。</p> <p>この章の課題ではないのかもしれませんが、子どもが家庭の次に長く居る場所はやはり学校だと思います。その学校のホームルームが居場所といえるようにするという点が、ども子どもにとっても安心な大事にしたい点と考えます。そして、ホームルームではない校内の居場所も多様につくる必要があると考えます。これまでなら、保健室がそのような役割も兼ねていたと思いますが、スクールカウンセラーが複数常駐して居る部屋とか、何となくのんびりできる部屋とそこにゆっくりつきあってくれる大人がいるようなことを研究的に学校ごとの判断で作れるような仕組みもつくれるといいと思います。</p>	ご意見として承ります。武蔵野市では、学校内の子どもの居場所の確保のため、学校に常駐型の家庭と子どもの支援員の配置を推進しております。現在3校に配置しており、今後拡充していけるよう努めてまいります。
157	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	<p>13 「多様な地域活動の場」は、こどもがいう「自分らしく」とは、必ずしも健全でない場所である可能性があり、「健全かつ多様な地域活動の場」と言い換えるべきです。</p>	ご意見として承ります。
158	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	<p>13条では、子供が身体的、精神的回復をするために休む権利を行使するときに多様な場所で回復することに理解が得られるよう啓発に務めるとなっています これに特に病院などの診察はいらなく自分の意志で可能としています また、自分らしく過ごすことの出来る居場所を利用できるとなっています 自分の意志で休み自分の好きなところに行って良い しかも年齢などの制限もない 極端に言えば違法な場所でも、未成年が本来入ってはいけない場所でも、そこが自分らしく過ごす事のできる場所ならば、市は保護者にそこで過ごすことを理解するようにさせるという事です かなり無茶な内容ではないでしょうか？</p>	子どもの権利については、安心して生きる、休息する、遊ぶ、学ぶ、といった様々な観点からのものがありますが、総合的に子どもの最善の利益が十分考慮されることが重要であると認識のもと、条例案を記載しています。そのため、子どもが違法な場所や危険な場所に行って良いということにはならないものと考えます。
159	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	<p>○子どもの居場所 不登校対策が大きな課題であるとは思いますが、「学校」は本来、子どもにとって最良の居場所であるように作られた筈なので、学校がそのような場所であるように（とり戻すように）まず考えるべきと思う。他の居場所作りが優先項目になるのはおかしい。</p>	ご意見として承ります。武蔵野市では、学校内の子どもの居場所の確保のため、学校に常駐型の家庭と子どもの支援員の配置を推進しております。現在3校に配置しており、今後拡充していけるよう努めてまいります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
160	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	3. 「居場所」について 私の感覚では、「居場所」というより「行き場所」なのではないかと思います。オンライン上の仮想空間なども含めて、多様な出かけていく場所があると良いと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
161	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	◎もっとも大切なこどもの居場所は、本来家庭ではないのか。 懇切丁寧な？あらゆる子どものための快適な居場所づくりの話はたくさん例示されているようだが、「家庭」という言葉が出てくるのはごく限られた部分に過ぎない。これには「家庭」という言葉をあえて排除しようとした政治的な意図があるように感じられたが如何？	「家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が、子どもの安心できる居場所となるよう努めます」と記載しているとおり、居場所としての家庭の重要性を認識しています。排除する意図はありません。
162	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	p.18 「13 自分らしく居られる場所」について、特に子どももよく利用する施設であるコミュニティセンターや総合体育館への啓発が重要だと考えます。休息をするつもりで訪れた施設で、不躰に「どうして学校に行かないのか？学校は休みなのか？」と聞かれる事があっては、取りかえしのつかない結果を生む可能性があるからです。（「どうして学校に行かないのか？～」については一斉休校後もオンライン授業を続けていた学校に通っている児童生徒がよく“部外者の興味本位で”聞かれていた言葉です。休校だろうがオンライン授業だろうが不登校だろうが、興味本位で他人の事情に踏み込むことはあってはなりません！）	公共施設を運営する団体・事業者等の理解は重要であり、必要な啓発に取り組みます。
163	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	⑦市民活動の団体を助成するとありますが、予算規模も示さず、どのように審査するのも不透明なうちに条例で定めるのは非常に怖いです。居場所づくりなどを行う団体を想定しているとのことですが、colaboで思想教育を施したり、保護対象の人達を劣悪な環境に置いたり、思想活動を手伝わせたり、多額の税金を活動には使っていない疑惑があったりと、大問題となっています。同様の問題が起こり得ると思います。もし助成するとしたら、どのような団体に助成するかを議会などで示し、活動内容や税金の使い道を具体的かつ詳細に公表するルールを決めなければならないと考えます。	この条文は、新たに個別の助成事業を規定するものではありません。市民活動への支援についてはすでに市もさまざまな施策を実施しており、個々の施策の中で支援対象の基準を設けています。なお、市の市民活動に関する考え方については「第二期武蔵野市市民活動促進基本計画」に示しています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
164	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所	<p>VI 第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進 (18~25p)</p> <p>①18p子どもが自分らしく居られるための居場所というテーマには共感致します。 しかしながら、素案条文にも趣旨説明にも「休息のため」とか「安心して休むため」といった文言が繰り返し登場します。まるで、特別扱いされた子どものための特別な場所を用意するようなイメージに見えてしまい、少し違和感を覚えます。あるいは、休息を求めている子どもに限定した考え方に陥っていないでしょうか？。</p> <p>もし、僕が現在中学生ぐらいの年代だった場合に、なおかつ学校生活に悩んでいて不登校気味だったとして、この条文を読んで、「自分の居場所が見付かった！」と思えるだろうか疑問に感じました。上手く言えないですけど、そうした子どもたちを救うべき対象として見てはいるものの、一種の腫れ物のように見ている視点がにじんでいるようで、上から目線じゃないかなぁと感じます。</p> <p>子どもたちの居場所というものが現代的には必要性が論じられますが、本質的には「場」ではなく「心地」ではないでしょうか？。すなわち、用意しなきゃいけないのは「居場所」ではなく「居心地」ではないでしょうか？。</p> <p>休息を必要としている子どもにも、そうでない子どもにも、共感でき共有できる「場」をマネージして、学校外での居場所（居心地）づくりをするべきだと思いました。</p>	<p>ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。「子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します」という部分が基本的な考えです。また、条例素案の「14」でも、年齢、発達に応じた居場所として遊びのための施設等について規定しています。</p>
165	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	13 自分ら しく居られ る場所/14 子どもの年 齢、発達に 応じた居場 所の整備	<p>13及び14の項目はいらない。何故市が個人のプライバシーのことにまで口を挟むのか理解できない。「権利」という名の子どものプライバシーの侵害だ。</p>	<p>ご意見として承ります。いずれも居場所づくりに関する条文で、個人のプライバシーを侵害するものではないと考えています。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
166	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	<p>「14 子どもの年齢、発達に応じた居場所の整備」には、素案に</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会は、学校が子どもの安心できる場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる学校環境の整備に努めます。 <p>そして、その趣旨・説明として</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校では、すべての子どもが安心して学び、過ごせることが重要です。様々な困難を抱えた子どもも含めて、すべての子どもがその尊厳を尊重されながら、学ぶ権利を確保されることが大切です。と書かれています。この文言は最もですが、しかし、中学校・特別支援学級の群咲学級の現状からすると、こうした学校環境の整備が近隣市区から見ても武蔵野市が相当時代遅れなのは明らかです。未だに市内で1校しか開設されていないために中学1年なのに1時間もかかる通学負担で苦しんでいたり、年々生徒数が増加して大規模化(30名)しているのに、昔の狭い教室しかなく、クールダウンが必要な生徒に適切な場を与えられないなど、「大切にされ」ない・「安心して」通えない学べない…と、「尊厳を尊重」される前に卒業してしまうような状況が続いています。「五中に早くできてほしい」と、境南地区からバスを乗り継いで通う生徒はこの一年言い続けています。改築に合わせた計画…と言いますが、今年2学期から仮設校舎ができたにもかかわらず、そこには新規開級せずに本校舎設立の3年後まで待て…という施策は「整備に努め」るつもりがないのではないかと疑ってしまうほどです。さらに、吉祥寺駅方面の市東側の生徒にはこの先も遠距離通学が続きます。一刻も早く、東側(例えば三中に)開級する計画を立てて、「学校が子どもが安心して」通える環境整備も検討してください。市区の広さは違いますが、それでも開設1校あたりの通学範囲(面積)で比べると、三鷹市の5校開設や西東京市の4校、練馬区の8校などどの市区も歩いて通える生徒を増やすなど、ずいぶん前から中学校・特別支援学級の設置の改善に着手しています。本市の特別支援教育の子ども(特に中学生)に厳しい実態、困難の大きい現状を充分知っていただいて、子どもの声が、これら権利条約の文言が生かされていくよう心から願います。 	<p>ご意見として承ります。第五中学校に新設予定の特別支援学級については、仮設校舎の中に適切な環境を整備することが難しいこと、仮設校舎の環境、及び短い期間で仮設校舎と本校舎の移転をしなければならないことが、様々な負担になることが想定されるため、改築後の新校舎へ設置することとしました。</p>
167	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	<p>14に関して。武蔵野市内でインクルージョン推進の根拠となる重要な条文だと思います。特別支援学級と通常学級の狭間にいるお子さんが安心・安定して楽しく学校に通えるような諸条件の整備を期待します。</p>	<p>ご意見として承ります。現在、特別支援学級設置校につきましても、交流共同支援員を配置し、特別支援学級と通常の学級との交流等を促進しております。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
168	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	1 4 学童クラブが終了する小学校4年生以上の子どもの居場所づくりの対策が必要だと思います。中高生の居場所も必要です。中学校区に一つはそれぞれに関わるものがまず一つはほしい。	ご意見として承ります。子どもたちの居場所については、第六期長期計画や子どもプラン武蔵野にも記載しており、市として検討していきます。
169	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	1 4 学校給食の無償化の検討をお願いします。ヤングケアラーや子どもの貧困問題等が言われる中で、学校に行けば、安全でおいしい給食がお金の心配なく食べることができるというのは、大事な施策だと思います。	ご意見として承ります。
170	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	1 4 「子どもの年齢、発達に応じた専用の居場所」と言い換えるべきです。	ご意見として承ります。
171	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	p.19 コミュニティセンターも公共施設で子どもの権利を保障しなければならないが運営をしているコミュニティ協議会には自主三原則がある。コミュニティ協議会にそれを求めることができるか。協定書に書き込むか。また、その運営に子どもの権利侵害がある場合指摘できるか。改善命令を出せるか。	ご意見として承ります。公共施設を運営する団体・事業者等の理解は重要であり、必要な啓発に取り組みます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
172	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	<p>P19 14 子どもの年齢、発達に応じた居場所の整備について ＜意見＞</p> <p>市の素案において、「教育委員会は、学校が子どもの安心できる場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる学校環境の整備に努めます」とあるが、市の教育委員会は、市内の私立学校や都立学校に対しても主体的に関わり、「子どもが安心できる場所であるよう子ども一人ひとりが大切にされる学校環境の整備」に努めるとの理解でよいのか。</p> <p>また、本市の住民である子どもが、市外の学校に通う場合において、市の教育委員会はどの範囲にまで主体的に関わり、「子どもが安心できる場所であるよう子ども一人ひとりが大切にされる学校環境の整備」に努めることを想定しているのか。東京都内の学校に対しては、東京都の関係所管と連携を取り、「子どもが安心できる場所であるよう子ども一人ひとりが大切にされる学校環境の整備」に努めるとの理解で良いのか。</p> <p>市の教育委員会が「子どもが安心できる場所であるよう子ども一人ひとりが大切にされる学校環境の整備」に努める学校の範囲について、この条項にわかりやすく記載していただきたい。</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。</p> <p>更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p>	<p>市教育委員会が管轄するのは、公立小・中学校であり、都立学校の管轄については東京都教育庁、私立学校の指導等の管轄につきましては、東京都生活文化局となります。そのため、市教育委員会が直接的に都立学校や私立学校に対して直接指導・助言を行うことはできません。</p> <p>しかし、教育支援センターでは、私立学校等に通う市内在住の子どもたちの悩み等にも対応しており、必要に応じて都立学校や私立学校をはじめとした関係機関との連携を進めてまいります。</p>
173	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	<p>P19 14居場所の整備</p> <p>子どもと大人がともに利用する施設として、0123を児童館にすることを望みます。</p> <p>児童館ならば中学生も利用出来るから そして利用している乳幼児の親とのふれあいも望めるから。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。次期子どもプラン武蔵野を作成する際の参考にさせていただきます。</p>
174	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	<p>p.19 「14 子どもの年齢、発達に応じた居場所の整備」について、特に子どももよく利用する施設であるコミュニティセンターや総合体育館への啓発が重要だと考えます。運営委員や職員への啓発・教育は当然のことながら、おとなの利用者に対しても子どもの権利とは何ぞやから始めどのような行為が子どもへの権利侵害にあたるのかなどの理解が進むような啓発活動を継続的におこなうことが必要です。</p>	<p>公共施設を運営する団体・事業者等の理解は重要であり、必要な啓発に取り組みます。</p>
175	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	<p>p.19 「14 子どもの年齢、発達に応じた居場所の整備」について、コミセンについては“子どもであること”を理由に利用の制限があったり、おとなは許されているのに子どもは禁止されている決まりがあるなど、子どもの権利侵害が甚だしいため早急な改善が必要です</p>	<p>コミュニティセンターも含め各公共施設の利用条件については、子どもとおとなでの差異も含め、その妥当性が施設ごとに検討されているものと認識していますが、必要に応じて検討を行います。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
176	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	VI 第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進 (18~25p) ②19p、ようやく教育委員会が登場しましたね。遅すぎます(笑)。市以上にコミットして欲しい主体です。本来この手の条例案は、教育委員会が市に先駆けて発案してもおかしくないと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
177	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	14 子ども の年齢、発 達に応じた 居場所の整 備	・P19 ○学校では、すべての子どもが安心して学び、過ごせることが重要です。様々な困難を抱えた子どもも含めて、すべての子どもがその尊厳を尊重されながら、学ぶ権利を確保されることが大切です。 ↓ 文面修正の提案です。 ○学校では、すべての子どもが安心して学び、過ごせることが重要です。様々な困難を抱えた子どもも含めて、すべての子どもがその尊厳を尊重されながら、学ぶ権利を確保されるインクルーシブな学びの場が大切です。	インクルーシブな学びの場については、条例素案のP24 「19子ども一人ひとりに合わせた支援」に含めて考えております。
178	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	中間報告の内容からかなり変更されている。特に15に記載の経済的支援がなくなっています。義務教育中の無償化の保証を記載してください。授業料、給食、医療、通学費の記載をお願いします。教育委員会の今はまでの経済的支援をしてこなかった子供への差別をこの条例でも続けるのなら、なんのためにこの条例を作るのか、意味がなくなります。 武蔵野市は大人に都合のいい、子どもの権利条例をつくるおつもりですか？ 子どもへの差別をなくそう！ 学校に行きづらい子どもへの差別をなくそう！！ 教育委員会が子どもをいじめるのをやめよう！！ チャレンジルームの子どもに給食をだそう！！ 何が、子どもに応じた支援だ、ふざけるな！！学校外の学びの場で、市が運営しているにも関わらず、給食出さずにチャレンジルームの子どもはずっと差別を受け続けるのか！！ 子どもにご飯を食べさせない虐待を市は続ける気か！！ 条例できっちり、給食の保証と学校外の居場所に通う子どもへの経済的支援を記載してください。	中間報告では具体的なご要望も含めて様々なご意見が出されました。 今回の条例素案の作成にあたり検討委員会報告書の内容をふまえ「15」を作成しました。給食や経済的支援等個別の事業については、条例に記載するものではなく、個別計画や予算編成等で検討すべきものと認識しています。 給食の無償化について、ご意見として承ります。チャレンジルームでの給食の提供について、ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
179	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	1 5 スクールソーシャルワーカーの方の役割重要です。学校外の多様な学びの場の拡充、実態把握も含めて必要だと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
180	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	1 5 チャレンジルームは、学校外の学び場にした方が良いです。	保健センター増築及び複合施設整備の中で、チャレンジルームの校外移転について検討します。
181	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	1 5 子どもの個性や能力に見合ったフリースクールの充実と支援は、ますます必要です。よろしくお願いします。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
182	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	p.20 《趣旨・説明》の1つめで学校に通うことのできない理由を子どものせいにしていない点はいいと思います。	ご意見として承ります。
183	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	p.20 《趣旨・説明》の5つめ「学校における義務教育を受けている子どもと同様に学ぶことができるよう」と学びについてのみ書かれているが、学校では健康診断や給食など授業以外にもやるがあります。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
184	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	p.20 「15 学校外の多様な学びの支援」練馬区が不登校対策を再検討するために実態調査を行い11月に報告書がまとまりました。その中で学校と学校外の学びの場や支援機関との連携について書かれていました。連携ができていれば活動内容も把握でき経済的支援もできるはずですが、（議会答弁で支援にふさわしいか判断が難しいために経済的支援については国の動向を中止するとなっています） https://www.city.nerima.tokyo.jp/kosodatekyoiku/kyoiku/gakko/kyoikucenter/oshirase/hutoukoujittaityousa.files/00houkokusyozennbunn.pdf	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
185	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	p.20 「15 学校外の多様な学びの支援」《趣旨・説明》の4つめので連携に学校は含まれるか。学校外での活動が把握できるよう学校と連携する必要があります。	学校も含めて関係機関との連携を推進します。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
186	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	p.20 「15 学校外の多様な学びの支援」について、多様な学びの場を拡充するだけでなく、家庭学習やフリースクール等を選択する子どもや保護者に対し経済的な支援も必要です。ぜひ経済的支援についても素案に書き込んでください。	ご意見として承ります。経済的支援等個別の事業については、条例に記載するものではなく、個別計画や予算編成等で検討すべきものと認識しています。
187	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	15 学校外 の多様な学 びの支援	VI 第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進 (18~26p) ③20p、学校外の多様な学びの支援について。 学校への登校が困難な子どもたちにとって、学校外に学びの場があることは大きな救いになると思います。市内により多くのそうしたフリースクールのような施設を増やすことが大事だと思います。とは言え、本質的には、学校が居心地の良い場所であることが軸だと思います。学校教員の皆様にはしんどいとは思いますが、その子にとって学校が居心地の良い場所ではなくなったということは、身につまされて考えて欲しいことではあります。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
188	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子ども の相談	第5章16 1項の最終フレーズの「多様な相談の場づくりを推進します。」に「多様な相談の場づくり、開設時間の拡大を推進します」と、開設時間の拡大を加えてください。 理由 相談をするには気力が要ります。子どもが利用できる、利用しやすい時間帯での開設は欠かせません。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
189	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子ども の相談	<p>P21 16 子どもの相談について <意見> 市の素案において、「教育委員会は、学校で子どもが安心して相談できる体制整備に努めます」とあるが、市の教育委員会は、市内の私立学校や都立学校に対しても主体的に関わり、「子どもが安心して相談できる体制整備」に努めるとの理解でよいのか。</p> <p>また、本市の住民である子どもが、市外の学校に通う場合において、市の教育委員会はどの範囲にまで主体的に関わり、「子どもが安心して相談できる体制整備」に努めることを想定しているのか。東京都内の学校に対しては、東京都の関係所管と連携を取り、「子どもが安心して相談できる体制整備」に努めるとの理解で良いのか。</p> <p>市の教育委員会が「子どもが安心して相談できる体制整備」に努める学校の範囲について、この条項にわかりやすく記載していただきたい。</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。 更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p>	<p>市教育委員会が管轄するのは、公立小・中学校であり、都立学校の管轄については東京都教育庁、私立学校の指導等の管轄につきましては、東京都生活文化局となります。そのため、市教育委員会が直接的に都立学校や私立学校に対して直接指導・助言を行うことはできません。</p> <p>しかし、教育支援センターでは、私立学校等に通う市内在住の子どもたちの悩み等にも対応しており、必要に応じて都立学校や私立学校をはじめとした関係機関との連携を進めてまいります。</p>
190	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子ども の相談	<p>P21 16子どもの相談 ○教育委員会は～～体制整備に努めます。 ↑これは当たり前なのに出来ていないことが多い！教育委員会の改善を求めるためにも必要な文！ また、インターネットやSNSやチャット、メール、LINEでの相談は早期に実現して欲しい。</p>	<p>ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
191	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子ども の相談	<p>p.21 「16 子どもの相談」について、相談の場づくりは相談レベル(ライトな相談から深刻な相談まで)や相談手段(対面・電話・投書・メール・SNS等)など多種多様に対応できる方法を充実してほしい。</p>	<p>ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
192	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子ども の相談	<p>p.21 「16 子どもの相談」について、素案に書かれている「子どもからの相談を受けたものは、その相談に関わる秘密を守らなければなりません。」というのは全くその通りで、「学校について校外の組織に相談したのに、なぜか相談内容が学校に筒抜けだった」ということがあってはなりません。</p>	<p>ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
193	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子ども の相談/17 子どもの意 見表明	<p>6. 「16 子どもの意見表明」「17 子どもの参加」について</p> <p>ここでは(22、23頁)、「乳幼児の意見表明権、参加する権利」について、保育の視点から補強意見として述べておきます。子どもの権利条約第12条は、子どもの行為主体性を考える上で中心的な条文の一つです。</p> <p>私たちは保育実践の中で乳幼児の意見表明、参加する権利について長い間考えてきました。最初の頃はなかなか理解することが難しかったのですが、その意味が見えてきたきっかけは、国連・子どもの権利委員会の「一般的意見7号」(2005年採択)と「同12号」(2009年採択)でした。7号では「乳幼児は条約に掲げられたすべての権利の保有者であること、および乳幼児期はこれらの権利の実現にとって極めて重要な時期である」ことが述べられています。そして12号では乳幼児の意見表明権は「参加」の概念として各国で発展してきていることが述べられています。具体的には子どもの関心、熱中、挑戦、コミュニケーション、相手の立場に立つことなどの「学びの構え」を「参加」という概念でとらえていることを私たちは学びました。今ではそのことは当たり前のこととして理解できるようになりました。</p> <p>そこで「17 子どもの参加」の《趣旨・説明》蘭を読むと、「参加」のとらえ方が「まちづくりへの参加」「市の計画決定や評価などへの参加」「施設運営への参加」等々と限定的になっている感じがします。「社会参加」という表現もありますが、乳幼児の場合はその子を取り巻くすべての環境、世界、他者への「参加」ととらえる方が実際的だと思います。そこで子どもたちが学んだ参加の「構え」(先に述べた関心、熱中、挑戦など)が、やがてまちづくりへの参加する姿につながっていくものと考え、大事に育んでいきたいと考えています。「解説書」作成や「保育ガイドライン」作成などでは、ぜひ乳幼児の「参加」の姿についても加えていただくよう要望します。</p>	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
194	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子どもの 相談/17 子どもの意 見表明/18 子どもの参 加	16や17以降の実現にはQ5で述べたとおりあまりにも現場の負担が大きく、どのように実現するのか実効性がない。実際に小学校中学年では1クラス41人の児童数となっていたときを経験した（年度当初に40人でスタート）。先生は大変努力され、特に大きな問題は起こらなかったが、一人ひとりに細かく目を配るキャパシティの限界を超えていると思う。クラス内での小グループ発表も各グループの声が反響し合っって同じグループの子、小さい声の子の場合は隣でさえ聞きとれず、そもそも「他人の意見」を聞きあう状態ではなかった。そのような実態をお伝えさせていただき、市としての具体的な取り組みを求めたい。	ご意見として承ります。なお、東京都の公立小・中学校の学級編成の基準につきましては「東京都公立小学校、中学校義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編成基準」で定められておりますので、ご承知おきください。その上で、現在市教育委員会では「多様性を生かす教育活動の推進」として学級活動や各教科等で対話・話し合いを通じた最適解・納得解を形成していく学習活動を推進しているところでございます。
195	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子どもの 相談	16 「市は、虐待、体罰、いじめ等を受けいている子どもが・・・」の項目に虐待、体罰、いじめをした側の子どもや教師、保護者たちを市は指導する、と明記してほしい。	ご意見として承ります。
196	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子どもの 相談	16 義務教育終了した子ども、私立に通う子どもがつながりにくいように思っていたので、2の市民や子どもの規定で、そういう子どもたちがつながりやすくなる、こぼされなくなるようにと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
197	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	16 子どもの 相談	16 説明欄に、「子どもから直接相談を受けることのできる窓口」として、「子どもの権利擁護委員」および「相談・調査専門員」が挙げられます（第7章参照）」とありますが、なぜ現在の相談機関では足りないのか、拙速で発足させることには、反対です。反対論が根強い「人権擁護委員会」に類似する問題があると考えます。今後のコスト負担も大きいと考えられますので、少なくとも、この点は、継続検討が必要です。	ご意見として承ります。現在、市の支援機関への子ども自身からの相談件数が少ないことを課題として認識しており、相談しやすい新たな窓口が必要であると考えています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
198	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	17 「子どもは意見を表明したことによる不利益を受けません」と「市は子どもの意見表明が促進される様に・・・」の項目は削除すべき。 大人になってたとしても不利益を受けないことは実現不可能なことだからです。	ご意見として承ります。
199	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	第2項に「---子どもの年齢および発達に応じて尊重し」とありますが、最善の利益を尊重すればよいのであり、敢えて「年齢および発達に応じて」と言う必要はないのではないのでしょうか。それを言うと、十分に理解できている年齢ではないからなどと、恣意的に解釈されかねません。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
200	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	17に関して。「子どもに影響を及ぼすこと」が何を指すのか、具体的に示して欲しいと思います。また、この条文が求めていることは、「子どもに意見を聴いて物事を決めましょう」ということではなく、「子どもの最善の利益を最優先しましょう」ということだと思いますので、そのことが伝わるような文言になると良いと思いました。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
201	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	17 学校の規則の問題も、子どもの権利を尊重したものに、子どもたちが主体となって考えていくことが大切です。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
202	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	17 子どもの意見表明はぜひ保障してほしいです。また、市として子ども議会の設置をお願いします。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
203	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	17 「子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。」というのは、聞こえはよいが、「児童の権利に関する条約」13条にある通り、一定の制約があって然るべきです。すなわち他の者の権利又は信用の尊重ができ、国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護が行われる場合に限られるべきです。	ご意見として承ります。なお、他の人の権利、意見の尊重については、条例中にその趣旨を記載しています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
204	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	<p>「子どもは」と子どもについて規定している箇所が4か所あります。</p> <p>(A) p.5 「おとなと子どもはお互いの権利を理解し、尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。」</p> <p>(B) p.9 「権利には相互尊重の原則があります。そのため、子どもは、自分の権利だけでなく、他の子どもの権利についても同じように大切にする必要があります。」</p> <p>(C) p.22. 「子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。」</p> <p>(D) p.26. 「子どもは、どのような理由があっても、いじめをしてはいけません。」</p> <p>(A)については子どもたち自身の声なので問題ありません。(D)についてもいじめは犯罪なので問題(※)ありません。</p> <p>※「子どもは」と子どもだけに適用してる部分は問題です。誰にでも適用されないといけません。</p> <p>「子どもは、」を削除する必要があります。</p> <p>問題は(B)と(C)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそもこの条例は子どもの権利を保障するものであって、子どもに何かを課すものありません。 ・社会ではどれだけの人が相互尊重しているのでしょうか。子どもや女性、マイノリティはまだまだ人権侵害され続けています。相互尊重は「しなさい」でできるほど簡単なことじゃないんです。できるようになるための育ちが必要なんです。 ・自分の権利の行使と他者の権利の尊重は衝突することがあります。そこで民主的にさまざまな関係性を考えることが相互尊重の感度を育みます。「尊重しなさい」では尊重できる人間になりません。それを育むのが学校や家庭などの生活の場ではないのでしょうか。 ・子どもに「尊重しなさい。尊重しなければいけない」と強制するのではなくて、大人が「子どもが相互尊重の感度を育める環境」を作らないといけないのです。子どもにとって、相互尊重は義務ではなく学びであって結果なのです。つまりこの条例では大人に課すべきなのです。 ・それと同時に、大人たちは子どもたちに相互尊重の見本を提供しなければいけません。この点においてもこの条例では大人が何をすべきかを書くべきです。 ・子どもにとって権利の相互尊重は p.12 の「5 子どもの権利を学ぶ機会の保障」で十分です。 	<p>ご意見ありがとうございます。権利の相互尊重については、権利を保障するための原則であると認識しています。条例の普及啓発等を通じて、子どもが権利の相互尊重をできるようにするための環境の提供を目指したいと考えています。</p>
205	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	<p>p.20 「17 子どもの意見表明」《趣旨・説明》で「意見を聞かれる権利」と説明を入れてはいかがでしょうか。意見表明権はアドボカシーを考えるといたって公平なことと捕えるのが自然なことなんです。声が大きい人が有利と誤解されることがあります。</p>	<p>ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
206	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	<p>子どもの権利を定めているにもかかわらず、子どもだけに義務を課している箇所が見受けられます。主語を、「子どもは、」から「おとなと子どもは、」に変えてください。</p> <p>原則について語るなら、おとなも、子どもも対象であるべきです。</p> <p>p.9 ○権利には相互尊重の原則があります。そのため、子どもは、自分の権利だけでなく、他の子どもの権利についても同じように大切にする必要があります。</p> <p>p.22 ○子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。</p> <p>p.28 ○子どもは、どのような理由があっても、いじめをしてはいけません。</p> <p>「子どもは、」と限定している箇所からは、「〇〇させてあげるからその代わり〇〇しなさい」といった子どもに対する、大人からの縛りのニュアンスを感じます。「子どもは言ったようには育たない見たように育つ」と聞きます。</p> <p>この条例の精神が子どもの権利の尊重ならば大人が模範となって子どもを含んだ他者の意見を尊重する姿勢を教え込むのではなく、見せ続ける必要があるのではないのでしょうか。</p>	ご意見を受けて、いじめの部分については条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。その他の部分については、ご意見として承ります。
207	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	<p>第5章17 7項の後半部分「子どもの意見表明を支援する人材の育成に努めます」を「子どもの意見表明を支援する意見表明支援員の育成を行います」にしてほしいです。</p> <p>理由 意見表明支援員（アドボケイト）は今後ますます必要性が広まっていきます。こども基本法3条3項の実現のためにも必要です。今、条例を作る武蔵野市では、その先駆になっていきたいと思えます。</p>	意見表明支援員ということばは使用しませんが、趣旨としては同様のものと認識しています。具体的な実施方法については今後検討してまいります。
208	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	<p>P22 17子どもの意見表明 支援を行う人材の育成も早急をお願いします。</p>	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
209	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	<p>p.22 「17子どもの意見表明」について、子どもの意見表明を支援する人材の育成をするだけでなく、子どもの意見表明の邪魔をするような事案があった場合の罰則規定があってもいいぐらいです。実際に何らかの罰則を与えるということは地方自治体レベルでは難しいかもしれないが、市報や市ホームページ等で事実の公表をするなど、子どもの意見表明権を守る強い意志を見せてください。</p>	ご意見として承ります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
210	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	p.22 「17 子どもの意見表明」の条例素案4つ目の○に「子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。」とあるが、なぜ子どもだけに義務を課するような文言が条例素案としてあがってくるのか理解できない。むしろ、おとなや社会の側が「自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重」する姿を見せることによって権利の相互尊重を理解していくのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。権利の相互尊重については、権利を保障するための原則であると認識しています。条例の普及啓発等を通じて、子どもが権利の相互尊重をできるようにするための環境の提供を目指したいと考えています。
211	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	・P22 ○市、市民および育ち学ぶ施設は、年齢、発達またはその他の理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じてその意見を代弁するよう努めます。 ↓ この文章を読むと「代弁すること」に比重が置かれてしまうと思われ。本人の意思尊重が薄れてしまいます。「その意思をくみ取り」の部分を意見表明と合わせて、「意思決定支援」のことも書き込んでください。	意思決定支援についても素案の条文の趣旨に含まれると考えますが、ご意見を今後の条例の周知啓発等の参考とさせていただきます。
212	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明	○声を出せない子ども（障害児など）を誰が代弁するか？ ムサカツの皆さんの意見が尊重されている。インクルーシブ教育でいろんな友達を知って、代弁できる人になってほしい。	ご意見として承ります。
213	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	17 子ども の意見表明 /18 子 どもの参加	章立て全体が子どもを擁護することや権利を保障することなど、「子どもを守る」という色合いが濃い点が気になります。子どもの権利条約は「権利主体としての子ども」という位置づけや、子どもと大人をパートナーという関係性で結ぶ点に特徴があるはず。例えば、権利主体であることを最もよく表す「参加する権利」「意見を表明する権利」は独立した章であるべきで、「まちづくりの推進」の一項目のような位置づけにすべきではないと思います。	ご意見として承ります。章立てについては素案のままとさせていただきますが、子どもの意見表明については今後の取組として重視しています。
214	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	18 子ども の参加	18 自主参加が原則であり、行政機関や先生などから強制されないことが大事です。	ご意見として承ります。その一方で、学校をはじめとした育ち学ぶ施設において、子どもたちが「自分たちも参加できる」ということを周知したり、社会参加について学ぶ機会等を確保したりすることは大切であると考えます。
215	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	18 子ども の参加	18 玉虫色の綺麗事を書いても市長や役人が議会を無視して条例案を上程させる市なのに、子どもの意見を聞くことができるのですか？できないなら最初から書くべきではない。	ご意見として承ります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
216	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	18 子どもの参加	18 ●3つ目「、自ら政策の実現に関わっていくための多様なしくみづくりを推進します。」意見言う場があっただけでなく、実現につながるごと、実現につながる経験を積むことが、主催者の意識にもつながると思います。	ご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。
217	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	18 子どもの参加	18条ですが子供の自主性はちゃんと保証されるのでしょうか？ 先生などに誘導されて様々な活動に参加などなってはまた問題になります	ご意見として承ります。その一方で、学校をはじめとした育ち学ぶ施設において、子どもたちが「自分たちも参加できる」ということを周知したり、社会参加について学ぶ機会等を確保したりすることは大切であると考えます。
218	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	18 子どもの参加	P23 18子どもの参加 〇市のまちづくりに参加することができます。 「子ども会議」や「子どもワークショップ」〜インタビューの実施〜。 支援者の人材の育成。 ↑子どもたちも参加したがつているのだから、やってよ！	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
219	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	18 子どもの参加	p.23 「18 子どもの参加」について、これはとても良い取り組みになると思います。名前倒れにならないよう、子どものナンチャッテ参加でお茶を濁す事のないよう、見張る仕組みも必要ではないでしょうか。	条例に基づく、市の施策の実施に関しては、第8章に記載の通り、子どもプラン推進地域協議会等で評価・検証を行っていきます。
220	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども一人ひとりに合わせた支援	19 一人一人に合わせる事は不可能で無意味。削除してほしい。	ご意見として承ります。
221	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども一人ひとりに合わせた支援	子どもを全員同じ人だと考える事をなくし、子ども一人ひとりに合わせた支援が必要だと思ひます。	ご意見ありがとうございます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
222	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども 一人ひとり に合わせた 支援	19 支援に努めるために、予算がつき人もいる具体的な取り組みがさらに進んでいくようにと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
223	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども 一人ひとり に合わせた 支援	19は、学校におけるいわゆる普通級のことを指しているのか、支援級の設置のことを念頭にしているのかがあいまい。国連の障害者権利委員会での勧告もなされているなか、分離ではなくインクルーシブ教育の確立が求められている現状で作られる本条約では、「普通級において」と明記される必要がある。普通級において合理的配慮がなされるべき。	19の内容は、「普通級」を含めた「育ち学ぶ施設」で支援を行うよう努めるものと認識しております。
224	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども 一人ひとり に合わせた 支援	p.24「19 子ども一人ひとりに合わせた支援」障害者差別解消法では合理的配慮は努力義務ではなく法的義務とされています。また、合理的配慮は特に普通学級でされることが2022年9月の国連勧告では求められています。「普通学級を含め」など明記してください。	「合理的配慮」を含めた「子ども一人ひとりに合わせた支援」は、「普通級」を含めた「育ち学ぶ施設」で支援を行うよう努めるものと考えており、各校においても子どもの状況に応じた合理的配慮に取り組んでいます。
225	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども 一人ひとり に合わせた 支援	p.24「19 子ども一人ひとりに合わせた支援」について、趣旨・説明の3つ目の○に「子どもへの合理的配慮の推進に努める必要があります」とあるが、障害者差別解消法によって既に義務となっています。「推進に努める」と言っているレベルではありません。	ご意見ありがとうございます。 市は合理的配慮を行う義務があるとともに、事業者等に対して合理的配慮についての理解が広がるよう周知に努めます。
226	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども 一人ひとり に合わせた 支援	p.24「19 子ども一人ひとりに合わせた支援」について、趣旨・説明にインクルーシブ教育(「インクルーシブ教育システム」ではない)について書かれていないことが気になります。学校におけるインクルーシブ教育(「インクルーシブ教育システム」ではない)については特出しで書き込む必要があります。	いただいたご意見の要素を含めて考えております。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
227	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども 一人ひとり に合わせた 支援	<p>・P24</p> <p>○市は、子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行うよう努めます。</p> <p>○市は、市民および育ち学ぶ施設が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができるよう、必要な支援に努めます。</p> <p>↓</p> <p>素案の全体でよく使われている、最後の「～努めます。」ですが、この部分では努めますでは特に不十分になりかねますので、上の○は「市は、子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行います。」</p> <p>下の○は「市は、市民および育ち学ぶ施設が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができるよう、インクルーシブな学びの場の確保と、子ども本人に必要なサポート体制のための基礎的環境整備と支援を行います。」</p> <p>と変更を提案します。</p>	「一人ひとりに合わせた支援」は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設との話し合いと合意形成の上で行われると認識しております。
228	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	19 子ども 一人ひとり に合わせた 支援	<p>・P24</p> <p>○市は、障害のある子どもが、尊厳を持って、地域でともに生きていくことができるよう、必要な支援体制を整備するとともに、子どもへの合理的配慮の推進に努める必要があります。</p> <p>↓</p> <p>変更を提案します。</p> <p>「市は、障害のある子どもが、尊厳を持って、地域でともに生きていくことができるよう、子ども本人に必要なサポート体制を整備するとともに、子どもへの合理的配慮(調整)を行います。」</p>	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
229	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	20 子ども からおとな への移行支 援	20 児童養護施設から自立するせねばならない子どもが不利益を被らないためにと限定するべき。	ご意見として承ります。
230	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	20 子ども からおとな への移行支 援	20 放り出さない支援が続くようにと思います。子どもではなくなった若者の引きこもりや経済的な自立が難しい状況、調査支援必要と感じます。	市では、概ね15才から18才までを対象にした相談事業として「みらいる」事業を実施しており、それ以上の若者の引きこもり対策として「それいゆ」事業を実施しています。ただし、今後も対象者の増加が見込まれるため、ご意見として承ります。
231	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	20 子ども からおとな への移行支 援	20 児童養護施設に入所している子どもは、高校進学しないと退所になってしまうと聞いています。また、抛り所となる家族がいないことから、孤立しやすい状況です。市内には児童養護施設は少ないですが、大人への移行支援を手厚くしていただけると良いと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
232	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	20 子ども からおとな への移行支 援	P25 20子どもからおとなへの移行支援 ○18歳に達した高校生など~~~必要な相談支援 ↑これは本当に大事だと思うので、必ず実現して欲しい！	ご意見ありがとうございます。
233	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	20 子ども からおとな への移行支 援	p.25 「20 子どもからおとなへの移行支援」について、状況に応じて子ども=18歳と足切りにしないことは課題や困難をかかえた子どもへの大切な支援の一つであるため、しっかり書き込んでいただけて嬉しいです。条例になった際にもしっかりと残していただきたいです。	ご意見ありがとうございます。条例案にも含めています。
234	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	その他	次のWEBサイトで、実際に不登校になった子どもからの意見がまとめられています。 「不登校のときに嬉しかった学校の先生の対応声かけ・してほしかった対応【アンケートまとめ】」 https://thisway.fun/2018/12/10/unschool-support/ 練馬区の検討も参考に本当に子どものための不登校対策をやりましょう。	ご意見を今後の不登校施策の参考にさせていただきます。
235	第5章 子どもに やさしい まちづく りの推進	その他	◎こどもとは誰を指すか？ ○赤ちゃんの権利は？ 子どもの意見を聞くというが、赤ちゃんの声はどうか。自分で意見の言えない赤ちゃんの意見は親が代弁できるというのか。多くの赤ちゃんは母親がいいと言って泣くのではないか。確かに問題のある親に育てられる子どもに他の選択肢が与えられる必要はあるのだろうが、基本的に子どもは親の元で育つ権利もあるはず。未就学児の場合になると、急に親への子育て支援の充実が話が切り替わってしまっていないか。 乳幼児時代は出来るだけ母親もしくは父親という時間を長くとれるように、安易に預けられる施設を増やす以外の施策が必要。そのことに触れられている項もあるが、具体的でなく、実際には預けやすいように預けやすいようにと促している。こどもは親に辛抱や負担をかける権利がある。親はそのことによって利他的な心を成長させ本物の大人になっていく。そこに人間としての喜びがあるはず。よって子どもを手元で育てるのは親の権利でもある。待機児童解消に走った結果、空きの出た企業系の保育所が親を就業へといざなうようなことはやめたほうがよい。保育に欠けた子どもを丁寧に看る責任を全うすべきである。	ご意見として承ります。近年、保育の需要が高まる中、保育を必要とする児童に保育を提供できるよう、施設の整備を進めてきました。今後、市全体で保育の質の向上により積極的に取り組みながら、児童一人ひとりの成長、発達を支えていきます。
236	第6章 子どもの 安全、安 心の確保	21 子ども の安全	21条 危険に直面する前に、安全にチャレンジできるような環境を整備することを条例に明記すべきだと思います。	ご意見を受けて「市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全に活動を行うことができるよう、環境の整備を行います。」という項を追加します。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
237	第6章 子どもの安全、安心の確保	21 子どもの安全	2 1 車の抜け道、自転車のスピード、通学路の安全の改めての確認が必要などところがあるかと思えます。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。なお、生活道路を抜け道として使う車両については市として大きな課題と認識しており、警察等の関係機関との連携や地域住民の理解・協力を踏まえて、周辺の道路状況も含めた地域単位での安全対策の検討を行います。また、自転車の危険運転についても大きな課題と認識しており、武蔵野市自転車等総合計画に基づき自転車等の安全利用を推進してまいります。 また、交通・防犯の観点から安全点検・啓発に取り組んできておりますが、いただいたご意見を踏まえ、今後の通学路安全施策の参考にさせていただきます。
238	第6章 子どもの安全、安心の確保	21 子どもの安全	P26 2 1 子どもの安全について <意見> 市の素案において、「市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全の確保に必要な施策を推進します。市および育ち学ぶ施設は、法令などの定めに基づき、施設などの定期的な安全点検および管理を行います」とあるが、この「安全の確保に必要な施策」「法令などの定めに基づく安全点検および管理」には、国民保護法における近隣外国からのミサイル攻撃なども想定したものと認識でよいか。昨今の近隣外国からのミサイル攻撃のリスクは非常に高まっている。児童の権利に関する条約第6条では、「締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」と規定されており、締約国を「市」に置き換えるのであれば、市は国民保護法に基づく国民保護計画を実効性あるものとし、児童の安全確保に万全を期する責務があると考えます。 上記状況を前提として、某専制主義国等によるミサイル攻撃に備えて学校や児童福祉施設へのシェルター設置などについても計画をすすめていくのか。 また某専制主義国等によるミサイル攻撃に備えての児童の避難訓練なども実行していく予定はあるのか。こうした訓練においては、警察ではなく自衛隊の協力も必要となるが、児童の安全確保に万全を期す立場からそうした自衛隊への協力要請を市から行う意思はあるのか。 といった点についての市の考え方を確認させていただきたい。 もしそうした考えや計画があるのであれば、児童をミサイル攻撃から守る覚悟があることについて本条項にも記載してほしいと考えます。	ご意見を受けて、目的（第1条）に「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」と追記します。すべての関連法令への対応を個別に本条例で規定するものではありませんが、市として引き続き法令に基づく市政運営を行ってまいります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。 更に上記意見と差異ある結果である場合には、その理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。	
239	第6章 子どもの安全、安心の確保	21 子どもの安全／22 暴力および虐待の防止／24 いじめの防止	子どもが毎日安全な生活が送れるよう、事故が起きたら原因を調べる事などをしたらいいと思います。暴力および虐待があったら早く解決する事が一番いいと思います。いじめを防止し、いじめがあったら早く原因を調べたらいいと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。なお、各学校では、いじめ防止基本方針を定め、いじめ対策委員会を設置し、いじめの早期発見・早期対応等に努めております。
240	第6章 子どもの安全、安心の確保	22 暴力および虐待の防止	22条 躰けに虐待的要素に含まれる言動を行うことを禁止する旨の条文を入れる必要があると思います。	ご意見として承ります。今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
241	第6章 子どもの安全、安心の確保	22 暴力および虐待の防止	2 2 ここも、義務教育終了した子ども、私立に通う子どもがつながりにくいように思っていたので、2の市民や子どもの規定で、そういう子どもたちがつながりやすくなる、こぼされなくなるようにと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
242	第6章 子どもの安全、安心の確保	22 暴力および虐待の防止	2 2 児童相談所をはじめとした関係機関とありますが、市の職能である児童委員や児童福祉司は、明記すべきと思います。	ご意見として承ります。今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
243	第6章 子どもの安全、安心の確保	22 暴力および虐待の防止	第6章22 5項目として「市は、独自の子どもの緊急避難場所設置の検討を行います。」をぜひ入れてください。 理由 今、逃げたい、助けが必要な子どもには、子どもが育つ自分の町に逃げ込める緊急避難場所が必要です。児童相談所との連携など検討を始めてほしいと願っています。	ご意見として承ります。
244	第6章 子どもの安全、安心の確保	22 暴力および虐待の防止	【第6章】 ●「暴力および虐待の防止」もいじめ同様に「禁止」と強く明記しないのはなぜか？	ご意見を受けて「子どもに対する暴力、虐待および体罰は子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。」と明記します。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
245	第6章 子どもの安全、安心の確保	22 暴力および虐待の防止	<p>P27 2 2 暴力および虐待の防止について</p> <p><意見></p> <p>市の素案のこの条項全般の内容はすべて児童虐待防止法に包含されていると思われる。したがって以下の通り変更するほうが、既存法との整合性が保たれ、誤認による混乱を減じるとともに、東京都（例えば児童相談所は都の管轄）その他の関係機関と円滑な連携の下で実質的な効果をあげやすくなるを考える。</p> <p>「市は、児童虐待防止法第4条（国及び地方公共団体の責務等）を遵守し市としての責務を完全履行し、その取組状況については、地域住民に対して適切に情報公開を行う。そのことにより、児童虐待防止法第3条「何人も児童に対し、虐待を行ってはならない」の実現を図り実質的な効果をあげる。なお、市が直接管理する公益財団法人における地域子ども館事業等の施設においても、児童虐待防止法第4条における児童福祉施設、学校等と同様に“その他関連機関”として市と連携強化を図り、市は児童虐待防止に向けた必要な体制整備に努めなければならない。」</p> <p>理由は4点。</p> <p>①「子どもに対する暴力および虐待はあってはならない行為であり、子どもの権利を侵害する行為です」は、児童虐待防止法第3条「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」に包含。</p> <p>②「市、市民および育ち学ぶ施設は、子どもが暴力および虐待を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めます」は、児童虐待防止法第4条第1項「国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない」他条項に包含。</p> <p>③「市は、子どもに対する暴力および虐待の防止のため、市民および育ち学ぶ施設の職員に対し、必要な啓発に努めます」は、児童虐待防止法第4条第2項「国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする」他条項に包含。</p> <p>④「市は、暴力および虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に支援するために、児童相談所をはじめとした関係機関と協力し、必要な取組を行います」も、児童虐待防止法第4条第1項他条項（国及び地方公共団体の責務等）に包含。</p>	<p>ご意見を受けて、目的（第1条）に「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」と追記します。すべての関連法令について本条例で明記するものではありませんが、市として引き続き法令に基づく市政運営を行ってまいります。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。 更に上記意見と差異ある結果である場合にはその理由を市としての公式なパブリックコメントへの回答として記載願います。</p>	
246	第6章 子どもの安全、安心の確保	22 暴力および虐待の防止/24 いじめの防止	<p>22と24 いじめの禁止と防止に関して、「趣旨・説明」にある「人権教育の視点から、子ども自身が主体的にいじめについて考える」ことと、「市および育ち学ぶ施設は、解決を図る場を設定するなど、」という文言を、条例本文に入れるべきです。</p>	<p>ご意見として承ります。各校ではいじめに関する授業を年間3回以上実施し、いじめは絶対許されない行為であること等を指導しております。また、いじめ防止基本方針を定め、いじめ対策委員会を設置し、いじめの早期発見・早期対応等に努めております。</p>
247	第6章 子どもの安全、安心の確保	23 いじめの禁止	<p>Ⅶ 子どもの安全安心の確保 (26～30p) ②他にも、子どもが主語で禁止規定が何力所かありますが、それらは全て見直すべきと思います。本条例は、子どもの権利を保障することを最大目的としているのですから、当の子どもに対して何かを命じるような規定は一切不要だと思います（もしくは、表現変更を要すると思います）。</p>	<p>ご意見を受けて条例素案からいじめの禁止の部分の表現を修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。</p>
248	第6章 子どもの安全、安心の確保	23 いじめの禁止	<p>いじめをなくすためには、「なぜいけないか」を考えること/話し合うことが大事で、禁止してやめさせるという発想はおかしいと思います。「人をいじめちゃだめ、だって、ここに書いてあるから」のような考えになるのがこわいです。 また、何をいじめと考えるか、何をいじめと受け止めるかは、人によって文化によって異なると思うのです。ですので「いじめ」を定義することはできないと思います。定義できないことを禁止するのも無理があると思います。</p>	<p>ご意見として承ります。各校ではいじめに関する授業を年間3回以上実施し、いじめは絶対許されない行為であること等を指導しております。同じ言葉でや行為に対して楽しいと感じる人もいるが、つらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて子ども同士が話し合いながら考える活動等を取り入れております。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
249	第6章 子どもの安全、安心の確保	23 いじめの禁止	23 ●2つ目 「子どもが在籍する学校に在籍している等」の等が大切だと思います。いろいろなつながりで一定の人間関係にある中でいじめがおこることがあります。	ご意見として承ります。
250	第6章 子どもの安全、安心の確保	23 いじめの禁止	第6章23 いじめの禁止 「いじめは人権侵害です。子どももおとなも、どのような理由があっても、いじめをしてはいけません。」に変えてほしいです。 理由 子どもたちの生活の大きな部分を占める学校生活の中で、教師から子どもへのいじめもあり、苦しんでいる子どもの声も聴きます。いじめの禁止という条文ですから、子どもだけに禁止するのは、一方方向になってしまうと思います。いじめをしない、されないためには、すべての人がいじめをしないことが必要です。	ご意見を参考に条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
251	第6章 子どもの安全、安心の確保	23 いじめの禁止	・P28 23 いじめの禁止 (条例素案) ○子どもは、どのような理由があっても、いじめをしてはいけません。 ↓ この「禁止」とされているのは必ず直してください。子どもの権利を元に考えると、禁止はおかしいと思います。	ご意見を参考に条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
252	第6章 子どもの安全、安心の確保	24 いじめの防止	24 いじめが発生した際にそれを隠蔽せずに市が責任を持って公表し解決する義務があると明記してほしい。	ご意見として承ります。
253	第6章 子どもの安全、安心の確保	24 いじめの防止	24 必要な権利学習、支援で予防に努める、この条例も学習、予防に役割を果たすと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
254	第6章 子どもの安全、安心の確保	24 いじめの防止	p.11 「4 子どもの権利の普及啓発」とは別に p.28 「24 いじめの防止」でいじめの防止啓発を条文に含めないでいいか。《趣旨・説明》には書いてある。	ご意見として承ります。なお、条例案第24条には「いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である武蔵野市いじめ防止基本方針を定めます」と示しております。
255	第6章 子どもの安全、安心の確保	24 いじめの防止	【第6章】 ●「いじめの防止」では市および育つ学ぶ施設のみがいじめを防止するのではなく、市民も子どもたち同士でもいじめ撲滅のためにいじめを知り得たら報告する役割を明記して欲しい。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。なお、武蔵野市いじめ防止関係者連絡会では、学校だけでなく、警察、保護者、青少協等様々な関係者の参加を想定しております。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
256	第6章 子どもの安全、安心の確保	24 いじめの防止	<p>P28 24 いじめの防止について <意見> 市の素案のこの条項全般の内容はすべて、いじめ防止対策推進法に包含されていると思われる。したがって以下の通り変更するほうが、既存法との整合性が保たれ、誤認による混乱を減じることができると考える。</p> <p>「市は、いじめ防止対策推進法第6条（地方公共団体の責務）に従い、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない」</p> <p>「学校の設置者は、いじめ防止対策推進法第7条（学校の設置者の責務）に従い、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない」</p> <p>「学校及び学校の教職員は、いじめ防止対策推進法第8条（学校及び学校の教職員の責務）に従い、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない」</p> <p>「なお、市が直接管理する公益財団法人における地域子ども館事業等の施設においても、いじめ防止対策推進法第8条における学校と同様の責務を有するものとし、対策を講じ、適切かつ迅速な対処を行わなければならない」</p> <p>理由は2点。 ①市の素案は、いじめ防止対策推進法の地方公共団体の責務にすでに包含されている。 ②いじめ防止対策推進法をはじめとした既存法律法令と整合性を保つことが、市域の内外にまたがり、市と東京都をはじめとした多くの関係機関との緊密な連携体制が求められる、いじめ防止対策の実効性を高め、重篤ないじめ被害者の救出のための実質的な効果を高めることにつながると考えるため。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、関係機関等との連携を含めていじめ防止のための対策等については、武蔵野市いじめ防止基本方針などで定めていきます。</p>
257	第6章 子どもの安全、安心の確保	24 いじめの防止	<p>P28 24いじめの防止 ○人権教育の視点から〜子どもへの必要な権利学習、支援を行い、いじめの予防 ↑まずは知らなければいじめがどこからなのかわからない。教育は大事！</p>	<p>ご意見として承ります。各校ではいじめに関する授業を年間3回以上実施し、いじめは絶対許されない行為であること等を指導しております。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
258	第6章 子どもの安全、安心の確保	25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会/26 武蔵野市いじめ問題調査委員会	25 26 いじめ防止対策推進法の規定を、規定の中身は大きくかわると思うので、趣旨・説明のところに「」でまたは、下に※で入れてもいいようにと思います。	ご意見として承ります。
259	第6章 子どもの安全、安心の確保	25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会/26 武蔵野市いじめ問題調査委員会	25と26 いじめ問題に対する学校の対応は、2022年3月の旭川はいじめ自殺での、学校側と教育委員会の責任回避と対応の遅れの状況に見る通り、関係者の事なかれと無責任な体質が露呈した事件であり、対策組織を作るだけでは解決しない、無責任体質を何とかしないといけないと思います。その点の対策と記述が必要です。旭川はいじめ問題を題材にした、関係者の研修を行うなど、本気度を見せていただきたいです。	ご意見として承ります。なお、市教育委員会では、教員研修等はいじめをはじめとした生活指導に関する教員の研鑽を図るとともに、各校においても6月、11月、2月のふれあい月間等の機会にいじめの防止に関する研修を実施しております。
260	第6章 子どもの安全、安心の確保	25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会	25 いじめがあった際に解決のための努力をし、非があった場合は隠さず公表する事は。問題調査委員会が隠蔽した場合の罰則規定を併記するべき。	ご意見として承ります。なお、文部科学省が平成29年3月に示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。」と示されており、調査委員会の調査は罰則等を処するものではなく、事案の全容解明とその対処、再発防止のために行われるものでございます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
261	第6章 子どもの安全、安心の確保	25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会	<p>いじめや学校の先生からいじめにあった時に直接相談でき、実態調査を学校、教育委員会を通さなくてもできるオンブズパーソンがなくなっている。</p> <p>これは、本当に大切な事なので中間報告通りに条例に記載してください。</p> <p>学校、教育委員会はずっと、自分たちを守る事しかしないのか！！</p> <p>子どもを校長、学校ぐるみでいじめて、教育委員会は引き続き隠蔽するような内容の子どもの権利条例に、するつもりか！！</p> <p>子どもを守る内容を全て削る気か！！！！</p> <p>中間報告通りに直しなさい！！！！</p>	ご意見として承ります。なお、オンブズパーソンという用語はありませんが、条例案第27条にて「子どもの権利擁護委員」について定めております。
262	第6章 子どもの安全、安心の確保	25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会	<p>P29 25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会について <意見></p> <p>市の素案において、「教育委員会は、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針である「武蔵野市いじめ防止基本方針」を定めます」と記載がある。本来、この基本方針を定めるべき主体は、議会をも含めた「市」である。何故、市の教育委員会を基本方針を定める主体としたのか理解に苦しむ。</p> <p>「市は、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針である「武蔵野市いじめ防止基本方針」を定めます」と変更すべきと考える。</p> <p>理由は2点。</p> <p>①いじめ防止対策推進法第12条（地方いじめ防止基本方針）には、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする」とあり、いじめ問題の重篤性からも、執行機関の中の一委員会である教育委員会ではなく、議会をも含む「市」が定めるべき重要事項と考えられること。</p> <p>②既存法と整合性を保つことが、子どものいじめ防止対策の実効性を高め、重篤ないじめ被害者の救出のための実効性を高めることにつながるため。</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。</p> <p>更に上記意見と差異ある結果である場合には、その理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p>	ご意見をを受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。なお、武蔵野市では、「武蔵野市いじめ防止基本方針」を武蔵野市と武蔵野市教育委員会の連名で作成しております。 参考HP「武蔵野市市立小中学校ポータルサイト」 https://www.musashino-city.ed.jp/modules/ictea_base/include/js/ckeditor/kcfinder/upload/files/20220819101656.pdf

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
263	第6章 子どもの安全、安心の確保	25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会	<p>P29 25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会について その2 <意見></p> <p>市の素案において、「教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、武蔵野市いじめ防止関係者連絡会を設置します」「武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織および運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます」と記載がある。</p> <p>下記理由により、以下の通り内容を変更すべきと考える。</p> <p>「市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、武蔵野警察署その他の関係者により構成される“武蔵野市いじめ問題対策連絡協議会”を設置する。</p> <p>2 “武蔵野市いじめ問題対策連絡協議会”は、東京都いじめ問題対策連絡協議会との連携を図るために必要な措置を講ずる。</p> <p>3 前2項の規定を踏まえ、市の教育委員会と“武蔵野市いじめ問題対策連絡協議会”との円滑な連携の下に、“武蔵野市いじめ防止基本方針”に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにする。そのため必要があるときは、市の教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」</p> <p>理由は3点。</p> <p>①このいじめ防止対策推進法第14条（いじめ問題対策連絡協議会）における協議会を置くのも「条例の定めるところにより」が法の主旨である。市素案としては、同法14条1項では「置くことができる」としていることから、「設置します」とした素案は踏み込んでいるとお考えかもしれないが、同協議会の重要性から考えれば、執行機関の中の一委員会たる教育委員会ではなく、議会も含めた市が条例によって設置すべきものと考えられる。</p> <p>②武蔵野市立学校に通う子ども以外の、私立学校及び都立学校など他の公立学校に通う子どもも対象となる。その場合の重大事態対処所管は武蔵野市ではなく東京都となることから、重篤な事案対処は東京都との連携が不可欠となると考えられる。</p> <p>③既存法と整合性を保つことが、いじめ防止対策の実効性を高め、重篤ないじめ被害者の救出のための実効性を高めることにつながるため。</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。</p> <p>更に上記意見と差異ある結果である場合には、その理由を市としての公式なパブリックコメントへの回答として記載願います。</p>	ご意見を参考に条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
264	第6章 子どもの安全、安心の確保	25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会	P29 25武蔵野市いじめ防止〜〜 いじめ防止対策推進法の全文をこの巻末に参考資料としてつけければ良いのに…	ご意見として承ります。
265	第6章 子どもの安全、安心の確保	26 武蔵野市いじめ問題調査委員会	26条 いじめを受けた子どもに対する対応は重要ですが、いじめを行った子どもに対しても適切な対応が必要と思います。いじめ防止推進法には、「当該児童等に対して懲戒を加える」とだけありますが、罰を加えるだけでは再度のいじめに至ることを防止することは出来ません。いじめには何らかの理由があるはずで、中にはいじめを行った子どもを取り巻く環境とそれによって受けた心の傷が原因となっていることも考えられます。したがって、調査委員会は、調査結果に基づき、いじめに至った背景を考慮していじめを行った子どもやその保護者に対して適切な対応をする旨の条項を明記する必要があると思います。これによって、法に基づく通り一遍の対応を超えたい独自の特徴を示すことが出来るのではないのでしょうか。	ご意見を参考に条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。なお、文部科学省が平成29年3月に示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。」と示されており、調査委員会の調査は罰則等を処するものではなく、事案の全容解明とその対処、再発防止のために行われるものでございます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
266	第6章 子どもの安全、安心の確保	26 武蔵野市いじめ問題調査委員会	<p>P30 26 武蔵野市いじめ問題調査委員会について</p> <p><意見></p> <p>市の素案において、「市長は、いじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合に、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生を防止するため必要があると認める場合は、同条第 2 項の附属機関として、武蔵野市いじめ問題調査委員会を設置します。武蔵野市いじめ問題調査委員会の組織および運営に関する必要な事項は、市長が規則で定めま</p> <p>す」と記載があるが、下記の理由により、以下の通りの変更が必要と考えられる。</p> <p>「市長は、いじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合（武蔵野市立学校の場合に限られる。私立学校や都立学校等の事象は報告対象には含まれない）に、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生を防止するため必要があると認める場合は、同条第 2 項に定めのある通り、附属機関として“条例の定めるところにより”、武蔵野市いじめ問題調査委員会を設置する。同委員会の組織及び運営に関する重要な事項は条例において定める。</p> <p>2 市長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。」理由は 4 点。</p> <p>①附属機関として設置するのであれば地方自治法第138条の4第3項の主旨を踏まえ、“条例”において同調査委員会の組織及び運営について定める必要があると考えられる。当然、議会に諮る必要があるということ。</p> <p>②既存法を遵守し整合性を保つことが、いじめ防止対策の実効性を高め、重篤ないじめ被害者の救出のための実効性を高めることにつながる。</p> <p>③地方自治法を遵守し整合性を保つことが、地方自治の本旨に沿う民主的で能率的な行政の確保が図られると考えられること。</p> <p>④武蔵野市立の公立学校に通う子どものいじめ問題のみが報告対象となっているが、その旨の記載がないため、都立学校や私立学校に通うお子様の保護者方には、誤解を生じるものと危惧されるためカッコ書きで注釈を行う。</p> <p>以上意見に対して、市として意見を考慮した結果どうするのか回答願います。</p> <p>更にも上記意見と差異ある結果である場合には、その理由を市としての公式なパブリックコメントの回答として記載願います。</p>	<p>ご意見を参考に、いじめ問題調査委員会に関する記載を修正、追加いたしました。修正内容については、提出議案をご参照ください。条例で記載する内容以外の必要な事項については規則で定めます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
267	第6章 子どもの安全、安心の確保	26 武蔵野市いじめ問題調査委員会	P30 26武蔵野市いじめ問題調査委員会 この中に加害者への対応および心のケアの記述が無いのは残念！加筆を望む！	ご意見をを受けて条例素案のいじめ防止の部分を修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。なお、文部科学省が平成29年3月に示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。」と示されており、調査委員会の調査は罰則等を処するものではなく、事案の全容解明とその対処、再発防止のために行われるものです。
268	第6章 子どもの安全、安心の確保	26 武蔵野市いじめ問題調査委員会	VII 子どもの安全安心の確保 (26～30p) ①30pいじめの禁止、「子どもは」が主語となっていることに違和感があります。子どもに対してのいじめは子ども同士だけで始まっているケースばかりではなく、例えば学校教員による不当な扱いがきっかけになっているケースも多々あります。 ここは敢えて主語を置かずに、「どのような理由があっても、いじめは許されません。このことは、いじめの加害者が、子どもであってもおとなであっても同様です。」との表現に変更することを強く訴えます。	ご意見をを受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
269	第7章 子どもの権利擁護のしくみ	27 子どもの権利擁護委員	27 権利擁護委員はいらない。対象者の基準が明確ではない。不正の温床になりかねない。 市長だけが委嘱できる事がそもそも問題。議会の全会一致で承認されるべき。	ご意見として承ります。
270	第7章 子どもの権利擁護のしくみ	27 子どもの権利擁護委員	「子どもの権利擁護委員は、人格が高潔で、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します」とありますが、「人格が高潔で、子どもの権利について見識を有する者」は当然のことで記載しても意味がありません。それよりもどのようにして選ぶのが重要で、具体的な、例えば公募によるのか推薦によるのかなどの文言が必要と思います。	前段について、ご意見をを受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。後段については、ご意見として承ります。
271	第7章 子どもの権利擁護のしくみ	27 子どもの権利擁護委員	現在の民生児童委員との役割の違いが分かりません。ここで定義されている職務は全て民生児童委員が既に担っており、学校や市民社協などと連携をとりながら子どものために活動をされています。新しく委員を新設するというよりも、この子どもの権利擁護委員は民生児童委員にさせていただきたい。同じようなことをする方々増えてしまうと誰に相談したらよいか迷ってしまいます。	子どもの権利擁護委員については、独立性を尊重される機関として、必要な調査を行うなど、民生児童委員とはまた異なる機能を持ちます。今後、制度開始に向け、分かりやすい周知啓発に努めてまいります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
272	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子ども の権利擁護 委員	今後、別に規則が設けられるようですが、役割等が詳細になる前に「3人以内」と人数が決まっています。単純に3人以内で大丈夫なのか？という思いです。権利擁護委員の役割は重大だと思います。相談・調査専門員との役割分担の内容にもよると思いますが、3人で済むような役割しか規則に定めない、というようなことにならないことを祈ります。	他自治体の事例等を参考に3人以内と定めています。重要な事項は、規則ではなく、あらかじめ条例で定めておくべきものと考えています。ご指摘の懸念事項については、今後の参考とさせていただきます。
273	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子ども の権利擁護 委員	附属機関である旨を明示ください。(もしそれを明示しない場合は、その理由・根拠をパブリックコメント回答で明確にお示しください)	ご意見を受けて市長の附属機関である旨を明記します。
274	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子ども の権利擁護 委員	27 委員長案までオンブズパーソンと呼ばれていたものかもしれませんが、争点隠しに見えます。 16のところ記述したとおり、なぜ現在の相談機関では足りないのか、拙速で発足させることには、反対です。反対論が根強い「人権擁護委員会」に類似する問題があると考えます。今後のコスト負担も大きいと考えられますので、少なくとも、この点は、継続検討が必要です。そもそも、守備範囲が広すぎて、とても、2人や3人の手に負えないと思えます。だからこそ、現在の部署と専門要員の連携で対応すべきではないでしょうか。親権の問題で、連れ去り事件でも起きてしまったら、手に負えなくなるとは思いますが、いかがでしょうか。根の深い問題として、この組織にどこまで強制力を持たせるかも、課題となります。拙速やいけなしいと思います。継続審議を求めます。	市民の方により分かりやすい表記として「子どもオンブズパーソン」ではなく「子どもの権利擁護委員」としています。他自治体でもすでに多くの実績がある制度であり、人数についても他自治体の事例を参考に3人以内としています。また、子どもの権利擁護委員に係る予算については、実際に制度を開始する時点で議会にお諮りすることとなります。
275	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子ども の権利擁護 委員	27 権利救済の独立的機関が置かれることは必要。ただし、その独立性は条例には明記されていないのでされるべき(条例に明記され、それを根拠として独自権限を持ち、いかなる内部・外部機関からも干渉されないこと)。最低でも、現状の条例においても、その委嘱における基準が、客観的に検証可能なかたちとされるべき。	ご意見を受けて「市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。」と追記します。
276	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子ども の権利擁護 委員	一人の人間に対処できる問題でしょうか？ 様々な内容が含まれる子どもの権利、これらの問題に対応するには様々な問題に対して知識と経験がある人がチームを組んで対応に当たる必要があるのではないのでしょうか？	子どもの権利擁護委員は、1名ではなく複数人(3人以内)の体制を組むことを想定しています。また、相談・調査専門員も置く予定です。
277	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子ども の権利擁護 委員	p.31「27 子どもの権利擁護委員」の条文3つめで市長が委嘱するとなっておりますが、選管のように市長部局でもなく教育委員会でもないところではできないのでしょうか。	市長の附属機関となりますが、条例素案から「市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。」と追記します。
278	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子ども の権利擁護 委員	【第8章】 ●擁護委員については市長だけで決定するのではなく市議会も諮問できる機会があるべき。	ご意見として承ります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
279	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員	【第8章】 ●権利擁護手続きは市長が規則で定めるとなると、規則については市議会に報告の義務がないため、報告書のように「市は、オンブズパーソンによる子どもの権利擁護の具体的な手続き等について、別途定める必要があること。」と市議会を含む市という表現に戻し透明性、公平性を保つようにすべき。	子どもの権利擁護委員の主要な内容は条例案に記載しています。手続き等の詳細については、他自治体の事例も踏まえ、規則で規定することとしています。
280	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員	「擁護委員を市長が委嘱する」というのは、市長の権限が強すぎるのではないかと、市長の思想により偏った人選になる恐れがあるのではと思います。	市長の附属機関となりますが、条例素案から「市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。」と追記します。
281	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員	P31 27子どもの権利擁護委員 「立場や考え方の違う当事者や〜〜子どもを救済します。」 ↑これも条例が出来る前から欲しい！	市として現状でも子どもの権利の保障に努めておりますが、子どもの権利擁護委員が置かれることにより、権利侵害からの救済が、より行えるようになって考えています。
282	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員	p.31 「27 子どもの権利擁護委員」について、子ども・性別・セクシャリティ・障害や病気の有無・人種・国籍・出自などに対し差別的思想を持った人が委員に選出されることがないよう、しっかりとした仕組み作りをしてください。少し前だが青少年関係団体の長にあたる立場の人が本名・顔出しのアカウントでSNSに外国人差別の投稿をしているのを確認しました。こんな事があってはいけないし、見抜けなかった/見て見ぬふりをした関係者も問題があります。間違いは繰り返さないように。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
283	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員	④子供の代弁者となる「権利擁護委員」を市長が委嘱するのが非常に怖いです。議会などの審議を経ずに、恣意的に選ぶのは大きな問題です。オンブズパーソンによって子供が傷つけられた事例もあります。広く意見を求めるのではなく、市長に権限が集約しているのは制度上問題であると言わざるを得ません。	市長の附属機関となりますが、条例素案から「市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。」と追記します。
284	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員	⑤子供の権利を侵害する人が市外の人間だった場合、どのように対処できるのか疑問です。例えばいじめがあったときに、武蔵野市在住でなければ、市外まで追って対応できるのでしょうか？	条例の効力が及ぶ範囲（地域）は、市内に限られますが、子どもの権利擁護委員として、必要に応じて他自治体の機関にも協力依頼等を行うことも想定しています。また当然ながら警察、児童相談所等との連携も市として行ってまいります。
285	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員/28 相談・調査 専門員	私たちのような株式会社がおこなっている福祉事業所がどこまで関わっていいのか。またその役割や関わりはどのようになっていくか。事業所連絡会のような形でこなっていくのかどうか。	今後分かりやすい周知啓発に努めてまいります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
286	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員/28 相談・調査 専門員	子どもの権利擁護委員や相談・調査専門員を各地域など多い人数が安心できると思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
287	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	27 子どもの 権利擁護 委員/28 相談・調査 専門員 / 29 権利擁 護に係る手 続など	27 28 29 具体的なしくみ、組織について、書いたことで、子どもに、困ったときの一つの道筋を示すことになると思う。手続きの規則が子どもにもわかるように説明伝えられていくことが大切だと思う。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
288	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	28 相談・ 調査専門員	28 権利擁護委員に報告、を削除するべき。権利擁護委員がいないので。	ご意見として承ります。
289	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	28 相談・ 調査専門員	28 子どもの権利擁護委員を補佐するための組織だそうですが、先ず、なぜ、別組織なのでしょうが、権利擁護委員は汗をかかないのでしょうか？同一組織とすべきです。	子どもの権利擁護委員は高度な専門的知見が求められるため、非常勤の委員を想定しています。そのため、常時に相談を受ける体制を整えるために、相談・調査専門員を置き、擁護委員を補佐することを想定しています。
290	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	28 相談・ 調査専門員	28 専門・調査相談員が一次相談を受け、それを27の権利擁護委員にあげる構造においては、実際には、専門・調査相談員が重要だが、その立場は明記されていない。第三者性・独立性が保障されるべき。最低でも「その独立性を尊重する」などといった文言は入るべきではないか。	独立性については、子どもの権利擁護委員に関して、素案に「市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。」と追記します。相談・調査専門員は、そのような独立性を持つ子どもの権利擁護委員を補佐します。
291	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	28 相談・ 調査専門員	P32 28相談・調査専門員 ○子ども自身が、権利侵害について～～子どもに十分啓発しておくことが必要 ↑これも教育現場や親からのレクチャーも必要。周知活動は徹底して！	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
292	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	29 権利擁 護に係る手 続など	P33 29権利擁護に係る手続きなど ○市長が別途規則で定めます。 ↑この日時を具体的に示さないのはまずいと思う！ せめても「施行後○年以内」等と表記すべき！！	ご意見を受けて付則に「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める」と規定します。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
293	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	29 権利擁 護に係る手 続など	29 市長が規則で定める、ではなく議会で定めるにすべき	子どもの権利擁護委員の主要な内容は条例案に記載しています。手続き等の詳細については、他自治体の事例も踏まえ、規則で規定することとしています。
294	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	29 権利擁 護に係る手 続など	29 これは絶対反対です。議会を通さない意味は何ですか。住民投票条例と同じやり方ですね。議会軽視、いや議会無視。反対です。	子どもの権利擁護委員の主要な内容は条例案に記載しています。手続き等の詳細については、他自治体の事例も踏まえ、規則で規定することとしています。
295	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	その他	市が家庭に対し強い調査、指導の権限を持つことを書き込むべきだ。警察と積極的に連携し、必要があれば警察とともに家庭に指導にあたると書くべきだ。	ご意見として承ります。
296	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	その他	全て学校、教育委員会を守る為のものであり、必要なし！！ 直接当事者が相談できる子どもを守る制度を作れ！	相談・調査専門員は、直接当事者からの相談を受けるものです。また、必要に応じて子どもの権利擁護委員も、直接当事者からの相談を受けることとなります。
297	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	その他	既存のシステムが機能していないという事務局の回答でしたが、きそのインフラの見直しするのが優先が高い。 民生児童委員、人権擁護委員、保護司などの既存のシステムとの整合性すら議論していない。 とにかく議論がないし、議論されていない。	市として、既存のシステムが機能していないとの認識はありません。子どもの権利擁護委員が置かれることで、子どもが相談しやすい窓口が新たに置かれることになると考えていますが、既存の制度の充実や各機関の連携についても引き続き推進してまいります。
298	第7章 子どもの 権利擁護 のしくみ	その他	必要だと思います。学校にスクールロイヤーが置かれることも検討していただければと思います。	ご意見として承ります。
299	第8章 条例の推 進体制	30 推進計 画/31 推 進体制	30、31 子どもの権利しか考えない推進計画は要らない	ご意見として承ります。
300	第8章 条例の推 進体制	30 推進計 画/31 推 進体制/32 評価、検証 方法	30 31 32 条例で努める、推進する、行う、とあることが、具体的な施策・事業となって計画に載り、目的を達成していけるようにと思います。	ご意見を今後第六次プラン武蔵野策定の際の参考とさせていただきます。
301	第8章 条例の推 進体制	32 評価、 検証方法	評価、検証の実施主体が既存の「子どもプラン推進地域協議会」とありますが、これでは言葉は悪いかもしれませんが「子どもの権利条例」の観点で評価・検証が出来ないのでは？と思います。客観的に、純粋にこの観点で評価できるかどうか、この権利条例が実のあるものになるかならないかの分かれ目ではないでしょうか。	具体的な評価方法については、第六次子どもプラン武蔵野策定時に検討します。ご意見を第六次子どもプラン武蔵野策定の際の参考とさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
302	第8章 条例の推 進体制	32 評価、 検証方法	32 権利擁護委員が不要なので、この項目も削除するべき。	ご意見として承ります。
303	第8章 条例の推 進体制	32 評価、 検証方法	本条例案が条例化されたのち、科学技術の発達や社会の変化等により子どもの置かれる状況が変化していくことが予想されます。本条例案は継続的に評価・見直しを「行い続けていく」ことが不可欠であり、市がその覚悟を持つことができるかが成否の別れ道になると思います。「評価、検証方法」に関連して「子どもおよび子どもの権利擁護委員」の意見を聴くことが示されていますが、「子どもおよび子どもの権利擁護委員」の意見しか聴かないようにも読めてしまいます。市民を巻き込んだ継続的な議論を交えた検証が必要と考えます。	ご意見を今後の参考にさせていただきます。
304	第8章 条例の推 進体制	32 評価、 検証方法	p.35 「32 評価、検証方法」について、推進計画実施結果の評価・検証を武蔵野市子どもプラン推進地域協議会に任せるのは反対です。なぜなら協議会の会議を見る限り、意見を言わない、資料の理解も浅い、責任をもって参加しているようには見えないアテ職委員が多いように思えます。どうしても子どもプラン推進地域協議会に任せるのであれば、同協議会メンバーの選考の仕方自体変更してください。	ご意見を今後の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
305	第8章 条例の推 進体制	32 評価、 検証方法	<p>7. 「第8章 条例の推進体制」の「32 評価、検証方法」について</p> <p>最後に「推進計画の実施結果の評価、検証方法」（35頁）について意見を述べます。結論を先に述べるなら、私自身の立場は「子どもの権利に関する第三者的・評価機関」の設置は欠かせないと考えています。</p> <p>「素案」では、子どもの権利条例の「推進計画」を「子どもプラン武蔵野」とし、その「推進体制」を「子ども施策推進本部（市長が本部長）」とする。「推進計画の実施結果の評価、検証」は「子どもプラン推進地域協議会」が行う。必要に応じて「こどもおよび子どもの権利擁護委員」に意見を聴くとしています。</p> <p>このことについては、「条例検討委員会」の「報告書」では複数の選択肢が示されていました。それは次のようなものでした。</p> <p>「○計画の実施結果の評価・検証は、既存の子どもプラン推進地域協議会（市の子ども・子育て会議）や本条例で規定する子ども会議及び子どもオンブズパーソン等において実施すること。</p> <p>○「子どもプラン推進地域協議会はあくまで計画段階の評価検証を行うもので、上位にある条例の施策評価を行うためには不十分であるとの意見もあったことから、将来的には、別に、独立した第三者の施策評価検証を行う機関を設置することも考えられること。」</p> <p>このことについては、次のようにも説明しています。</p> <p>◎「子どもプラン推進地域協議会については、あくまでも子どもプラン全体の評価・検証を行う機関であるため、本来は、子どもの権利に関する独自の第三者的・検証システムが設けられることが望ましいと言えます。」と。</p> <p>「素案」では前段の意見を採用したわけですが、後段に書かれてあるように、私は独立した第三者の</p>	<p>子どもプラン推進地域協議会は子どもプラン武蔵野を評価・検証する既存の組織体です。子どもプラン武蔵野が本条例の推進計画として位置付けられる場合、その推進計画としての実施結果の評価・検証についても、子どもプラン推進地域協議会が行うことが自然であると考えています。具体的な評価方法については、第六次子どもプラン武蔵野策定時に検討します。ご意見を第六次子どもプラン武蔵野策定の際の参考とさせていただきます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>評価機関の設置が必要だと考えています。上記「4-(1)」の末尾でもそのことを触れましたが、第三者評価機関の設置を考えられなかった理由とは何でしょうか？</p> <p>国連・子どもの権利委員会は、「子どもの権利および保護に関する独立した国内人権機関の役割」について2002年に採択しています(2002年、一般的意見2号)。これは条約第4条で、子どもの「最善の利益」を保障するために「あらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置をとること」を義務付けたことを具体化したものです。その採択された文書によれば、「国内の人権機関及びオンブズパーソン/子どもコミッショナーならびに同様の独立機関の設置は不可欠」であると指摘しています。</p> <p>日本では今年の6月に「こども基本法」が成立しましたが、残念ながらその中では「コミッショナー制度」などの第三者評価機関は含まれませんでした。それだけに武蔵野市においては、その不備を補完していただきたいと強く願っています。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<p>なお、「素案」では第三者的機関として「子どもの権利擁護委員」、同「相談・調査専門委員」を設置することになっています。これはこれで必要なものですが、「子どもの権利擁護委員」は、主として子どもの権利侵害の相談・救済の仕組みであり、その第三者的救済機関です。その意味では部分的な第三者的機関であり、「条例」全体の評価機関としては限界があるのではないのでしょうか。「子ども会議」の設置も考えられているようですが、学校の子どもが対象です。これも必要なものですが乳幼児はどうするのでしょうか。</p> <p>「子どもの権利条例」は子どもの権利に関する市の基本的な考え方を述べたものであり、その考え方を実現するための具体的な施策が「武蔵野市長期計画」→「子どもプラン武蔵野」→「保育のガイドライン」です。保育で言えば、直接的に関係するのは「保育ガイドライン」ですが、その指針に基づいて行う各園の実践評価はどこでやられるのでしょうか。私たちは「評価」のあり方を含めてさらに深めなければならない大きな課題に直面していると考えています。子どもの権利保障やその実践は、PDCAサイクルなどでは評価できないのです。あくまでも結果評価などではなく、今を生きている子ども目線評価こそが求められているのです。それが子どもの権利条約の時代の新しい保育実践とよいかと聞いています。</p> <p>したがって、私たちが求める第三者機関とは、「子どもの権利条例」で約束した子どもの権利に関する理念や原則の実践的な進歩や課題を、独立した視点から評価、促進及び保護するために必要な権限が与えられ、その独立性に影響を及ぼすものからの自由が与えられなければなりません。そのためにも保育や教育分野のみならず、法律や医療などの専門家、一般市民も含めた第三者機関の設置が望ましいと考えます。</p>	
306	第8章 条例の推進体制	その他	拙速に決めるのではなく、市民の議論が必要。	素案の「はじめに」に記載した通り、多くの議論を重ねてきたものと認識しています。また、このたびパブリックコメントで多くのご意見をいただくことができました。いただいたご意見について、十分検討して条例案を作成しましたので、今後、市民の代表である市議会での審議をお願いしたいと考えています。
307	第8章 条例の推進体制	その他	子どもが遊ぶ時間、休む時間が必要な分あったらいいと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
308	第8章 条例の推進体制	その他	良いと思います。	ご意見ありがとうございます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
309	その他	はじめに	「はじめに」に書かれている内容は、大事なことだと思いますので、シンプルにわかりやすく書いてほしいです。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
310	その他	はじめに	P3 81.5%の子どもが条例を作ることに賛成しているのだから、このまま進めて欲しい。 しかも「自分たちの権利を考えてくれたり、守られたりすることがうれしい&安心する」との声があるのならば尚更！	ご意見ありがとうございます。
311	その他	はじめに	I はじめに (素案1~4p) ①全体的に良いと思います。条例制定に対する市の狙いがしっかりと説明出来ているものと汲み取れます。また、委員会中間報告に対するパブリックコメントや市民意見交換会、今回の素案に対するパブリックコメントや市民意見交換会、子どもに対するアンケートやTeens△サカツなど、必要なプロセスをきちんと踏んでいる点も評価できます。	ご意見ありがとうございます。
312	その他	はじめに	I はじめに (素案1~4p) ②一点だけ修正してもらいたい箇所があります。3pの上から8行目「支援を必要とする家庭や子ども」の箇所を「支援を必要とする子どもや家庭」と順序を入れ替えて頂きたいです。本条例は、子どもの権利を保障することが第一義のはずですので。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
313	その他	はじめに	1. はじめに——「条例」づくりの原則についての意見 私たち自身が大事にしたい「条例」づくりの三つの原則について最初に意見として述べます。 第一は、「子どもの権利保障は子どもの人生のスタート時点から保障されなければならない」という原則です。この点では「条例検討委員会」が「乳幼児の視点が弱かった」ことを認められ、最終報告書では修正していただきました。ありがとうございました。ただ、まだいくつかの点で要望がありますので後で述べさせていただきます。	ご意見ありがとうございます。
314	その他	はじめに	1. はじめに——「条例」づくりの原則についての意見 第二は、日本国憲法、子どもの権利条約の理念・原則優先の原則です。これは「入口」の理念や原則がどんなに立派であっても、途中で行政や大人がコントロールしてしまえば、「出口」は別物になってしまうことへの警戒です。計画や実践段階で疑義のある場合などは条約の理念・原則に必ず立ちかえり判断するということを約束とすることが大切です。日本国憲法第98条第1項は憲法が最高法規であることと同時に、その第2項において条約及び国際法規の遵守義務を課しています。これが子どもの権利条例の法的根拠です。	ご意見を受けて条例の目的(第1条)に、「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」との文言を追記します。
315	その他	はじめに	1. はじめに——「条例」づくりの原則についての意見 第三は、条例の理念に基づく柔軟で公正な計画と評価が行われなければならないということです。「その子らしさ、人間らしさを育む保育」の計画、実践、評価は子ども目線で柔軟に行われなければなりません。	ご意見を今後第六次プラン武蔵野策定の際の参考とさせていただきます。
316	その他	参考資料	参考資料も読みごたえがあります。子どもの意見(パブコメ、クレスコーレ、△サカツ)が読めたのがよかったです。	ご意見ありがとうございます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
317	その他	参考資料	<p>武蔵野市の、子ども条例を制定するにあたっての活動に感謝いたします。条例素案に添付されていた参考資料の中には、休む権利について、体調不良などの場合とそれ以外で区別をするべきでは、各学校の子ども代表が話し合いをするなどの機会を作るべき、個人情報について、条例を作ること、ルール決めることへの慎重な意見他、子どもたちからの意見に非常に意味のある意見が多く見られました。</p> <p>こうした意見が条例の制定に反映されることを望みます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。子どもの意見も十分考慮して条例案といたします。</p>
318	その他	参考資料	<p>私はこの条例に関して、傍聴のアンケートやパブリックコメントでいつも「子ども目線の条例にして欲しい!」と書いていた。</p> <p>参考資料の4には子どもの意見要旨が書かれている。</p> <p>ここを読むと『子どもたちの賢さ』がわかる。大人よりもずっと賢い!</p> <p>例として(要約及び私が心に残ったものを抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利条約を定めなければ武蔵野市が雰囲気の良い街になる ・ 武蔵野市が子どもにやさしいまちになることを願う ・ 前文は幼稚園生にもわかるように説明せよ ・ LGBTQ+にも優しい条例を作って ・ 中絶で生命を失う胎児の生きる権利 ・ 貧富格差で大学進学できない家庭支援や将来借金になる奨学金問題等に対して実際の生活実感への活動 ・ コミセンに子どもが気軽に遊べるスペースを作って ・ 子どもに大人よりもルールを厳しくしないで(大人もルールを守って!) ・ 子どもも政治に関わりたい(市の政策や計画にも子どもの意見をきいて) ・ 子どもは大人が思い付かないことも出る ・ ムサカツ増やして(もちろん小学生にも) ・ 各学校の代表が話し合える場を作って ・ 大人(親や先生)よりも自分の将来は自分で決めたい ・ 社会の歯車として将来違いはあれど子どもに決めさせて ・ 意見箱、ホームページ、アンケート、SNS、LINE、手紙の活用 ・ 地域活動に関われる企画増やして ・ 大人の意見や主観を押し付けると同じようになってしまい悪循環になる ・ 学校でも子どもの意見をきいて ・ 学校の先生や保育士にいじめがあったかせめても2カ月に1回はきいて ・ 事故防止のためにカーブミラーを設置して 	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・歩行用の青信号は長くしないと小さい子や足の悪い人は大変 ・自転車専用がある道を作って ・世の中には悪い大人もい、正しいことがわからず大人になった人もい。だから子どもの権利や自由安全は大切 ・子どもの権利を守るために学校で授業をして(もちろん幼いうちからも) ・相談窓口は相談しやすい場所にして ・いじめを止める条例にして ・いじめの加害者とその親にも意識を持たせて ・いじめの境界線はどこなのかの認識の共有 ・いじめの加害者への心のケアをして ・引きこもりはいじめきっかけが多いので支援して ・子どもだけが利用できる相談所作って ・絵に描いた餅のオンブズマンに税金が使われる問題 ・言わないでほしいと言ったこと以外も秘密にして ・法律やメディアリテラシーについて詳しく教えて ・成人になるとはどういうことなのか教えて ・親の操り人形ではない自由な環境にして ・子どもの権利は大人が知っていないと意味がない ・小さい子から高齢者までわかりやすい言葉で伝えて ・無意味な校則がたくさんある ・18歳になった高校3年生にも摘要出来る条例にして ・空間だけでなく心の拠り所としての居場所も必要 <p>他には大人を気遣う意見もある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お母さん、お父さんを休ませて ・先生たちの人数を増やして、保護者や子どもの悩みをきけるようにして(先生たちが疲弊している) <p>意見交換会に出席すると反対派は「この条例を作ることによって子どものわがまを助長する」と意見を言う。</p> <p>が、子どもだけ【が】わがままではなく、誰しもが【わがままであること】がわかっていない。</p> <p>我が身がかわいいのは誰しもであり、我が身よりも他人が大事な人はごく稀で稀有な存在だ。</p> <p>人は生まれ落ちた瞬間から『基本的人権』が備わっていることを理解するためにも、この条例の制定は必要であると私は考える。</p>	

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
319	その他	趣旨・説明	条例素案と〈趣旨・説明〉がありますが、条例が発布されたときにも、趣旨・説明は読めるのでしょうか。趣旨・説明がないと、条例文の意味（解釈）がわからないと思いました。 意見交換会に行きましたが、市の職員の皆さまのご尽力に頭が下がる思いです。よろしくお願いいたします。	条例公布後、趣旨・説明に記載した内容を含めた、条例の逐条解説を作成する予定です。
320	その他		武蔵野市に子どもの権利条例ができることに、大きな期待を持っています。生まれてすぐの子どもたちから学校を巣立っていくまで、ここに書かれていることが一人一人の子どもにいきわたるように、大人たちが意見や考えの違いを乗り越えて実のある条例にしていくために私自身も奮闘したいと思います。 がんばりましょう。	ご意見ありがとうございます。
321	その他		条例がすぐに実効性のある施策に結び付くかどうかはわからないが、内容を見ても、反対する理由はないと思う。 市として明確な指針を定めていることが、この先、市内で長く子どもを育てていく立場としてはありがたく、頼もしく思う。 検討、施行に向けて市内の学校に在学中の児童・生徒からも意見を募っているのは良い。アンケートの結果からは何をされたら嫌なのかなどについては自覚があるようだが、まだ、「権利が必要」ということについては身近には感じていないようにも見受けられた。条例施行後も積極的に啓発などを進めていただければと思う。	ご意見ありがとうございます。また、今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
322	その他		最近、市報や学校からの配布物で、この「子ども権利条例」について目にすることが多く、素案に目を通してはいるのですが、どれも抽象的で今までも当たり前のように目指してきたであろうこと、もしくは既に今学校や地域でおこなっていることをただただ言語化しただけで、制定に何の意味があるのかわかりません。 家庭での教育方針は、本当に様々ですので、そこに入っていくことは難しいと思います。 子どもたちの学びの場は、主に学校な訳ですから、学校や市がこの条例の中身に沿った内容を充実すべく、教育内容や支援体制をさらに充実させていけば良いのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
323	その他		<p>ロンドンに住んでいました。ロンドンでは、子ども、大人、若い、年寄り、立場関係なく、良好な人間関係をつくるために、友達関係のようなコミュニケーションが多く見られました。</p> <p>残念なことに、我が国の公立学校では、子どもが大人に見下され、命令され、指導される関係の中で、プレッシャーにさらされ、萎縮しているように思われます。</p> <p>ロンドンの公立学校では、子どもたちは自由を謳歌し、怒られることがなく、自分でいろいろなことを決めています。自己決定のくりかえしが、自我を育てます。</p> <p>また、家族内でも、我が国では親が子供を自分のもののように思い、命令し、思い通りにしないと怒鳴ります。私自身もロンドンで休暇中の警官に注意されました。</p> <p>あなたの国では子供を怒鳴ることは許されているのだと思いますが、子供は怒鳴られ、萎縮します。子供は弱い存在です。私たちの国では子供の心も体も傷つけてはいけません。私は休暇中ですから仕事はしません、今日は。どうかもう子供を怒らないでください、イギリスでは許されません。大変驚きました。あやうく、逮捕されるところでした。また、特に他人が体に触ることもロンドンでは逮捕の対象ですが、日本の公立学校の先生は生徒の体を平気で触り、イギリス人がみたら驚くでしょう。</p> <p>親であっても子供を叱ってはいけない、子どもの心を傷つけるならば。その当時は警官に注意されたことが理解できませんでした。しかし、今はわかります。これが子どもの人権が守られるということです。</p> <p>警官の前にイギリス人の女性が大変怒り、私に対して、それを警官がなだめ、彼が話しかけてきました。</p> <p>こどもはお腹に存在した時から子どもは子ども自身のものであり、親のものではありません。子どもだからとか、見下してはいけません。小さくても、話を聞き、気持ちを尊重する。子どもは自己決定とコミュニケーションを通じて、自我を確立し、困難に打ち勝つ強さを身につけます。この教育が欧米に浸透しているから、彼らは人生を楽しくすごすことができます。</p> <p>一方、自己決定が許されない環境が我が国には大変多く、残念でしたが、子どもの権利について、武蔵野市が考えていると知り、そこに、少しでも私の思いを伝えられたらと思い、投稿します。</p> <p>学校、家庭での、武蔵野市の子どもたちの状況が少しでも欧米が先んじている姿に近づくことを願っています。ロンドンの子供たちは本当に幸せそうに生きていました。</p>	<p>ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
324	その他		<p>2. 大人の権利について</p> <p>子どもの権利を守る社会とは、大人の権利も守られている社会だと思います。大人の社会でも、差別や暴力をなくし、自由に意見を出し合い、それが尊重される、ということが大切であり、それが実現すれば、自ずと子どもの世界もそのようになってゆくと思います。</p>	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
325	その他		<p>子どもの権利を考えるなら、権利に見合う義務が発生することも子どもに教育するべきだと思います。何故なら、武蔵野市で教育を受けた子どもは権利だけ叫ぶ偏った大人に育って欲しくはないからです。</p> <p>子どもたちは子ども同士の中の世界があります。その世界を権利という名の美名のもとに大人が壊し、そして親子関係や生徒と教師の関係を分断している様に見えます。大人の都合の為に子ども条例を作るのではなく、子どもが助けを求めてきた際に的確な救いの手を差し伸べる事ができる様にするのが市としての役割なのではないでしょうか？</p> <p>保護者や教育者が愛情を持って子供を育てる土壌づくりに市は徹するべきで、個々の家庭の教育方針の自由を侵害している様に思えてなりません。</p> <p>日本国籍を持つ武蔵野市民の子どもたちと親御さんたちが安心して暮らせる為の条例づくりを切に願っています。議会でもっと議論していただきたいです。</p>	ご意見として承ります。条例案の中には、他の人の権利や意見を大切にすること、保護者、家庭や学校（育ち学ぶ施設）への支援を市が行うこと等を記載しています。また、子どもが相談に来た際の対応についても充実を図る趣旨を記載しています。
326	その他		<p>法律作る前に先生の学校の労働環境の整備が先。やる事他にたくさんあると思いました。</p>	ご意見として承ります。なお、武蔵野市では、武蔵野市立学校における働き方改革推進計画として「先生いきいきプロジェクト2.0」を策定し、教員の多忙化解消に取り組んでおります。
327	その他		<p>子供のアンケートを見ると、相談相手は母親、友達が多い。一方、先生やカウンセラーは低く、子供たちから期待されていない。この層の信頼度向上、クオリティ向上の必要性、役割を果たす義務があることを指摘してほしい。</p>	研修等を通じて相談支援事業を担うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質の向上に努めます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
328	その他		子ども人権があり守るべきなのはわかるがわざわざ条例にする必要があるのかよくわからない。 例えば子供は義務教育で学校に行く必要があるがこの権利を使ってわざと休んだりしても親は何も言えなくなる。	素案の「はじめに」に記載した通り、市では、条例にすることでより子どもの権利が保障されることになると考えています。また、子どもの権利については、安心して生きる、休息する、遊ぶ、学ぶ、といった様々な観点からのものがありますが、一つの観点からだけではなく、総合的に子どもの最善の利益が十分考慮されることが重要であると認識しています。
329	その他		検討委員会で専門の先生やその分野で活動されている方々が議論し提案されているのですから、一般のパブリックコメントを吟味もせず素案に盛り込むのはどうかと感じました。最終段階では必ず委員会の皆様が納得する形で提出いただきますようお願いいたします。	委員会中間報告へのパブリックコメントについては、委員会で吟味いただき、委員会最終報告書を市に提出していただきました。市の素案は、同報告書等を踏まえて、市としての考えをまとめたものです。
330	その他		全体的に、保護者・子ども・支援者にどのように周知していくかが大切であるのではないかと感じます。自分で情報をとりにいける保護者とそうではない保護者がいるため、そうではない保護者やその子どもにも伝わってほしい情報であると感じます。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
331	その他		子どもの権利について子どもと先生が話し合う機会があったらいいと思います。	ご意見として承ります。
332	その他		武蔵野市、終わってるな。 特に教育委員会、腐りすぎ。	子どもの権利条例（素案）に対していただいたご意見は真摯に受け止め、教育委員会も一体となって、条例案を検討いたします。
333	その他		条例ができた後から、普通の市民はこの条例のことを知り始めるのではないかと思います。条例が議会を通過したあとでも、パブコメを実施し続けて、改正する機会を作ってください。 私は11月26日の意見交換会に参加して初めてこの条例のことをはっきり知りました。令和3年から始まっていたことを知って愕然としています。知らなかったのが悪いと言われるかもしれませんが、反省もしていますが、これからも条例について学び、意見を言い続け、聞いていただく機会が必要だと思います。市の専門家の方々や検討委員の先生方が2年かけて考えたことを、私のような法律の素人が、簡単に理解できるはずがないと思います。	条例がすでに制定された後にパブリックコメントを実施することはできませんが、今後も条例の周知啓発に努めてまいります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
334	その他		<p>わが市の子育て支援全般ですが、残念ながら近隣自治体等に比べて劣っているとの印象を持っています。自治体の規模の問題なのか、たまたまの巡りあわせだったのか、定量的なデータまでは持ち合わせておりませんが、例えば不登校で悩む保護者の方の総論は、そういった意見が多いように見受けられます。</p> <p>この条例制定にみあうだけの立法事実は可視化できているのでしょうか。既存の枠組みのなかでもっとできるはずのことが、逆に条例制定にリソースをとられて、置いてきぼりになっていないでしょうか。</p> <p>条例が制定できたことを（条例を制定すること）が自己満足的に目的化してしまい、むしろ日々の現場での細かい努力・調整がおろそかになることを大変に懸念しています。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、市の考える立法事実については、素案の「はじめに」に記載した通りですが、不登校の子どもが利用する施設をはじめ、支援を必要とする子どものための施設の利用者、職員からも意見を聴いています。市では、条例が制定されることで、既存の支援の仕組みについてもより充実が図られ、身近な生活の場で子どもの権利が保障されることにつながると考えています。</p>
335	その他		<p>一日も早い条例化を心から期待しています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
336	その他		<p>子どもの権利条例は必要ない。</p> <p>理由は、子どもの権利条約がり、国内にはこども基本法もあるし、東京都こども基本条例もあるので。</p>	<p>ご意見として承ります。素案の「はじめに」に記載したとおり、子どもの権利は、子どもの生活の場で保障される必要があり、条例はそのために必要な事項を定めるものと考えています。なお、国や東京都も、各自治体における子どもの権利を保障するための取組を促進しようとしています。</p>
337	その他		<p>子どもの権利条例ではなく、いじめ防止条例を作って欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。本条例に基づき、武蔵野市いじめ防止基本方針をはじめ、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。</p>
338	その他		<p>パブリックコメント同様、市や武蔵野市の各地区で実施された条例に関する説明会や勉強会でも多くの意見が出されたことと思います。そうした内容を吟味、検証し、さらに議論の場を設けることで、制定後すぐに見直しをする必要がない、多くの市民が納得する条例の制定をお願いしたいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
339	その他		<p>この条例は、大人の都合で作るのを止めてしまっはいけないものだと思います。子どもの権利条約を日本が批准して30年。子ども基本法や東京都の子ども条例もつくられている今だからこそ、早急に条例を作ることが求められていると考えます。</p> <p>市民の中で議論が足りないとか時期尚早という意見を持つ人も居るように聞きますが、この素案にも普及啓発という項目を持ちこれからも考えていくという姿勢があるのだからこそ、条例が必要なのだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
340	その他		種々指摘しましたように、問題が多いと思います。先ずは、こども基本法の施行を待って、そのあとで、こども基本法と整合をとりながら、本条例を制定するのが良いと思います。議会での審議も、十分に行っていただきたいです。 特に、子ども権利擁護委員制度（従来案では「オンブズパーソン制度」）は、より慎重な審議を継続いただくようお願いいたします。	市議会の審議については、ここでご回答できないのですが、ご意見として承ります。なお、こども基本法についてはすでに公布されており、内容については整合を図っています。
341	その他		最後に、基本法は「こども」、条例は「子ども」となっていますが、「こども」に統一されてはいかがでしょうか。	国内の様々な法令、制度において「子ども」「子供」「こども」の3種類の標記が混在している状況ですが、その中で最も一般的に使用されている「子ども」の表記に統一しています。
342	その他		国連・子どもの権利委員会からの日本への所見（2019年）において、リプロダクティブヘルスに関する指摘があるが、本条例の中での取り扱うべき範囲がないように思われる。思春期の子どものセクシュアルヘルスおよびリプロダクティブヘルスに関する教育や政策、ケアサービスが、（学校のカリキュラムは難しくとも、）学校に関連したサービスもしくは地域・市民団体との連携においてでも、市独自に取り組むことを目指した規定が存在すべきでは（例：保護者会、外部講師、地域団体による教育・啓発機会を提供するなど）。また、思春期の子どものセクシュアルヘルスおよびリプロダクティブヘルスに関する大人（保護者、育ち学ぶ施設、市民）の学びの機会も積極的に提供されるべき。 外国にルーツを持つ子どもへの支援も入っているので、本条例が、外国語ややさしい日本語などによっても発信され、隔てなく条例にアクセス可能な状態を作る必要があると考える。	ご意見を今後の施策、条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
343	その他		私学の問題などまだまだ残されている課題は多くあります 本当に子供のことを考えるのであれば、2月議会に提出などという期限ありきの議論でなく、問題がなくなるまでの議論を行ってほしい	ご意見として承ります。
344	その他		また、いじめやネグレクト、ヤングケアラーその他至急解決しないといけない問題があるのであれば、それは子供の権利条例の中に入れて解決するのではなく、その問題に特化した条例を作り、それに対応するべきではないか	ご意見として承ります。本条例に基づき、武蔵野市いじめ防止基本方針をはじめ、いじめの防止や虐待の防止等、子ども権利を守るための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。
345	その他		本条例案はまだ練り上げる余地があり、議論を継続していき市民の意識を喚起することが望ましいと思います。子どもや市民がようやく関心を持ち始めたところなのではないでしょうか。この議論を盛り上げてみんなでこどもたちのことを考える条例となっていくことが、「子どもの権利条約」の理念を反映させることだと思えます。	ご意見ありがとうございます。今回のパブリックコメントでも多くの意見をいただき、市として条例案を精査しました。条例が制定された後も、子どもの権利についての周知啓発は充実させていきたいと考えています。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
346	その他		本年6月、こども基本法が国会で成立しました。 従来は、法律がなかったので、各自治体で子ども基本条例を作っていましたが、今や、国の法律が施行される状況では、本条例は必要性が低くなったと思います。	ご意見として承ります。素案の「はじめに」に記載したとおり、子どもの権利は、子どもの生活の場で保障される必要があり、条例はそのために必要な事項を定めるものと考えています。なお、国や東京都も、各自治体における子どもの権利を保障するための取組を促進しようとしています。
347	その他		家庭がない子ども、家庭が機能できない子どもを悲しませる条例にならないようにしてください。	ご意見を踏まえ、子どもの権利を保障するための施策を実施していきたいと考えています。
348	その他		児童館には子どもが絶対に安心できる場であり続けることを期待しています。	ご意見ありがとうございます。今後も安心できる場であるように努めてまいります。
349	その他		子供の権利条例に強く反対いたします。 子供を守るのは成人の義務です。 未成年は一人前の権利主体ではありません。	ご意見として承ります。
350	その他		条例だけでなく具体的な事例で武蔵野市の姿勢を示してください。 1) 小学生が冬の体育で長袖長ズボンのジャージを着ることを許容してください。 寒い中、半袖半ズボン下着なしの服装を強いられるのは、権利を守られているとは言い難いと思います。	ご意見ありがとうございます。具体的な取組を考える際の参考にさせていただきます。
351	その他		条例だけでなく具体的な事例で武蔵野市の姿勢を示してください。 2) 小学生の防災頭巾をヘルメットにしてください。	ご意見ありがとうございます。具体的な取組を考える際の参考にさせていただきます。
352	その他		条例だけでなく具体的な事例で武蔵野市の姿勢を示してください。 3) 義務教育の意味を子どもにきちんと教える機会を作ってください。 (親には子どもに教育を受けさせる義務はあるが、子どもは小学校に行く義務は無い) 勘違いから、学校に行けないことで無駄に罪悪感を持つ子供がいます。	ご意見として承ります。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
353	その他		「虐待やいじめや事故などでこどもの命が奪われる」「子どもの貧困やいわゆるヤングケアラー問題」これらの武蔵野市のデータや研究も市民に公表して欲しい。立法事実を明確にするために。	これまでの調査結果等はホームページなどで公開していますが、引き続きわかりやすい周知、広報に努めていきたいと考えます。
354	その他		「庁内調査では子ども自身が市の相談窓口に来る事例はきわめて少ないことが分かりました」来やすい工夫があった中で少ないというのと、来にくい状況で少ないというのでは意味が違う。相談窓口が午後5時まで〔電話は10時〕であったり、むさしのキッズページに相談用のリンクやメッセージを発信していますか？公式HPに子どもが相談しやすい工夫はありますか？「子どもからの相談件数庁内調査まとめ」をみると子どもだけに特化した相談窓口がないことから、相談数が少ないのは権利の問題と関係あるのか疑わしく、それを立法事実として取り上げるのには違和感を持つ。相談が少ないから条例が必要というのなら、相談が多ければいいのかという議論になってしまう。もっと踏み込んでデータや事例などを用いて武蔵野市の現状でなぜ条例が必要なのかを説明する必要があると思う。	ご意見を今後の周知啓発の参考にさせていただきます。なお、子どもの権利擁護委員については、相談しやすい窓口の設置というだけでなく、第三者性を持つ救済機関として必要であると認識しています。
355	その他		市立アンケートとあるが私立は含まれているのか？	私立学校を含めた、インターネット上のアンケートを別途実施しています。詳細は以下のURLでご確認ください。 https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/032/777/web.pdf
356	その他		条例検討委員会の委員の皆様には感謝の気持ちを持つと同時に、会によっては喜多先生が全体の半分発言している。それは議論、検討したといえるのか疑問。	ご意見として承ります。
357	その他		子どもからの意見が特定の年齢から集まっていて乳幼児などの保護者からの意見などが見えてこない。	ご意見として承ります。
358	その他		助成対象を市の内部だけで決める仕組みに不安を感じます。	ご意見として承ります。
359	その他		P1 令和2年度の子ども自身が相談に来る事例がきわめて少ないのは、それなりに敷居が高く、周知不足なのではないだろうか？ 市政の状況や都政及び国政の方向性が変わっても、この条例は生き続けることを望む。	ご意見を今後の条例の周知啓発等の際の参考とさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
360	その他		<p>以下の理由で子供の権利条例の制定に反対です。</p> <p>①立法事実がありません。必要かどうか分からないうちに、条例の必要性だけを強調して周知するのは順番が逆です。児童向けのアンケートも誘導的であるように感じました。また、Teensムサカツでも声を拾っているとのことですが、肝心なのは、そうした場に来ることができないような子供も支えることだと思えます。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、市の考える立法事実については、素案の「はじめに」に記載した通りですが、Teensムサカツだけではなく、支援を必要とする子どもの居場所の利用者、職員をはじめ、さまざまな子どもから意見を聴いています。市として考える必要な支援について記載した本条例が制定されることで、身近な生活の場で子どもの権利が保障されることにつながると考えています。</p>
361	その他		<p>②家庭の重要性の記載がありません。子どもの権利条約、こども基本法でも、まず家庭の重要性について記載していますが、なぜ武蔵野市の権利条例にはそれが無いのでしょうか？</p>	<p>家庭の重要性については、市として認識しており、家庭への支援について条文にも記載している通りです。なお、子どもの権利条約、こども基本法に記載されている内容は、条例の前提として認識しています。</p>
362	その他		<p>③国・都の法令を踏まえるという説明が今回の素案で削除されているのが非常に不安です。前回の報告には「子どもの権利条約に基づき、日本国憲法をはじめとした、国や東京都の子どもに関する各種法令をふまえ、とくに地方自治の精神のもとで、子どもの権利の現実を直視し、武蔵野市から子どもの権利を実現していくために、ここに武蔵野市子どもの権利に関する条例（仮称）を定めること」とありました。これを削除したことに対して大きな不信感があります。</p>	<p>ご意見をを受けて条例の目的（第1条）に、「日本国憲法その他関連する法令などに基づいて」との文言を追記します。</p>
363	その他		<p>⑥私立学校にどのように武蔵野市の権利条例の対応を促せるのでしょうか？現実的に考えて不可能だと思えます。一方で、市内の私立校に通う比率は4割と聞きます。4割を放置する条例など、意味がありません。</p>	<p>「育ち学ぶ施設」には私立学校も含まれています。本条例が市内に住所がある子ども、市内にある学校に在籍する子どもの権利に関する条例であることを私立学校に周知していきます。また、条例案第24条に規定するいじめ防止関係者連絡会には、関係機関として私立学校の参加を促すなどしていきます。</p>
364	その他		<p>⑨全体として、子供を家庭や学校から分離し、権利擁護委員・活動団体に預けることで、家庭や学校の手が及ばないところで、思想を吹き込まれるのではという不安があります。また、そのような団体に資金を提供するルートを確立したいように見受けられます。</p>	<p>ご指摘のような内容の条例案ではありませんが、今後誤解を招くことのないよう、わかりやすい周知啓発に努めていきます。</p>

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
365	その他		⑩今回の条例は喜多教授が中心となって作っていますが、川崎市など、他の自治体で同教授が作ったもののコピーのようであり、また全体として現代の子供の問題を把握していないように見受けられます。検討会でも、喜多教授の発言が大部分を占めており、十分な議論ができたとは思えません。また、条例に反対する意見を述べた人に対し、なぜ呼んだのか考えるようにと、意見を封じるような発言もありました。喜多教授がワンマンで作っており、「喜多条例」と揶揄する声も多く見受けられます。とても武蔵野市のことを考えて作っている条例とは思えません。	ご意見として承ります。
366	その他		⑪条例を作るよりも先に、児童虐待などの問題を具体的に解決すべきですし、児童虐待を防ぐための法令などはすでにあります。まずは個別の問題を解決する体制づくりが先です。	ご意見として承ります。なお、条例の制定によって、他の検討や事業が停止、縮小するといったことはありません。今後いっそうの充実を図ってまいります。
367	その他		「根拠法」「立法事実」が無いのに、条例を制定するのですか？ 私立の学校に通っている子はどうなるのですか？ 職員の方々が住んでいる自治体で同じ条例が制定されたらどう思いますか？ いじめた子が市外に居住している場合はどうするのですか？ 将来を担う子どもたちの事なのに、拙速過ぎます。	市として考える条例の必要性、素案の「はじめに」の記載したとおりですが、条例ができることで、身近な生活の場で子どもの権利が保障されることにつながると考えています。一般に、条例の効力が及ぶ範囲（地域）は、市内に限られますが、本条例に規定する子どもの権利擁護委員については、必要に応じて他自治体の機関にも協力依頼等を行うことも想定しています。また当然ながら警察、児童相談所等との連携も市として行ってまいります。
368	その他		子どもの権利条約が誕生してすでに33年経ちます。私たちは保育者として武蔵野市が「子どもの権利条例」をつくろうとされていることに対し、もろ手を挙げて大歓迎するものです。やっと子どもの権利条約の言葉で保育を語り合うことができると大変喜んでます。多くの市民や育ち学ぶ施設の関係者、行政、議会などのみなさんとともに誠実に意見を交わしながら、よりよい内容のものにつくっていけたらと心から願っています。	ご意見ありがとうございます。
369	その他		・検討委員会の報告書では、どのようなことが大切か検討されたかが書かれていたと思いますが、素案を読むと、それらの文章がひとまとめになっていたり簡略されてしまっていて、伝わりづらくなってしまった感じがしました。なるべく初めての方にもわかりやすいように、説明を削らないで欲しいです。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。なお、条例公布後、趣旨・説明に記載した内容を含めた、条例の逐条解説を作成する予定です。
370	その他		〇どこかに入れてほしい 侵害されている「しあわせに産まれてくる権利」（p.57に子どもの意見があります）望まれない妊娠、新生児の放棄など、事件の報道のたびに父親はどこで何をしているか？と考える。特に男の子に、父親になることの意味や責任を、適切な時期に教える必要がある。（学校での性教育）	記載については素案のままとさせていただきますが、ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	ご意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
371	その他		武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案の作成、お疲れ様です。全体として、よい内容にまとめていただいていると思います。	ご意見ありがとうございます。
372	その他		<p>1. 性についての権利</p> <p>子どもの権利の中で言及されにくいものとして、性についての権利があると思います。子どもは一定の年齢になれば性行為を行えるようになりますし、それに伴って、性感染症や望まない妊娠のリスクも発生します。</p> <p>性行為に伴うさまざまな知識を正しく知る権利、そして性に関する自己決定の権利にもとづき、性感染症や望まない妊娠を回避できるような取り組みをすすめるべきだと思いますが、そのような文言をどこかに加えられませんかでしょうか。</p>	ご意見として承ります。本条例では、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利を保障するものであり、性教育に限らず、子どもにまつわる多様な課題については、育ち学ぶ施設や関係機関と連携し、対応を進めていきます。